



南支那及南洋調査第九十七輯

佛領植民地の關稅政策

臺灣總督官房調査課

始





凡例

本書は "The Colonial Tariff Policy of France," By Arthur Girault. の Second Part を當課に於て譯述せるものなり。
本書は、閱覽の便を圖り、筆寫に代ふるに印刷を以てせるに止まり、敢て公刊せんとするものではない。

昭和六年三月

臺灣總督官房調査課



1421-478

佛領植民地の關稅政策 目次

發行所寄贈本

緒論

第一節 資料—母國並びに植民地の統計……………一

第二節 本國稅關統計による佛國對植民地貿易……………五

第三節 植民地稅關の統計に依る佛國植民地の對外貿易……………三

第一章 小植民地……………七

第一節 アンティュー……………七

第二節 レユニオン……………二六

第三節 ギアナ……………三〇

第四節 サンピエールとミクロン……………三三

第五節 ニウ・カレドニア……………三七

第六節 佛領オセヤニア……………四二

第七節 佛領印度……………四四

目次

第八節 佛領ソマリランド沿岸地方……………四
 第九節 結 論……………四

第二章 印度支那……………五

第一節 印度支那對外貿易の發達……………五
 第二節 印度支那に於ける物産と輸出……………五
 第三節 印度支那の購買と消費……………六
 第四節 批評及び結論……………六

第三章 マダガスカル及び其屬領……………七

第一節 マダガスカルの對外貿易……………七
 第二節 輸 出……………七
 第三節 輸 入……………七
 第四節 批評及び結論……………七
 第五節 マヨツテ及びコモロ……………八

第四章 佛領西部阿弗利加……………八

第一節 佛領西部阿弗利加對外貿易の發達……………八
 第二節 佛領西部阿弗利加の物産と輸出品……………八
 第三節 佛領西部阿弗利加の購買と消費……………九
 第四節 結 論……………九

第五章 赤道阿弗利加に於ける佛領植民地……………九

第一節 赤道阿弗利加に於ける佛領植民地の關稅問題……………九
 第二節 佛領赤道阿弗利加の對外貿易……………九
 第三節 統一關稅制度に對する批判……………一〇

第六章 アルヂェリア……………一〇

第一節 アルヂェリアの對外貿易の發達……………一〇
 第二節 アルヂェリアの生産と輸出……………一〇
 第三節 アルヂェリアの購買と消費……………一一
 第四節 關稅統一と其の利益……………一二

第七章 チュニス保護領とモロッコ保護領……………一二

發行所 岩波書店

目次

第一節 チュニスの對外貿易……………一三四

第二節 チュニス對外貿易の批判的考察……………一四〇

第三節 モロッコの對外貿易……………一四四

第八章 結論……………一四九

佛領植民地の關稅政策 目次(終)

佛領植民地の關稅政策



緒論

第一節 資料—母國並びに植民地の統計

佛國關稅政策の結果が如何なるものであるかを見るには、關稅統計を調べる必要がある。而して是等關稅統計を利用するに當つては、周到なる判断を用ひねばならぬ。少しでも不注意があると重大なる過失に陥る虞れがある。

先づ第一に、吾々は本國の關稅統計と植民地の關稅統計とを根本的に區別して置く必要がある。本國では關稅局長が毎年「通商貿易並に航海に關する一般統計」と名づくる尨大な報告書を發表する。此報告書は一八二六年以來引續き發表せられてゐる。その採擇材料は、最初は稍々貧弱の嫌ひがあつたが、年を経ると共に漸次完全、正確なものになつて來た。一八九六年以來此報告書は全二卷とされ、その中一卷は専ら佛國の對植民地貿易並びに對諸列強貿易に充てられ、他の一卷は海運

の報告に充てられてゐる。此の報告書は通常、取扱年度の翌年の夏の終り頃に出版される。その編纂は深甚なる注意を以てせられるのであるが、それは植民地貿易に就ては、唯其一部に關する資料を供するのみである。即ち植民地・佛本國間の貿易に關しては全般に涉つてゐるが、植民地相互間並びに植民地と諸外國との通商貿易には少しも及んでゐない。本國の税關廳が、佛本國對植民地貿易以外の植民地對外貿易を調査記録出來ないといふ事は當然の事である。

佛國植民地の通商貿易統計の材料は、植民地税關が之を纏め、その發表の監督は現今本國植民省の爲す所であるが、之に依つて各植民地の本國・其他の植民地及び諸外國に對する通商に關する完全なる知識が得らるゝ譯である。是等植民地統計は、以前は發表が餘程遅れたものであるが、現今では本國税關廳の作製する統計と殆んど同じ位速かに發表せられる。かくして一九一一年の統計を網羅する二卷の報告書は、一九一二年の十月下旬發賣せられた。又植民省公報は、各植民地の關稅統計をば、報告があり次第ぎ／＼に發表してゐる。佛國植民地協會やマルセーユ植民地調査會の如き私立團體は、通商上の利便を圖る爲に、又別に佛國植民地と諸外國との貿易に關する總ゆる資料を獨立に集め、斯くして得たる資料をば即時に公表して居る。

茲に吾々は佛國植民地の貿易統計中には、アルヂェリヤ、チュニス及びモロッコと諸外國との貿易統計がない事を述べて置かねばならぬ。是等の領土は植民省の管下に屬して居ないのである。即

ち吾々の用ふる行政上の術語を以てすれば、上記の諸領土は植民地と稱する事は出來ないのである。是等の領土に關しては特殊なる報告があるから、別にあとになつてから論ずる事とする。

本國の統計と植民地の統計とを無頓著に引用する事は禁物である。物に依つては本國の税關に就て調査する方が正しいものもあるが、植民地の税關に就て調査する方が一層適當なものもある。何はさておき、吾々は本國の統計と植民地の統計から別々に數字を引出し、以て結論するやうな事をしてはならない。是等の數字を矢鱈に組合せ、之を根據として論議をする者は必ず取かへしのつかぬ誤謬に陥る。

本國の税關と植民地の税關とは全く別個の行政廳であつて、同一官省の下に屬して居ない。兩者は慣例を異にし、法規を異にし而して用語を異にしてゐる。従つて双方互に理解し合へないものである。先づ初めに當つて注意すべきことは、植民地の税關に於ては輸入品の項目に記載して居るものを、本國の税關では輸出品の項目に載せ、又反對に植民地に於て輸出品として記載するものを本國では輸入品として記載する。印度支那より佛國に向けて船積せる米は、印度支那にとつては輸出であるが佛本國にとつては輸入となり、又一方印度支那内で佛國製造者が賣つた綿織物は、佛國に取つては輸出であり印度支那に取つては輸入となる。輸出輸入此の如き根本的相異があるばかりでなく、植民地税關が輸出の欄に記せる數字は、同一年度に本國税關が輸入の欄に記せる數字と

決して一致してゐない。同様に植民地の輸入高は決して本國の輸出高と同一ではない。その相異は或場合には非常に大なるものである。然し、この事實を以て是等二つの統計の中、何れか一方が誤つて居るといふ根據とはならない。否兩者は共に絶對的に正確なものであるかも知れない。兩者を一致せしむる事がごとく無理であるのかも知れない。即ち吾々は航海の期間といったものを考慮に入れて置く必要がある。例を舉げて見れば、茲に船あり、その積載する貨物の評價を數百萬法とし、十二月に或る港を出で一月に他港に到着するとする。船荷は一九一一年の統計には輸出として現はれ、一九一二年の統計には輸入として現はれる。船が難破したとすれば、貨物は全然到着しない様な事もある。

貨物が規定上無税である場合には、税關廳は數量については概算數を以て満足するであらうし、又その概算數も出航の時と入港の時とは異なるであらう。分類も佛本國と植民地とは同一とは限らないし、植民地に依つても夫々相異があるかも知れない。

最後に當つて特に重要な事實は、輸出入貨物に對して植民地に於て評價された價格は、本國の大藏省に屬してゐる常設税關貨物評價委員會に於て決定された價格と同一でないといふ事である。その相異は時として非常に大きい事がある。こんなことから本國と植民地の輸出入統計に喰違ひを生ずる。ドユビエーフ氏 (Duhief) は、一九〇四年の植民地豫算に關する報告書の中に、次の如き

代表的な例を擧げてゐる。即ち一噸の落花生がセネガルに於ては一一〇フランにして、佛本國にては二二〇フランである。レユニオンに於て四十一フランするヴァニラが巴里にては八〇フランである。ニウ・カレドニヤを出帆する時に一噸五十四フランしかしないニッケル鑛石が佛本國に達するや三五〇フランに騰貴する。一般的に言へば、商品の價格は生産國に於けるよりも消費國に於ける方が高いものであるから、同一物であつても、佛本國に於ける輸入價格は植民地で輸出される時の價格よりも常に大である。

最後に吾々が留意せねばならぬ事は、植民地に於ては、一般貿易と特殊貿易との根本的區別が母國に於ける程嚴格なものではないといふ事である。印度支那の關税は、この兩者の區別に大いに意を用ひて居るが、多くの他の植民地に於ては、かゝる事は考へられておらぬやうに思はれる。勿論かゝる事は、之等諸他の植民地に於ては、あまり重大なことではない。この區別を維持する爲に、本國の税關が如何に嚴格な規則に従つて居るかを知り、倉庫營業・運送及び保税倉庫の入庫許可に關する諸規則の運用が如何なるものであるかを了解したならば、誰しも本國の統計と植民地の統計とを一致せしむる事は不可能であつて、一致を求めんが爲めに拂はれる所の努力が、結局其れ程必要なものでないといふことを悟るであらう。

第二節 本國税關統計による佛國對植民地貿易

此の問題に就て佛國一般貿易統計表の供給する豊富なる報告は、注意深き分析をなして初めて役立つものである。漫然大數を以て満足する者は、その統計から責任ある而も正確なる結論を引出す事は出来ない。例へば、佛本國よりその植民地への輸出總計を、年に依て比較するが如きは何の益にもならぬ。佛國植民地領域は過去一世紀間に非常な變化をなして居る。昔日の植民地と今日の其れとは同一でない。然れば佛國植民地領域が擴大すると共に、佛本國對植民地貿易も亦増加して來たといふが如き、平凡なる結論しか此の如き比較に依ては得られないといふやうな結果になる。

然し佛國一般貿易表によるときは大體次のやうな有用なる資料が得られる。

(一) 此統計によつて佛國の植民地貿易と對外貿易の比較研究を爲す事が出来る。

一例として一九一二年の一般貿易統計を附記すれば、

諸 外 國 アルゼエリア、チエ ニス及び諸植民地 合 計	輸 入		輸 出	
	百萬フラン	百萬フラン	百萬フラン	百萬フラン
諸 外 國	九、三五四・八	七、八〇一・〇	一、〇二二・九	八、八二三・九
アルゼエリア、チエ ニス及び諸植民地	九三八・八	一、〇二二・九	五、八〇二・六	九一〇・〇
合 計	一〇、二九三・六	八、八二三・九	六、七一二・六	九一〇・〇

同一年度の特殊貿易統計は次の如きものである。

現在、植民地貿易は對外貿易の十分の一を少し起えてゐるが十九世紀の終りには十分の一にも達しなかつた。植民地貿易は佛國貿易總額に相對應して増加して來たが、今尙ほ僅かなパーセンテージを占めて居るに過ぎないが、一般貿易に於ては殆んど二十億フランに達し特殊貿易に於ては十八億フランに達して居り、植民地貿易が吾佛國にとつて確かに重大なものであることは言ふ迄もない。吾々は又一般貿易表によつて、輸入品の生産地としての植民地と、輸出品の市場としての各植民地に就て夫々順位を決定する事が出来る。今輸入品の生産地に關する統計要覽から拔萃を試みる事とする。その要覽の中には佛國の對外貿易に於ける重要な程度に順じて諸國名を列記してゐる（一九一二年の特殊貿易に於ける輸入統計）。

六 アルゼエリア	四二七・三
二四 西部及び赤道阿弗利加	九一・四
二五 チュニス	八五・二
二六 佛領印度支那	八二・五
三一 サンピエール、ミクロン及びアランドバンク	三六・一
三二 マダガスカル及びその屬領	三五・五
三七 佛領印度	二八・一
三八 マルテイニーク	二五・七
三九 ガアロープ	二四・四

四一	レユニオン	二二・一
四七	ニウ・カレドニア及びオセアニア植民地	一四・九
五〇	ソマリランド沿岸地方	八・〇
五一	ギアナ	七・一

次の統計は一九一二年の佛國輸出品の到着國たる諸植民地に就き順位を示すものである。

四	アルヂェリア	五六八・五
一〇	チュニス	一〇九・五
一三	印度支那	七八・九
一八	西部及び赤道阿佛利加	五〇・一
二二	マダガスカル及びその屬領	四一・二
三三	ガデループ	一三・八
三四	マルテイニーク	一二・九
三九	レユニオン	一〇・五
四五	ギアナ	八・七
四六	ニウ・カレドニア及びオセアニア植民地	八・七
四八	サンピエール、ミクロン及びグランドバンク	三・〇
五一	ソマリランド沿岸地方	三・〇
五八	佛領印度	〇・七

前掲の表を比較すると次の様な事が解る。即ちサンピエール、ミクロン、印度及ソマリランド沿岸地方の如き重要なならざるものを除いては、總ての植民地が輸入よりも輸出に於て優位を占めてゐる事である。右に示す如く佛本國が其植民地に賣り込む額は、植民地より購入する額より少し多い。更に又一九一二年の貿易統計中にはモロッコが外國の内に入れられてゐる事に注目を要する。之はモロッコ保護權設定條約が同年初めて調印・批准された許りであつたからである。モロッコからの輸入額は一九、六一三、〇〇〇フランに上り、モロッコへの輸出額は五二、四一〇、〇〇〇フランに達してゐる(特殊貿易)。

(二) 一般貿易表によつて、各植民地が各々の生産物の輸出入に於て、どれだけの程度に干與してゐるかの状態を知る事が出来る。

輸入に關しては次に擧げるが如き種々の事實に注目して見ると面白い。即ち佛本國に輸入される牡牛及び山羊は殆んど全部アルヂェリアより來る事、佛本國に輸入される莫大なる小麦・燕麥・大麦も亦同様北阿弗利加より來る事、米は大部分印度支那より來る事、植民地から本國に送られるコブラの量は本國に於ける使用量の十分の一にも達しない事、落花生は約半數が植民地より來る事、佛國植民地から來る砂糖の消費が十萬八百噸であり本國産出の砂糖の消費額は五十五萬四千噸に上り外國糖の消費は十八萬一千噸になつてゐる事、佛國植民地のコーヒー及びココアは母國消費の分量

からいふと小額たるに過ぎない事、印度支那に於て産出される胡椒は大部分本國に送られ又その茶は四分の一程しか送られないといふ事、佛國に於て使用されるヴァニラは大部分印度洋及オセアニアの植民地より來る事、佛國植民地は巴里へ一九〇〇〇キントル（百ポンド）の護謨を供給するに過ぎないのに、諸外國は十三萬八千キントルの護謨を供給してゐる事、佛國植民地より内國市場に入る綿花の分量は實に微々たるものである事（三百四十六萬キントルの内僅々六萬キントル）、チユニス（佛國農業の必要とする磷酸礦物の四分の三を供給して居る事等である。是等の比較研究の結果は非常に重要なものである。即ち一方では植民地生産物に對する佛國市場の吸收能力が判かり、又他方に於ては佛本國の需要を満すといふ見解からして植民地生産物の重要である事が解る。

一般貿易表に現はるゝ輸出に關する結果も同様に興味あるものである。綿織物は一九一二年に三億八千四百萬フランの輸出を以て統計表の第一位を占めてゐる。この輸出總額を細別して見れば、アルヂェリヤが六千九百萬フラン、チユニスは八百五十萬フラン、モロッコは百五十萬フラン、印度支那が三千萬フラン、マダカスカル及び其屬領が二千萬フラン、レユニオン・アンティユ群島及びギアナを合して八百萬フラン、西部アフリカ及赤道アフリカが四百萬フラン弱といふ事になる。一九一二年にはアルヂェリヤ及其他の植民地に於ては佛國輸出の綿織物を四分の三以上も吸收して居る。此の事實の重要な事を見逃してはならない。之は即ち佛國の製造業者が自身の利益の爲に

如何に熱心に植民地市場を保留せんと試みて居るかを明示するものである。鐵材並びに冶金的産物の輸出に關しても亦アルヂェリヤ及びその他の諸植民地の分が割合に大きいのである（一億一千九百萬の中四千七百萬）。又葡萄酒に就て植民地市場の供給する市場は、又蔑るべからざるものであつて、佛國各植民地が本國より購入する商品の中、葡萄酒は大概優秀なる地位を占めてゐるのである。それにも拘はらず、植民地は本國の輸出する葡萄酒の十分の一位しか消費しておらぬ。

以上の記載によつて、個々の本國産業に對して植民地市場が如何に重要であるかといふ正確な推定を下す事が出来る。本國の生産者は植民地の需要が如何なるものであるか、又彼等の嗜好は如何なるものであるかといふ事を見出すことにはあまり意を用ひずに、唯自己が提供する生産物を植民地が消費し得る量の多寡を自問自答するのみである。之は、關稅改革に關する植民地住民の要求に對して各産業家のなした反對の程度を理解せんとする者が、必ず考慮せねばならぬ見解である。

(三) 最後に通商・海運一般表は、吾が植民地貿易が吾國諸港の活動並びに吾が商船の使用と云ふことから見ても重要な事をば明かにして居る。吾國諸港より佛國船の輸送する商品の三分の一はアルヂェリヤ、チユニス或は他の諸植民地に向ふのである。而して同一船舶が持歸る商品の三分の一は諸植民地より來るのである。されば、マルセーユ或はボルドーの如き都市に於ける植民地貿易が、如何に重要であるかは何人も了解し得る。植民地との貿易の發達は、船舶所有者にとつて最も

大切なことである。之即ち是等二、三の集散都市が現在より自由なる經濟政策の確立を希望してゐる所以で、植民地住民をして今までより以上に生産消費する事を得しめんとするのである。

本國稅關廳の作製に係る統計によつて吾々は種々の知識が得られる。その統計は植民地貿易が國家にとつて如何に重要であるかを示し、植民地關稅制度の問題に利害關係を有する佛國諸團體の執つた個々の態度に對する理由も亦該統計によつて説明が出来る。然しかゝる事柄は、問題の一面面に過ぎない。

第三節 植民地稅關の統計に依る佛國植民地の對外貿易

佛國植民地(アルヂェリア、チュニスを除く)の對外貿易は、一九一一年には輸出入合計十二億四千二百萬フランに達し、この合計は次の如き内容であつた。

佛國よりの輸入	二百六十一・三
佛國植民地よりの輸入	一六・五
諸外國よりの輸入	三二三・四
合計	六〇一・二
佛國への輸出	二七三・四
佛國植民地への輸出	一〇・四
諸外國への輸出	三五七・二
合計	六四一・二

既往數年間の統計と比較すると今年度の統計の數字は、著しい進歩であつて、大に堅實さを示してゐる。佛國植民地の對外貿易は、ルイ・フィリップ時代の終りには年々二億圓に達してゐたが奴隸廢止の爲、局面は轉回して一八四八年にはこの貿易額は一億二千百萬フランに減じた。

然るに少しづつ回復して、關稅自治の確立された一八六六年には植民地の對外貿易額の總計は三億フランを突破した。一八八三年に至るまでは、普通の年は年三億乃至四億の間を上下し、一八八四年—一八九七年には年額四億乃至五億の間にあつたが一八八八年以來急速の進歩をなし、一九〇一年には總額八億フランを突破し、一九〇七年には十億臺を見るに至つた。

之は幾分平凡なることではあるが、佛國植民地對外貿易の漸進的發展をなしたといふ記述が、事實上是等統計數字から得らるゝ報告としては唯一の有益なるものである。一八九二年に制定された關稅制度の結果に關する結論は、之等の數字からは得られないことは明かである。

事實上、是等の總計の中には、關稅非統一植民地が統一植民地と共に包含せられてゐる。更に又一八九二年以來、佛國植民地領域は頓に發展して來て關稅統一植民地の數にも變化を來たして居る。かゝる状態では凡ての植民地に關する統計數字を集めても其結果は、到底證據材料として役立つな

い。

茲に吾々が仔細に各植民地の對外貿易發達を研究する時、統計上の結果が無益であるといふ感を

深くするのであつて、大いなる相異に研究者をして混亂させるのである。統計は各植民地に於て同一様式で作られて居らぬ。特に輸出入貨物に附せられる價格が植民地毎に相異なる事は明かに認められる。植民地の中にはその對外貿易が非常に急速の發達を遂げて來てゐるものがある。即ち印度支那及び西部阿弗利加の如きが之である。又一方にはその進歩の遙かに遅々たるものがある。或植民地に至つては對外貿易額が停頓し、或は減じて來たものさへある。本國との間に行はれる貿易の割合は植民地毎に非常な相異があり、中には其生産貨物を殆んど全部佛本國に送る植民地もある。アンテューユ、レユニオンの如きはそれである。中には又その輸出貨物を主として諸外國に向けるものもある。或る植民地はその買入れは大部分之を本國に於て爲すものがあるかと思へば、一方には自己産出の貨財を好んで外國市場に賣り捌く植民地もある。而して是等の結果の相異は關稅制度如何には何等關係ないやうに思はれる。佛本國と大なる取引をなす植民地の中にも關稅の統一されたものと統一されざるものがあり、一方には主として諸外國と取引する植民地の中にも關稅の統一されたものと統一されざるものがある。先入的觀念を以て是等關稅統計の研究に入る者は、その結果が違ふので直ちに迷ふて仕舞ふであらう。

然しながら、之は全く當然な事であつて、佛國植民地間には互に非常な相異があり、その輸出する産物は同一ではない。即ち或ものは砂糖を輸出し、他には米を出すもの、落花生を出すもの、ニ

ツケルを出すものと言つた具合に異つて居る。植民地中の或ものには重大なる影響を及ぼすやうな經濟上の打撃も他の植民地には少しの關係もなく終る事があるかも知れぬ。例へば砂糖の問題はアンテューユに取つては最も重大なものであるが、西部阿弗利加にとつては全然用のない事である。輸入の方面から見ても佛國各植民地の輸入商品は同一でない。そこに住んで居る住民は趣味も要求も資力も同一でない。種々雑多の住民が住んで居る。例へば安南の住民の家計と、レユニオンの西印度人やスダンの黒人又はニウ・カレドニヤの移住民或は又サンビエールやミクロンの漁夫の家計とを比較して見よ。是等の人々の服装は同一ではない。彼等は食物を異にし飲料を異にし、その住む住宅の様式も同一ではない。彼等の贅澤品も悪習も亦同一ではない。従つて顧客としては彼等は全然似てもつかないものである。此外にも植民地の對外貿易に影響を及ぼす原因が澤山ある。

通貨問題と對外貿易との關係は密接なものであり、現在印度支那に於ては他所では見られぬピアスター(吾國の二圓)に關する問題が残つてゐる。阿弗利加大陸に於ては、對外貿易は物々交換の形式をとつて行はれる場合が一番多いのである。然るに如何なる場所に於ても、勘定は爲替相場を以て定めなければならぬ。或植民地に在つては、事實上貿易と言へば皆對外的のものであつて内國の取引は殆んど存在しないものがある。一方には又植民地内部の商取引が却つて重要な地位を占めて居る所もある。

領土として拓殖事業が所謂完全なるものがあるが、そこでは發展の餘地も制限されて居る。然るに一方その他の領土に於ては今まで拓殖事業は殆んど始められておらず、又將來に於ける可能性といつても今日迄に成し遂げられた微々たる發達に照らして見て殆んど望みがない所もある。又各植民地の面積、その住民數及びその地理上の位置を考慮する事も必要であつて、貿易の一般的傾向は近隣關係によつて支配される事がある。今假りにニウ・カレドニアを大西洋中に、アンティューを印度洋中に或は又マダガスカルを太平洋中に移す事が出来るとしたらどうなるであらう。或は又印度支那をアフリカに、コンゴをアジア洲に入れる事が出来るとしたらば、如何なるであらうか、必ずや是等諸國の對外貿易は直ちにその範圍を全然變更するに至るであらう。一植民地と他の國との間に定期航路を設けるか又は既に存在する定期航路を廢止したりすれば、直ちに其航路によつて行はれてゐた其國との取引を、或は發達せしめたり或は突然阻止するやうな結果を惹起す事になる。之等の多種多様の影響を認めるならば、同一關稅制度が總ての地に於て同一の結果を生ずるものではないといふ事は何人もよく了解し得る事である。これ即ち一八九二年の立法者の企てた關稅統一なるものが愚なる所以である。

言ふまでもなく、植民地統計によつて結論に達せんとする者の取るべき合理的進路は唯一つである。各植民地に就いて別々に研究しその植民地に施行されて來た個々の關稅制度がその經濟狀態或

は財政狀態に及ぼせる影響を測定判斷せんと努めなければならぬ。この方法は非常に面倒のやうに見えるが、之が有益にして適確な結論に達する唯一の方法である。然しながら、全體の均衡を取る爲には、總ての植民地各個につき一樣に詳細なる研究をする事は出来ない。それ故、あまり重要ならざる小植民地全部をまとめて第一章に於て述べる事とする。

四大領土、即ち印度支那・マダガスカル・西部アフリカ・赤道アフリカに就ては各々特別に一章を設けて述べる事とする。之を濟ませて後、總ての點に於て一般植民地と事情を異にするアルジェリヤ並びにチュニス保護國及びモロッコ保護國の研究に進む事にしよう。

第一章 小植民地

第一節 アンティュー

マルティニークとガデループは二つの小植民地にして、經濟的並びに社會的見地から言つて、全く同一の地位にある。従つて一方に關して述べ得る事は、そのまま他の一方にあてはまるのである。何れもその大いさは本國の一行政區劃ほどのものである。

マルティニークは面積九八七平方料、ガデループはその屬領を入れて約一、八〇〇平方料の面積がある。是等の島の人口は稠密にして著々として増加しつゝある。即ち一九一一年の國勢調査の時マ

ルティニークの人口は十八萬四千、ガデループの人口は二十一萬二千であつた。この人口の中には極少数ではあるが佛蘭西系の白人が含まれてゐるがその祖先はかつて是等の島々に移住したもので、現在政治上の勢力は失つてゐるが尙經濟的優越さを維持し、土地・財産を保有して主なる企業を管理して居る。人口は大多數土人即ち昔の奴隸の子孫から成つてゐる。彼等は常に白人種を模倣する傾向がある。又總ての選舉集合に於て大多數を占めてゐる。是等の島に於ける植民事業はずつと以前に完成されたと考へられるかも知れぬが、先進文明各國が今後なし得る程な急速な發達を、是等の島の住民が成し遂げ得るといふ事は望まれない事である。

かゝる状態の下に於て、アンティューの對外貿易額が著しく停滯的性質を帯びて居るといふ事は、驚くに足らぬ事である。今奴隸廢止の前年たる一八四七年—一九一一年に於るマダガスカルとガデループの對外貿易の一般統計を觀れば、是等兩植民地の輸出入總額は各々好い年には約六千萬フラン、悪い年には約三千万フランであつた。此の變動は主として砂糖の製造高と價格の如何に因るものであつた。然し六十年といふ長日月の間には、好景氣時代もあれば不景氣時代もあつて、總體的に進歩があつたとか衰微をしたとか一概に云ふことは出来ないが、この通商上の停頓状態は、全世界の國際的通商貿易の發展といふ事から考へて見ると、相對的に退歩して居ると見る事が出来る。

佛國アンティュー群島の輸出品は全く植民地消費の重要商品より成り、殆ど全部が母國へ送られる。一九一一年のマルティニークの輸出額は二千二百五十八萬二千フランに達してゐる。その中本國に送られたものが、二千九十一萬四千フランである。この合計の中佛本國に送られた植民地消費重要商品が一千三百三十三萬二千フランあつて、佛本國に送られたラム酒の價額は六百五十三萬八千フランであつた。

此の状態はガデループに於ても同様であつて、一九一一年に於けるガデループの輸出額は二千二百十四萬五千フランであり、その中一千九百四十一萬九千フランは佛本國に送られて居る。この中植民地消費重要商品の價額が一千五百三十三萬四千フラン、本國に送りたるラム酒の價額が三百六十一萬一千フランであつた。又是等の植民地消費貨物の佛國に送られるものが大部分砂糖である事は注目に値する(マルティニークは一千二百三萬七千フラン、ガデループは一千百七萬三千フラン)。従つて是等兩島が如何に單一產物に特殊化して居るか、又兩島にとつて砂糖問題が如何に重大であるかは明かである。

更に一九一一年の統計は積年の状態を反映して居る。マルティニーク及びガデループより他の植民地向けの輸出品は數十萬フランに上つてゐた。諸外國に向けられた輸出品は、稍々重要なるに過ぎない。かゝる状態は一八六六年の元老院令布告から一八八四年迄の期間を除いては引續き存続し

てゐた。此の時期に於ては諸外國に向けられる輸出品の價額は年々數百萬圓フランに上り、時とし
ては一千萬フランを超えた事すらある。然るに一八八四年の改革以來、佛國砂糖條例によりアンテ
イユー群島生産の砂糖は、全部佛蘭西本國に送られてゐる。さればと云ふてアンテイユー群島がそ
の砂糖に對する市場として全く佛本國に從屬して居なければならぬ事はなかつた。必要あれば上
述の時期に始めてゐた如くに合衆國へ砂糖を賣る事も出来たのである。然るに佛國市場に於て植民
地製砂糖に與へられた特殊利益及び以前よりの商業關係の羈絆並びに慣習の力が、アンテイユー群
島の砂糖生産者に強大なる影響を及ぼし、彼等をして母國以外に市場を求めしめないものである。
然るに輸入の方面に現はれてゐる本國貿易はそれ程大なるものではない。次に一九一一年の統計
數字を附記すれば、

	マルティニーク フラン	ガデループ フラン
佛國よりの輸入	一〇、七〇七、〇〇〇	一一、三六一、〇〇〇
諸植民地よりの輸入	七七三、〇〇〇	四三〇、〇〇〇
諸外國よりの輸入	八、三七四、〇〇〇	六、五九〇、〇〇〇
合 計	一九、八五四、〇〇〇	一九、三八三、〇〇〇

之等の割合は一八四七年に於けるものと略々同一である。然し一八四七年から一九一一年迄必
しも同じではなかつた。一八七四年より一八九二年に至る迄は、外國よりの輸入は本國よりの輸入

に等しいか又は之に勝る事すらあつた。關稅自治制度の下に於いては、アンテイユーは自然、合衆
國から物資を仰ぐ傾向があつた。關稅統一が行はるゝに至つて今迄安價に求め得た物を、詮方なく
歐洲に來たりて高價に買はねばならなくなつた。従つて、一八九二年の法律が事實上自治制創案者
の豫想せる如く自然的貿易状態に變更を來した事は明かである。アンテイユーの住民は關稅統一の
爲に何處か他所から買ひたい様な物迄已むなく本國から購入しなければならなくなつた。諸外國よ
りの輸入品の一部は佛本國が供給し得ぬ様な種類のものであつて、本國が全く生産しないものか本
國自身の消費にも不足せるものである。又一部は下層階級の者を餓死せしめ、延いては島内の擾亂
を起す恐れあるが爲、絶對的に除外令の中に入れる必要のあつた食料品であつた。

アンテイユー群島が最も大なる物資を求める國は合衆國である。一九一一年合衆國よりマルティ
ニークへの輸入高は六百二十六萬二千フラン、ガデループへは三百七十六萬二千フランである。合
衆國からアンテイユーへの主なる輸出品は鹽漬の肉類・穀物類・棉實油及び石油・木材・化學肥料並び
に石炭である。是等の物品は大部分除外令の中に含まれてゐて、無稅又は減稅にて輸入される。合
衆國に次ぐものは英國であつて、そのアンテイユーへの輸出品は主として、米・石炭及び化學肥料
で、一九一一年のマルティニークへの輸出額は百五十萬三千フラン、ガデループへは百五十五萬フ
ラン輸出して居る。

その他の國々から來る輸入品はあまり重要でない上に、その多くは本國を經由して來るものである。外國品で佛本國から輸入するものは、一九一一年にはマルティニークが三十六萬一千フラン、ガデループが六十七萬九千フランに達してゐる。

一八九二年の法律がアンティエユの財政的並びに經濟的状況に及ぼせる影響を知る爲には、單に是等の植民地で選舉された團體と代表者が公に發表した意見にのみ依頼する事は、正確ではなからう。之等團體や代表は何れも關稅統一に抗議する事に關しては全く困難な立場にある。アンティエユの地方評議會 (Conseils General) 及び代議士は政治的並びに社會的理由(之に就て茲に論ずる必要はない)から常に母國との統一を熱心に要求して來た。従つて、彼等が他の方面にも多くの利益を與へると考へて居る關稅統一政策に依つて稅關事項に生じた特殊の結果を、彼等は一も二もなく受け容れざるを得ないのである。彼等にとつては關稅統一の廢止は彼等の尊重する建物に一撃を加へて之を破壊するやうなものである。

彼等は、結局は之が口實となつて反動的手段が講せられはせぬかと心配して居る。是等の事を考へて已むなく彼等は自分等の要求に抑壓を加へて居る。更に貿易問題に對する意見を公表する爲に地方議會が召集された時にも、議員は彼等にとつて危険なりと思はれたので關稅獨立制度に關する意見を述べるのを避けた。

彼等は單に特別なる要求を表明したに過ぎない。即ち第二級的植民地貨物に對する半額關稅の廢止、佛國本國市場に於て本國生産品と同様の有利なる條件をば彼等の砂糖にも確保する爲に不充分なりと思はれる差異に對しての減稅率引上、最後に彼等のラム酒に對する不正競争に對して有效なる保護等の要求をなしたに過ぎない。

然しかゝる考へに捉はれない經濟學者は、更に自由に已が觀察を發表する事が出来る。關稅統一の直接的結果は、多數商品の價格が騰貴して消費者はその購買額を減ずるの已むなきに至つたことである。一八九二年の法律の結果輸入總額が減少したことは事實である。一九〇八年三月七日ガデループの地方評議會に提出された報告書の中に、バロー知事(Bailly)は次の如き報告をしてゐる。「一八八八年より一八九二年に至る間の輸入額は通常年二千二百萬であつたが、一九〇三年—一九〇七年には年平均一千四百萬以下に減じて居る。」これ即ち輸入貿易に於て四十九%減を示してゐるのであつて、この減少が第一に外國貿易に影響を及ぼしその半ば以上を減ずるに至つたのである。

然し諸外國が失へる損失は本國が獲得したのものより遙かに大である。同様の結果がマルティニークにも現はれてゐる。然しこのマルティニークの一八九二年以前の統計と當世紀の初期に關する統計とを比較しても、一九〇二年のペレー山の爆發の結果植民地貿易に釀された動搖の爲めに決定的な結果が得られぬ様である。

アンテューユの消費者は、生活費の負擔即ちバロー知事の報告によれば、ガデループだけでも見積つて二百萬になる負擔を蒙る上に、法外なる高價の爲め買う事の出来ない前述の如き物品の缺乏から起る不利益を蒙る。かくして米國生産の馬車は、非常な便利を與へるものなるに拘はらず、遂に是等の島から驅逐さるゝに至つた。これを驅逐しても是等の種類の物品を製造しない佛國の産業には、少しも利する所はなかつた。

財政上の見地から見れば、關稅統一は地方的歳入の自然的増加を阻止する結果を來した。佛本國よりの輸入品には關稅が課せられなくなり、一方には外國品が過度の課稅の爲め植民地市場から全然影を沒した爲め關稅収入は極度に減少するに至つた。

一九一一年の關稅収入は、マルティニークに於ては四十三萬一千六百三十三フラン、ガデループに於ては六十二萬七千九百八十三フランに達してゐる。現在の關稅制度の下に於ては、之以上の收入を得る見込はない。然かも此の額は、二十年以前の收入に比較すれば遙かに劣つてゐる。(一八九四年、輸入稅收入はマルティニークの豫算では九十一萬フラン、ガデループでは五十五萬フランであつた。)かゝる状態よりして地方豫算は非常に困難になつてきた。こゝに豫算の均衡を保つ爲めに止むなく、多くの不利益を伴ふ他の課稅方法によつて財源を得る必要が生じて來た。

然れば經濟的並びに財政的の兩見地からして、アンテューユ群島が關稅統一の爲に惱まされて居る事は明白な所である。彼等の利益は佛國製造業者の爲めに犠牲に供せられてゐるのである。けれども此關稅適用の爲めに生じたアンテューユの困難は他所ほどではない。何となれば本國がアンテューユの全生産物の購入客であるからである。この大顧客が種々なる特權を持つて居る譯である。更に又アンテューユは一九一四年以後は半額稅の廢止の爲、他の何れの植民地より大なる利益を得るであらう。經濟上の見地より見れば關稅統一は、マルティニーク及ガデループに取つて非常な負擔であるが、この負擔に對しては代償が無い譯ではない。又豫算の見地から見ても弊害もあるが報償が無い譯ではない。

地方自治體の利益の爲めに是等植民地で徵集される波止場料は、他から來る物品と同様に佛本國から來る商品にも課せられ、この収入は近年目に見えて増加して來た。一九一一年のマルティニークの収入は百七萬一千二百七十四フラン、ガデループに於ては百三十三萬七千七百五十六フランの額に達した。假りに波止場料金率を引上げ、その收入の一部を地方豫算の中に繰入るゝ事にしたらば、外國よりの輸入品に換へるに本國よりの輸入品を以てしても何等の苦しみもなくあらう。更に佛國に於ける第二級貨物に對する半額稅が廢止された暁には、アンテューユに於ては是等の貨物に對する輸出稅を確立するか増加を來すことが出来るであらう。最後に注意すべきは關稅統一制度がアンテューユにとつて如何に苛酷であつても、それが爲にアンテューユが破産するや

うな事はなかつたといふ事である。然ればと云ふて、一層自由なる制度を採つてゐた場合、アンテ
イュー群島の利益が之以上でなかつたであらうといふ事にはならぬ。

第二節 レユニオン

アンテイュー群島に就て述べた事は、極く僅かの修正を加へれば其儘レユニオンにもあてはまる。
レユニオンの状態はマルティニークとガデループに似て居る點が多い。レユニオンも亦稠密な人口
を有する一小島である(一九一一年の國勢調査によれば面積二、五〇〇平方呎人口十七萬三千)。その
主要産業は甘蔗の栽培である。最も重要な差異は人口の構成にあるのであつて、白人の数はアン
テイューよりも更に多い。その爲一般住民の生活法に相異があり、従つて輸入品の性質にも相異が
ある。

レユニオンを特別に考へねばならぬのは、主としてその地理上の位置の爲である。この植民地は、
アンテイューよりも遙かに本國と離れて居る。一方に於てはアンテイューの様に、合衆國の如き強
大なる外國の勢力が及んで居らない。レユニオンが當然に取引關係を結ぶやうになつてゐる隣地と
しては、英國の植民地たるモーリシアス(Mauritius)島と佛國植民地のマダガスカル(Madagascar)が
あるのみである。

レユニオンの對外貿易はアンテイュー群島と同様に停頓的のものであつて(一九一一年佛國植民

地の貿易統計第一卷七五二、七五三頁)減少の傾向さへ現はれて居る。長年の間對外貿易額は、輸
出入合して毎年四千萬フラン乃至六千萬フランであつた。一八五八年より一八六三年の間には、年々
輸出入合せて約一億フランの貿易があつた。然るに一九〇四年—一九一〇年には、年々三千万フラン
或はそれ以下に減する事があつた。一九一一年に至つて再び急に四千八百萬フランに上つて來た。
次の統計表は當植民地の輸出額と其の仕向地を示すものである。

佛國への輸出	二三、八九七、〇〇〇 ^{フラン}
諸植民地への輸出	七六五、〇〇〇
諸外國への輸出	六三一、〇〇〇
合 計	二五、二九四、〇〇〇

砂糖(一千六百六十三萬一千フラン)は、レユニオンの輸出品中の最も重要な項目を成したので
あつて、殆んど全部が佛本國に輸出された(一千六百十七萬七千フラン)。ヴァニル・セラニユー
ムのエッセンス香水・ラム酒等の輸出額も夫々百萬フラン以上であつて、之も亦佛本國へ送られた。
その他の地方的産物は取引としては、實に僅かの額に過ぎない。例之ブルボン珈琲の如きもその
名はよく知られて居るが、輸出額は二十萬フランを超えぬ位である。

レユニオンは、常に産物の殆ど全部を本國に送つてゐた。他の佛國植民地向けの輸出品は微々た
るものであつて、今日マダガスカルは一佛國植民地であるが、そこに向けるレユニオンの輸出品は

あまり増加して居ない。諸外國向けの輸出品は、一八六一年から一八八八年に至る期間には非常な量に達した。それ以後、年々三百萬乃至四百萬に達し、時としては五百萬乃至六百萬に上る事さへもあつた。それ以後は再び舊の如く百萬フラン以下に下つたのである。

一九一一年のレユニオン輸入額は次の如くである。

佛國よりの輸入	一〇、八六一、〇〇〇
諸植民地よりの輸入	二、六四一、〇〇〇
諸外國よりの輸入	九、四二五、〇〇〇
合 計	二二、九二八、〇〇〇

アンティニーに於ける如く、レユニオンに於ても輸入貿易に於ける本國の分は輸出貿易に於けるものよりも少ない。本國からの輸入額は、第二帝政時代の初期に年額二千萬フランに上つてゐたが、一八六六年以來一千萬内外を上下して、時として之より稍々多いことも稍々少ないこともあつた。一八九二年以後は、實際に於て重要さを増して居ない。

佛國植民地から來る輸入品は、一八八一年迄は重要なものであつて、レユニオンの移住民の需要米をボンジエリーから大量に輸入して居たが、一八八二年に移民が中止されて以後は歴然と減少して來た。マダガスカルが佛國植民地となつてから再び増した。マダガスカルからレユニオンに入るものには牛豚・脂脂肪があり、印度支那からも米を輸入する。是等の輸入品は年々數百萬フラン

に達する。

外國品の輸入額は、一八五四年—一八九五年に於ては一千萬乃至二千萬フランであつたが、それ以來本國の關稅が適用されるに至つた爲、輸入額は著しく減少した。一九〇七年—一九〇九年に於ては二百萬以下に下つた。一九一一年に驚くべき増額が起つたのは、恐らく唯偶然に屬する事であらう。レユニオンが大量の取引を行ふ諸外國は、英國(石炭)・オースタリー(麥粉)・英領印度及モーリシアスである。一九一一年英國から輸入された商品の價格は、百二十六萬七千フランで、英國植民地から輸入されたものは七百九十二萬七千フランである。その他の國の分は取るに足らぬ程のものである。

關稅統一の結果は、レユニオンに於てもアンティニーに於けると同じく、第一に物價騰貴より起つた輸入減であり、第二には關稅收入の減少であつて、之が爲地方豫算は苦境に入らねばならなかつた。

外國品の輸入は非常に減少したが、佛國品の輸入は別に増加しなかつた。レユニオンの消費者は困却したが、その困却が少くも一端となつてやがては母國の利得を生むものであると自ら慰める事は出来なかつた。輸入税による収入は、年々概約三十萬フランに過ぎない。かゝる苦しい状態にあるものは植民地財政のみではない。レユニオンの鐵道港灣事務を管理してゐる本國も亦植民地の對外貿易の減少と云ふ苦しい結果を來して居る。

それ故關稅統一は、レユニオンに於ても全體から見てもアンティューに於けると同様に悲しむべき結果をもたらしたと言へよう。植民地の地理的位置が異つてゐる爲め、關稅統一がその自然的貿易の發展に妨害を加へた程度も同一ではない。レユニオンの近傍には、此の島が貿易を行ふ事を禁せられる様な勢力ある外國はなかつた。之が爲に關稅統一に對する反對は、レユニオンに於てはアンティューに於ける程著しくなかつたが、更に自由に公言された。

レユニオンの住民は關稅統一主義の爲にアンティューの住民程には困つておらぬ。然かも彼等は常に地方分權の大政策に對して好意を示してゐる。されば關稅自治制度に對する彼等の賛意を公言する事は實に容易な事柄であつた。

第三節 ギアナ

歴史的見地から見れば、ギアナは古代耕作植民地に入るものである。然し經濟的見地より見る時には、他の三者とは著しく異なる所が有るのを發見する。先づ第一に、ギアナは遙かに大であると同時に遙かに人口が稀薄である。面積は八萬八千二百四十平方料である。一九一一年の國勢調査によれば、人口は四萬九千であるが之も恐らくは誇張されたものである。カイエンスを除けばギアナは單に廣大な砂漠に過ぎない。この植民地の植民は完成はおろか、未だ殆んど始められても居らぬ位である。こゝには植民地的產物の生産は殆んどない。金鑛業と刑人流罪がなかつたならば、ギアナ

には貿易がない位である。

一八四六年より一八七〇年に至るギアナの輸出額は、年々一、二百萬に達してゐた。それが一八七一年—一八八三年には五、六十萬に下つた。一八八三年—一九〇〇年には又上つて五、六百萬に達した。それ以來年々千百萬乃至千二百萬の間を上下して居る。然し吾々はこの事實によつて欺かれてはならない。この輸出の増加は全く金鑛業の確立とその發達に負ふてゐるのである。一九一一年のギアナの輸出總額一千九百九十萬三千フランの中、金の輸出が一千二十五萬三千フランを占めてゐる。假りに金をその中に入れなければ、ギアナの輸出額は僅か百六十五萬フランに過ぎない。この中主なるものは染料木(百七萬五千)であつて、大部分は佛本國に送られる。金は如何といふに、一九一一年には半分は佛本國へ行き(四百五十一萬二千フラン)、半ばはスイスに送られた(五百七十二萬一千フラン)。

植民地重要產物の輸出は、一萬五千フランにも達しなかつた。ギアナは少量のコ、アを輸出するが砂糖と珈琲を輸入する。要するに、ギアナは全く活動しない國である。即ち農業も工業も存在せず賣るべき物もなく、従つて何も買入るゝ事も出来ない。

然れども輸入は増加しつゝある。ルイ・フィリップ時代の末期には、輸入額は三百萬乃至四百萬であつた。一八五三年—一八八七年には平均六百萬フラン乃至七百萬フランであつた。今日に於て

は千百萬又は千二百萬に達してゐる。一九一一年の統計は次の如くである。

佛國よりの輸入	七、四六九、〇〇〇
諸植民地よりの輸入	四〇四、〇〇〇
諸外國よりの輸入	三、三八九、〇〇〇
合 計	一一、二六三、〇〇〇

然し此の貿易に關して妄想を抱いてはならぬ。その輸入の増加は、全く流刑植民の發展の結果によるものである。此輸入増加の傾向は、一八五四年流刑植民の開始と同時に始まつたのであつて、この傾向は政府がギアナに全部の囚人を送り始めるに及んで一層度を増して來たのである。それ以前一八六七年より一八九四年に至る迄は、囚人は大部分ニウ・カレドニアに送られてゐた。

衣食の必要ある流刑者の數が多くなるに従つて、自然に輸入額に影響を及ぼしたのである。この事實を考慮に入れて居る者は、關稅の統一はこの貿易の發達とは殆ど關係がなかつた事を了解するであらう。ギアナに佛國關稅制度を適用して刑罰執行地をして佛國から購入せしめる必要は少しもない。一八九二年の法律のギアナに於ける影響を觀察する爲には、もし流刑制度が存在しなかつたとしたらば其對外貿易は何うなつたかといふ事を確める事が必要であらう。

かゝる測定は爲すに困難であつて、又手を煩してやつて見る價值もない。ギアナに於ける自由人の數は二萬を僅かに超えるのみで、その大部分は異人及び黑白の混血兒である。本國の關稅率を課

しても、かゝる取るに足らぬ市場から如何ほどの収益を望む事が出來やう。關稅統一は、ギアナの發達を妨げるのみで何にもならぬ。尤も貿易上の自由を獲得しさえすればそれで植民地は隆盛に向ふといふ事は斷言出來ない。勿論ギアナに關稅自治制度を布くのが當然であつて、一致と云ふことの爲めにこの植民地を關稅統一植民地の中に入れることは不幸にして何等意味のないことである。

第四節 サンピエールとミクロン

茲に吾々は數千の白人種たる佛人の住む小植民地(二百三十平方料)に就いて研究せねばならぬ。その唯一の産業は漁業であつて、關稅統一制度は彼等にとつて大いなる禍ひを爲して來た。關稅問題の唯一の合理的解決法は、この小島に對しては物品の產出國の如何を問はず唯財政上の目的を満足に充分な程度に適度の稅金を課することを得しめる事と、その住民をしてその近隣國たるニウ・ファウンドランドやカナダ或は合衆國に於て、自由に物資を購入する事を許す事であらう。此政策を採つたとしても、佛本國の産業が特に影響を蒙むる事はないであらう。然かるに一八九二年佛國一般關稅がサンピエールとミクロンに適用された。その結果は何うであつたらうか。

一八一五年以來サンピエールとミクロンの發達は、遅々たるものではあるが確實なものであつた。十九世紀の初めには人口が二千であつたのが六千以上に増加し、對外貿易も亦三倍以上に増加した。一八六四年以前には、輸出入を合しても年々一千萬を超へなかつた。一八八五—一八九〇年には貿

易額年々三千萬を超へた。サンピエールとミクロンに關稅統一制度が布かるゝに及んで貿易額は減少し始め、然かもその衰微は急速なるものであつた。遂には對外貿易は平均千二百萬乃至千三百萬フランに減少するに至つた。一九一一年の統計は次の如くである。

佛國よりの輸入	二、三四八、〇〇〇 ^{フラン}
諸植民地よりの輸入	二七、〇〇〇
諸外國よりの輸入	二、九〇八、〇〇〇
合計	五、二八三、〇〇〇
佛國への輸出	七、二二八、〇〇〇
諸植民地への輸出	四〇六、〇〇〇
諸外國への輸出	八六〇、〇〇〇
合計	八、四九四、〇〇〇

實際の處サンピエールとミクロンの關稅統計はあまり信用の置けるものでなく、一九〇四年の輸入額が突然減少してゐるのは、その年迄の輸入統計には漁船の卸した鱈を含める爲め合計が數百萬フランの増加をして居た結果であつたやうである。輸出統計中の評價は、常に勝手に決められてゐる。外國人の物資購入は殆んど總て小賣で行はれ、ニウ・ファウンドランドの住民は、サンピエールに來て自ら買物を携へて行くのである。申告もなく、稅關の仕事も單に植民地の英國人の顧客に販賣せらるゝ輸入品の價格のみを基礎として見積をなすに止まるものであるに違ひない。

然しその統計に如何程の缺點があるにもせよ、その示す衰微は否定する事は出來ない。サンピエールの人口はその貿易と共に減じて來た。一九〇二年の人口は六千五百であつたのに、一九一一年には四千二百を出でなかつた。これは人口の三分の一の者が、到底生計を得る道がないので他へ移住した爲である。特許を得た漁夫は、一九〇四年には九百七十六人あつたが、一九一〇年には七百四十九人に減じた。その財政状態は益々急迫を告げて來た。一九〇三年からは負債超過となり、一九〇三年—一九〇九年及び一九一二年の負債超過額は三十四萬四千八百九十九フランに達し、一九一〇年と一九一一年の施政によつて残された十二萬四千四百三十八フランの剩餘金を以てしても埋め合す事が出來なかつた。一九〇七年以後は、當植民地の豫備費は全部盡きてゐた。一九〇〇年に契約せる公債五十萬フランの殘額手取金で準備金を回復する必要に迫られた。

此植民地の經驗は、斯くの如く苦いものであつた。之に就てデルモン氏 (Delmont) は「*やうならざるを得ないではないか*」と質問を發し、次の如く言つてゐる。

「その位置的並びに自然的の性質上から對外關係にのみ依存し、何物をも産出せず又産出する事も出來ない國に對し、その近隣國から容易に供給を仰ぐ事が出來るに拘らず八百リグも離れてゐる佛國からのみ専ら供給を仰ぐやうにさせる事が出來るか。……關稅が高い爲め、佛本國の出港認可港と艤裝港を有する漁業船たる自國の舟でさへサンピエールに寄港出來ないのである。

是等の船は實際、航海中消費する外國品を無税で佛國の國立倉庫から得る事が出来るのである。されば、國立倉庫の存せぬサンビエールに於て何故に彼等が買物をしないかといふ理由は明らかである。」

斯くして佛國船は、サンビエールの港を追はれて終ふに至つた。その上、沿岸漁業船も殆んど全く影を没するに至つた。スクーター船の數は、一九〇二年に二百六艘であつたが一九〇八年には五十五艘になり一九一三年には二十九艘に減じた。

勿論關稅統一のみがサンビエールとミクロンが衰微を來たした原因ではない。當植民地は産業の發達に都合が悪かつたのである。鱈は、今ではサンビエールに於て其の場で保藏處理をせず、生魚のまま、佛本國の蒸氣乾燥場に送られる。現在サンビエールに於ては、アンティューへ仕向けられる劣等の漁類を除いては、一般に保藏處理をしないのが常である。

スクーター船は、ニウ・ファウンドランド河岸の蒸汽漁業船の競争を受けて、非常な痛手を蒙つてゐる。更にサンビエールはニウ・ファウンドランド議會の採りし立法政策の犠牲となり、又吾國が佛國沿岸に於ける特權の放棄を約した一九〇四年の英佛協約の犠牲ともなつてゐる。關稅統一も亦サンビエールやミクロンの衰微の主要原因たることに於ては之に劣らない。

立法者は遂に當植民地の擧げた悲鳴を聞いて、サンビエールとミクロンを關稅統一植民地の中か

ら除外するといふ事を、遅れ馳せながら決定した。然しこの新規則を認可する一九一二年十一月十一日の法律は、尙當植民地に道徳的満足を與へたのみである。従來の關稅に代るべき新關稅を制定する布告は、今尙發せられて居ない。サンビエールの商業會議所は、その要求が容れられないので力を落してゐるやうに思はれる。更に當植民地の概括的印象としては災害は既に起つて居て、之を救ふにも最早手遅れになつて居ると云ふ有様である。

第五節 ニウ・カレドニア

ニウ・カレドニア、サンビエール及びミクロンは關稅統一制度の爲めに最も苦しめられた植民地である。ニウ・カレドニア島の面積は、一萬六千平方料強である。その近傍の屬地、即ちローヤルティ島並びにバイン島を合すれば、その面積は合計一萬八千平方料以上になる。一九一一年の國勢調査の時に五萬を算した人口は、當植民地設定（一八三三年）以後に増加したものであるが、人口の組成人種の割合には奇妙な變化があつて、當植民地の消費力の發展状態を知らんが爲めには、此事を明確に心に留めて置かなければならない。最初にニウ・カレドニアに住んで居たのは貧困な蠻族のみであつた。この土着民の數は著々と減少して來て、現在ではその數は二萬八千以下となりその半數以上はローヤルティ島に住んでゐる。當植民地設定後罪人がこゝに流されることになつて、囚人の數は一八九四年迄引續き増加し、此年度には約一萬二千人も居たが、此年に當植民地への囚人流刑

が中絶せる結果、其數は以來着々と減じて來た。一九一一年の囚人數は五、六七一を算するに過出ず以後も漸減して來た。之に反して自由人の數は次第に増加して居る。一八七七年には、僅か三千の自由植民が居るのみであつたが、一八九一年には九千人を超え、一九一一年の白人數は一萬九千人以上を擁するに至つた。此外に、三千人の有色人種の移住民がある。當植民地の發達と繁榮を圖らんが爲めには、佛蘭西系の白人種を増加せしむることが必須條件である。此増加は主として出生數と死亡數との差に依るものであつて、之が爲めには是非とも、我國人のニウ・カレドニアに行つて定住する者が大家族を容易に養つて行ける様にせねばならない。之が爲には、生活費の低廉といふ事が必要缺く可からざる要件である。然るに本國の關稅を適用するにせよ、勢ひ生活費が高くなる。ニウ・カレドニアに於ける關稅統一は本來賢明ならざる方法であつて、それが爲植民地の激怒を買ふに至つた。

ニウ・カレドニアの輸出額は、最初は年々數十萬フランであつた。一八七五年ニッケル鑛が発見されてより百萬臺を突破した。現今輸出額は、一千萬フランを上下してゐるが、年々著しい變化がある。(是等の差は、一部は年々輸出する商品に對するカレドニア關稅の評價額の相違に因るものである。即ちニッケル鑛一噸の價は一九〇五年には四五フラン、一九〇九年には二〇フラン、一九一一年には三〇フラン、一九一二年には三四フラン、に評價され、クロム鑛は一九〇五年に五八フラン、一九一〇年に二五・五フラン、一九一一年及び一九一二年には三五フラン、コブラは一噸に付き一九一一年には四二〇フラン、一九一二年には五二〇フランと、評價された。かゝる相違が如何なる結果を輸入額の上にするか、わづか、マルセイユ植民會(一九一一年及一九一二年に於ける佛植民地產物の六六頁―六八頁) 一九一一年の數字は、千三百萬に達し今日迄に

於ける最高記録を示した。

輸出品の仕向状態を示せば次の通りである。

佛國への輸出	五、四四七、〇〇〇 ^{フラン}
諸植民地への輸出	一八、〇〇〇
諸外國への輸出	七、七三五、〇〇〇
合 計	一三、一〇〇、〇〇〇

この總計の中、カレドニア鑛山の產出額が七百萬以上となつて居る。七百萬の中二百萬は佛本國に來り、五百萬が外國に出たのである。然しニッケル鑛は、佛國市場にて特惠的待遇を受けるべき商品中に入つてゐないと云ふことは、特記する價值がある。カレドニアのニッケルが佛國・英國或は獨逸の冶金に供せられやうと、或は又ニッケル會社が世界中の何れの國に大販路を見出さうと、かゝる事柄は言はず關稅制度とは何の關係もない事である。

鑛物以外のものでも幾分重要な輸出品としては、次の如きものがあるに過ぎない。罐詰の肉類と生獸皮は、一部が佛國に一部はオーストラリアに送られる。椰子の乾仁が佛國に輸出され、珈琲(百二十萬フラン)の全部が輸入税半額の特典を有する佛國に送られる。之に就て、一九一四年からは植民地貨物が本國へ無税にて輸入され得ることになるべき最近法律に依つてニウ・カレドニアが幾分の利益を期待し得ると云ふことを吾人は茲に記すことが出来る。然し此利益の爲めにニウ・カレ

ドニアの發展を阻害する本國の關稅を撤回せしむべき希望を棄てなければならぬものとしたならば、多大の犠牲であること云はなければならぬ。

ニウ・カレドニアの輸入額は普通一千萬フランと一千三百萬フランの間を上下してゐるのであつて貿易不振の年には八、九百萬フランに減じたこともある。四千萬フランを突破したのは、一八九二年と一九一一年との二回に過ぎない。全體から見ると輸入は進展したとは言へない。

次に擧ぐるものは一九一一年の統計である。

佛國よりの輸入	七、八六三、〇〇〇 ^{フラン}
諸植民地よりの輸入	二二八、〇〇〇
諸外國よりの輸入	七、〇六三、〇〇〇
合 計	一五、一五四、〇〇〇

一八八五年（税關の統計が對本國貿易と對諸外國貿易とを區別し始めた年）以來のニウ・カレドニア一般貿易統計を仔細に研究すれば、一八九二年の法律の爲め佛國の輸入品は別段の増加をして居らず又外國輸入品も目立つて減少はして居らぬといふ印象を受ける。ニウ・カレドニアの住民は依然としてオーストラリアから供給を受けて居る。然し彼等の購入物品の價格が關稅引上に因つて暴騰した爲め損害を招くに至つた。（一九一一年に於ける輸入稅收入は、六五〇、七九九フランに達した。外國より購入する商品に於ては、各人に對する負擔が重い事が了解出来る。地方豫算の收入が關稅に依つて得られることは明かであるが、之では住民の受ける損害は償へない）之は實際さうならざるを得な

つたものであつて、次掲ヌーミア商業會議所の報告書にある通りである。

「ニウ・カレドニアは急激な勢を以てオーストラリアから總ゆる需要品の供給を受けて居て、價格も低廉にして佛國貿易に於ては全く出来ない信用方法に依つて購入し得る便利がある。之は母國との距離が遠く運賃も高い爲めと、此植民地の地理的位置がオーストラリア大陸から蒸氣船で三日以内の地にあり、オーストラリアは温帶地の總ゆる商品の生産國であることと、オーストラリアの都市には物資が非常に多い爲めに因るものである。新たに經濟的障礙が設けられたとしても、ニウ・カレドニアはオーストラリアから大なる供給を受けざるを得ないであらう。」

外國輸入品の總額七百六萬三千フランの中、オーストラリアのみで實に四百五十四萬四千フランを占めて居る。オーストラリアより來たる輸入品は、主として穀粉食料品・砂糖・製造品等である。之に次ぐものは英國であるが、之より遙かに少なく六十九萬三千フランに過ぎず、主なるものは石炭と金屬製品である。ニウ・ヘブリデス島よりの輸入品が、外國輸入品の中に入れられて居ることは注目すべきである。

ニウ・カレドニアの對外貿易の沈滯状態は、此植民地が新設國土なるが爲め特に甚しいものであつて、其人口と富とは人工的妨害がなければ、急速な發展を遂げるであらう。此植民地に關聯して、母國の眞の利益が其植民地を繁榮せしめることであること云ふ事實に、注意を喚起することは適切な事

である。植民地の住民が多くなり、其生活状態が向上すればする程、母國商品の市場が大になる。ニウ・カレドニアに本國と同一の關稅を附するのは黄金の卵を生む鷄鳥を殺すやうなものであつた。遂に佛國政府も漸やく之を知り、一九一二年の末關稅統一植民地の中から除外すべき法律案を提出した。本國の利益それ自身から見て、此改革が一刻も早く成し遂げられる事は望ましい事である。

第六節 佛領オセヤニア

佛領オセヤニアの面積は四千方料で人口は三萬である。大部分は土人(約二萬七千)であつて、歐洲人は三千を出でない位であつて、殆ど全部がパピーテ市(Papeete)に集中して居る。土人數は殆ど増減なく、減少の傾向がある。

オセヤニア植民地の對外貿易は、永らく六百萬乃至八百萬フランの間を往來し、其の半額が輸出で其半額が輸入であつた。此貿易額には、一九〇八年迄の四十年間増減がなかつたが、同年以來此植民地は著しく急速な進歩を遂げて來た。次に示すは、最近の各年度に於ける數字である。

一九〇九年	九、六六四、〇〇〇 ^{フラン}
一九一〇年	一一、六九〇、〇〇〇
一九一一年	一四、七二五、〇〇〇
一九一二年	一六、二二八、〇〇〇

此の總額中合衆國が三百六十二萬六千フラン、ニウ・ジールランド及びオーストラリアが百八十二

萬フラン、佛本國が百三十萬一千フラン、英國が約五十萬フラン、獨逸が十八萬二千フラン、而して佛領諸植民地の分は約二萬フランとなつてゐる。

一九一二年の輸出額は未曾有のものであつて八百四十八萬一千フランであつた。此増加は全くヴァニラとコブラの價格が騰貴せる爲めであつた(一九一一年の價格は一担一〇・五フランなり、一九一二年のヴァニラの輸出量は一九一一年より大分少ないにも拘はらず、價格は三百三十一萬六千であつて前年のヴァニラ輸出額を越ゆること百萬フラン以上であつた。ヴァニラに次ぐ重要輸出品は、コブラ(二百八十一萬四千フラン)・眞珠母貝(八十萬一千フラン)及磷酸鹽物(七十六萬九千フラン)等であつて、磷酸鹽物は最近の數年間に於て急激な増加をなした。輸出品の大部分(四百八十八萬フラン)は米國に送られ、英國はタヒタイ(Tahiti)に送つて之に次ぐ大切な顧客である(百萬八千フラン)。ニウ・ジールランドの六十四萬八千フランは英國に入れらるべきものであつて、ニウ・ジールランド向けとして輸出されるものも後に英國に轉送されるものが多い。佛國向けの輸出は、僅かに八十八萬二千フランであつた。

輸出の増加の爲め之に應じて輸入も増加した。土人が價格騰貴に因て利益を得た爲め購買も大になり、一九一二年の輸入は七百七十四萬七千フランに上つた。

右に示せる比較割合は自然的事情の結果であつて永い間續いて居る。太平洋の眞中にあつて殆ど

目にも留まらぬ位の此小さな植民地は、主としてサンフランシスコを經由して世界の各地と交通して居る。此國は必ず其生産物の販路を米國に求めなければならない。従つて此國は其購入品の大部分を米國に仰がなければならない。往航と復航の兩方の運賃を得なければ、バビータとサンフランシスコの間にある定期航行が行はれないからである。タヒティと本國との貿易は、此植民地の地理上の位置から見て、此位が關の山である。一八九二年に此植民地が關稅一植民地の中に入れられなかつたことは、此國自身の爲めに祝福すべきことであつて、此國が希望する所のものは、何時迄も此法令の中に入れられないことである。

第七節 佛領印度

佛領印度（五百十三平方料、一九一一年の人口二十八萬二千）は、古い植民地であるが、其貿易は其人口と同様に或は進歩せずに居たかも知れなかつた。幸に此植民地は自由であつたが爲めに、其貿易の發展は目覺ましいものであつた。一八九二年には僅かに千九百萬に過ぎず、其中三百萬以上が輸入であつて、千五百萬が輸出であつた。前世紀の末期に於ける減少（一八九八年は最低額であつて、一千一百萬フランであつた）以後は、今世紀の始め以來目覺ましい勢で上つて來て、一九一一年には四千六百六十萬六千フランに達した。輸出額を分類すれば次の通りである。

佛國への輸出	一九、六一一、〇〇〇 ^{フラン}
諸植民地への輸出	三、七三三、〇〇〇
諸外國への輸出	一四、六四三、〇〇〇
合計	三七、九八八、〇〇〇

輸出品の中では落花生（二千二百四十三萬フラン）が嶄然頭角を抜きん出て居る。此落花生は、實際は英領印度に産する殻を除いたもので、ボンジシエリーからのみ船積される。佛國（千五百七十萬フラン）に輸出されるものが最も大であつて、其他は白國・伊太利又は佛領植民地に行く。落花生に次いで重要なものは、ボンジシエリーに於て製造する綿織物（七百九十八萬二千フラン）である。佛國に輸出するもの（三百六十八萬七千）と佛國植民地に輸出するもの（百九十一萬四千）が最も大きい。其他は英國植民地に行く。其次は米であつて、二百九萬九千フランが輸出され新嘉坡や錫倫に行く。も一つ述べて置かねばならぬことは、生絲（二百八十二萬七千フラン）が佛國植民地や英國植民地に輸出されることである。其他の輸出品は別々に述べる程重要なものではない。輸入額を分類すれば次の如くである。

佛國よりの輸入	五四五、〇〇〇 ^{フラン}
諸植民地よりの輸入	七二、〇〇〇
諸外國よりの輸入	八、〇〇〇、〇〇〇
合計	八、六一八、〇〇〇

輸入品中次の三つが首位を占めてゐる。即ち (一) 英國植民地特に新嘉坡から来る檳榔子實 (百四十萬八千フラン)、(二) 英領印度から輸入されてボンジシエリーの織物製造原料となる綿絲 (二百九十一萬三千フラン)、(三) 米國より来る石油 (百十四萬四千フラン) 等である。

外國輸入品が優勢なるは、此三つの數字に因るものであつて、佛領印度が本國から得る事の出來ない是等三種の産物の貿易額を控除したならば、對外貿易の優勢さも遙かに減殺されるであらう。

製造品に就ては、佛國と佛國植民地から来るものが三十四萬一千フラン、諸外國から来るものが百十四萬二千フランである。

第八節 佛領ソマリランド沿岸地方

ジブーティ (Djibouti) と云ふ一つの港があつて、アビシニアとは砂漠によつて隔てられて居る。砂漠には鐵道が敷設されて、一九〇三年以來アビシニアの生産品を此港に送り、外來品をアビシニアに送り込んで居る。之が此植民地の特徴である。ソマリランドの沿岸地方其ものが生産消費する量は、實際云ふに足らぬものである。ジブーティは一つの貨物集産地に過ぎず、アデンと同一地帯にあつて之と競争せんとして居る。

佛領ソマリランド沿岸地方の一般貿易の發達は、前世紀の末期以來著しいものである。一九〇三年には二千萬に達し、一九〇五年には三千萬に上り、一九〇九年には四千百萬に飛び、一九一〇

年には五千四百萬に、一九一一年には七千八百萬に上つた。

一九一一年のジブーティ港の輸出品を細分すれば次の通りである。

當植民地の原料品の産出高は約一千八百九十七萬五千フランである。この中羊皮が二百八十萬七千フラン、粗製蠟が百十六萬フラン、象牙が二百四十九萬、珈琲が六百四十二萬九千フランである。是等は總てアビシニアから産出される。其の一部は英領植民地 (九百九十六萬四千) 即ちアデンの如きへ、一部は英本國へ (二百六十八萬七千)、一部は佛本國 (三百三十四萬三千) へ輸出される。白國及び獨逸に輸出さるゝものは、各々約八十萬フランである。その他の諸國に輸出さるゝものは、更に少ない。佛國植民地に至つては、僅か四萬フランに過ぎない。

此輸出品の中には再輸出の佛國商品 (百十萬四千フラン) を含み、主としてアラビア (九十七萬七千フラン) に再輸出されるものであつて、全部武器・火藥・彈藥等である。次位に來るものは再輸出の外國商品にして、主なるものは石炭・織物及び武器であつて、佛國・佛國植民地・英國植民地及び支那に送られる。此合計は二百六十萬フランである。

最後に輸出品の中には、アビシニアに至る通過貨物が含まれ、此中佛國品が六百九十四萬二千フランを占めて居る。主として鐵道敷設に用ひるレール (二百二十三萬六千フラン)、機關車及び銃器である。アビシニアに送られる外國商品は、千五百七十七萬五千フランであつて、半ば以上は (八

百九十七萬三千）織物である。武器・彈藥の價格は三百十七萬八千フランであつた。其他のものは之より遙かに少ない。

是等の諸項目を通計すれば四千五百三十八萬七千フランになる、是が輸出總額である。輸入額は如何と云ふにその合計三千二百六十二萬フランであつて、佛國品の輸入額は合計九百十四萬フランである。之は主として武器・火藥及び彈藥（二百二十五萬三千）並びに金屬製品（百七十九萬）から成つて居る。佛國植民地よりの輸入額（二萬四千）は取るに足らない。外國品の輸入額は二千三百二十五萬五千フランに達し、主として英領植民地（九百八萬八千）・英本國（五百八十四萬八千）・日本（二百三十四萬三千）並びにオースタリー（百十六萬六千）より來るものである。その他獨逸より八十萬三千、合衆國より七十七萬五千、アラビヤより四十五萬フランを輸入して居る。外國輸入の最大項目は、英領印度及び英本國より來る織物類の九百二十七萬四千フラン、英國の石炭（百八十七萬二千）、日本より來る銃器・彈藥（二百三十四萬四千）並びに合衆國から來る綿類（七十七萬五千）等である。

然し是等の數字は不完全で恐らく實際よりも少ないものであらう。今までジブーティの税關の職員は不足してゐた。その上ジブーティに商人を引寄せざる爲め、目を閉ぢて彼等の言ひなり次第になるやうにこの命令が税關吏に傳へられて來た。一九〇一年四月十八日の法令により官立保稅倉庫が

ヂブーティの高臺に建設されたが、マラブート高臺にあるエム・エム會社の倉庫には、荷物の積卸しを監督すべき支配人が一人もなく秘密保稅倉庫をなすものであつて、政府の保稅倉庫と競争をなして居るやうな有様である。

第九節 結論

此章を終るに當つて、之等の小さな植民地に税率統一を強制した結果、此統一が及ぼせる負擔は斯くの如きものであるが、母國は之に依つて如何なる利益を得たかを検討して見よう。

佛國生産者が得たる利益を知るには、本國税關の編纂せる統計に據るのが一番安全である。本國税關の輸出品の價額は植民地に依つて變化しないと云ふ便利があつて、本國生産者が植民地貿易に依つて得たる利益を或程度迄正確に見ることが出来る。茲に新關稅制度適用の前年たる一八九二年の特殊貿易と一九一二年の特殊貿易とを比較する必要がある。斯くすれば二十年間に於ける進歩の迹を見ることが出来る。次に示すは統一制度適用の小植民地の數字である。

レ ユ ニ オ ン	一八九二年	一九一二年
マルテイニーク	七、〇五八 <small>千フラン</small>	一〇、四七八 <small>千フラン</small>
ガ デ ル ー プ	一一、七五八	一一、八九四
ギ ア ナ	六、八〇三	一三、七九二
ニウ・カレドニア	六、二四二	八、七二四
		七、四一五

サンビエール
及びミクロン

四、七七八

三、六六一

合計

四九、四九七

五六、九六四

かくの如く、二十年間の佛國輸出貿易の進歩は、年額に於て約七百萬フランの増加を示してゐる。極めて進歩は小であるが之も外觀的のことであつて、事實はもつと小なるものであらう。又實際一般物價の騰貴を考慮に入れる必要がある。一九一二年に常設評價委員會が輸出品に附した價格は、一八九二年のものよりも概して高價である。

然し尙ほ自由制度の場合本國の輸出が此二十年間に増加しなかつたか何うかと云ふことに就いて證明しなければならぬ。之に就いては、此の二十年間に於ける關稅非統一の植民地への輸出増加を比較して見ると面白いであらう。ソマリランドに於る此の比較は不可能であつて、一八九二年には未だジブチ港や鐵道がなかつた。佛領印度向けの特種貿易の輸出は非常に減少した様である。一八九二年の百九萬五千から一九一二年の六十七萬三千に下つた。然れども之等の數字は、役に立たない。何故ならば、一八九二年は例外的によかつた年で一九一二年は又例外的に悪かつた年であるから。一八九一年には僅かに七十一萬七千フランの輸出に過ぎず、一九一一年には百二十九萬八千であつて、之等を比較したならば、全く異なつた印象を受けるであらう。數年間の平均を取つて見れば、佛領印度への輸出は非常によい様である。之等の外にオセアニアの佛國植民地に行く

輸出があるが、之は一八九二年に四十七萬三千フランであつたものが、一九一一年には百二十四萬二千フランに増加して居る。ニウ・カレドニアとタヒティとの比較が人々の注意に上ることは當然であつて、統一制に有利な材料を提供するものではない。

本國の産業家の得た僅かな利益に對して、統一關稅制度の植民地住民が課せられた負擔に就て述べて置かねばならぬ。大國に於ては、國內通商が對外貿易よりも遙かに重要であつて、恐らく拾倍以上も重要である。然るに亞米利加に於ける佛領植民地・レユニオン或はニウ・カレドニアの如き國に於ては、云はゞ對外貿易が全部であつて、國內通商は殆んど行はれない。是等の國々は凡ての消費物を國外から購入し、總ての產出物を國外に輸出するのである。されば彼等にとつては關稅制度は死活問題をなして居る。

統一關稅制度の下に於ては、小植民地の對外貿易は一般に靜止して居て少しも發達しなかつた。次の統計は植民地統計から採りしものであつて、一八九二年と一九一一年の輸出總額を示すものである。

レユニオン

一八九二年

百萬フラン

四二・〇

一九一一年

百萬フラン

四八・二

マルテイニーク	五一・四	四七・四
ガデルーブ	四二・八	三九・六
ギア	一五・二	二三・一
ニウ・カレドニア	二一・六	二八・二
サン・ピエール 及びミクロン	一九・〇	一三・七
合 計	一九二・二	二〇〇・〇

此の期間中に佛領印度の對外貿易は、千九百萬から四千六百萬に達し、オセヤニアの對外貿易は六百萬から上つて千四百萬になつてゐる。本國關稅の適用さるゝ小植民地に於ける對外貿易は靜止して居るか又は減少してゐるに反し、自由關稅制度の下にある植民地の對外貿易は二倍以上に發達して居る。

關稅統一制度の小植民地に及ぼせる影響を知らんとすれば、當然豫期さるべき所の結果が如何なるものであるかを考へて見れば充分である。内國關稅の適用の結果、是等植民地の住民は諸外國から求むることの出来る物資を己むなく本國から購入せざるを得なくなる。この場合本國の産業家は利益を得るが、それは物資を高く購ふ植民地の消費者を犠牲にして得たもので、その消費者は結局購買力が少くなるのである。又輸入税による年收が減少するが爲め、一面から見れば該地方の豫算にも損失を與へさせるのである。かゝる現象はアンティュー群島に明かに現はれて居る。それから

又植民地の住民が關稅の増加にも拘らず諸外國からその必要とする物資を引續き購入する場合もあるかも知れないが、この場合には本國の産業家は關稅統一制度によつて少しの利益も受けない。該地方の豫算はそれが爲め別に苦しくないが、其植民地の消費者が受ける負擔は壓倒的なものである。之はニウ・カレドニアに起つた事である。

何れの點から見ても、關稅統一は小さい植民地にとつては故意に工夫されたる禍である。斯くの如き政策を、無抵抗な然かも本國に傳統的に執着せる小さな植民地に適用することは、佛國の如き大國にとつて不名譽なことである。

第二章 印度支那

第一節 印度支那對外貿易の發達

六十七萬平方面積と千七百萬の人口を有する印度支那は、佛國植民地の中で例外的に重要な地位を占めて居る。現今五億に達するその對外貿易は、佛國全植民地の對外貿易額の十二分の五を占めてゐる。印度支那に本國關稅を適用する事は特に佛國産業家に利益あるものであつた。それ故印度支那に於ける統一關稅制度の結果は詳細に研究する價值がある。

佛國の一般稅率が初めて印度支那に適用されたのは、一八八七年であつた。同年に安南東京と交

趾支那とが合併されて同一總督の支配下に置かれた。それ迄は安南東京は外務省の管下にあり、交趾支那はカンボチャ保護領と共に植民省の管下に屬して居た。此研究を爲すに當つては、昔に遡る必要は無いやうに思はるゝ爲め、新制度が初めて一般に施行さるゝに至りたる一八八八年を起點として研究を進めよう。

一八八八年に於ける印度支那の對外貿易は輸出入合して一億二千七百萬フランであつたが、一八八九年には七千八百萬フランに減少した。之が又段々増加して來て、ドラネツサン總督の最終の年たる一八九四年には一億七千萬を少し超過した。ルツソウ總督時代の統計も之と略々等しきものであつた（一八九五—六年）。ドゥーメル總督時代に於ては、一八九七年の二億五百万フランを以て始まり、一九〇二年の四億フランを以て終つた。ボー總督時代には一九〇三年から一九〇四年にかけて貿易額が著しく減少したが間もなく新たに増加して來た。一九〇七年には五億代を突破して、それ以來印度支那の對外貿易は五億附近を上下して居る。一九一一年には少し減少し（四億九千四百萬）特別に不振な年であつた。然し再び増加を見るに至るであらう。一九一二年の印度支那の一般貿易は五億三千三百萬フラン以上に上つた。

斯くの如く一八八八年より一九一二年に至る二十五年間に、印度支那の對外貿易は、四倍に増加した。事實に就いてはこの位にしよう。此發達は果して稅率統一の爲めに起つたものであらうか、

將又之が無くとも發達したのであらうか、此問題を解決せねばならない。然し事實を正しく見る爲めには、印度支那對外貿易の外部に表はれた増加に對して大なる影響を及ぼせる諸他の原因を考慮に入れる必要がある。

第一に、印度支那の稅關が輸出入品に附した評價額の増加は多少の理由はないでもないが、全く根據のないものである。さればゲルムーア氏 (Guernier) は次の様に云ふて居る。

「綿絲の價格は、一八九九年迄は一〇〇珣に付一二五フランと定められて居たが、一九〇〇年には突然三百フランに上げられた。錫も亦一八九九年迄は一噸に付千三百フランであつたが、一九〇〇年には二千七百八十フランに上げられ、金は一珣二千六百六十フランであつたのが三千五百フランに、茶は三フランから五フランに、支那煙草は一フランから三フランに上げられた。生絲に至つては、實に十倍になつた。即ち六フラン三十サンチームから六十フラン三チームに上げられた。石炭は、最初は十六フランから二十一フランに、次いで三十五フランに上げられた。然れば物によつては、實際の輸出入の數量は減少して居るにも拘はらず價額の増加は非常に顯著な場合がある。斯くの如く評價額の變動が常に行はれ、之が増加價額と云ふ假面を被つて現はれ、之が爲め吾々の計算も無になる。此關稅統計は單に相對的に重要であると云ふに過ぎない」。

第二には大土木工事の實行によつて受けた影響を考へねばならぬ。例へば、一八九八年の法律に

よつて印度支那が鐵道網建設の爲め二億フランの借款を許された爲め、ドゥーメル總督時代の末期に於ける印度支那の對外貿易が大影響を受けて著しい増加を爲したことは明かである。此の法律の第四條即ち「植民地に於て得られざる鐵道の建設・設備に要する材料は、凡て佛國産のものたるべく且つ佛國船によつて輸送すべし」といふ條項が、植民地輸入貿易に於ける佛國の貿易額の増加に貢献せることは關稅統一制度にも勝る位である。

第三には、現在二萬を超ゆる歐洲人々口の發展を考へなければならぬ。歐洲人は土人の如き生活をせずして、日常の必需品は大部分、歐洲殊に佛國から輸入して居る。之が佛國よりの輸入増加に及ぼす影響は第二次的なものであるが、關稅統一とは少しも關係がないものである。上に述べた之等の考慮を以て今一九一一年と一八八八年との印度支那一般貿易統計を調べて見よう。

	一八八八年 百萬フラン	一九一二年 百萬フラン
佛國からの輸入	一一・二二	八五・八
諸植民地からの輸入	〇・〇	六・九
諸外國からの輸入	四四・七	一五一・一
合計	五六・〇	二四四・一
佛國への輸出	二・〇	五九・二

諸植民地への輸出	〇・〇	一・九
諸外國への輸出	六八・九	一八八・九
合計	七一・〇	二五〇・一

始めに一寸是等の統計を比較しただけでは、佛本國に對する輸出入と諸外國に對する輸出入とは共に一般に發達して居るかの感がある。然し更に詳かに之を吟味する必要がある。

第二節 印度支那に於ける物産と輸出

印度支那の稅關に於ては一般貿易と特殊貿易とを嚴格に區別して居る。輸出に就て見るに、一般貿易額は二億五千萬、特殊貿易額は二億七百萬フランである。その差四千二百五十萬フランを分類すれば次の如くである。

再輸出さる、佛國品	百萬フラン 二・七
再輸出さる、外國品	一・六
佛國通過貨物	〇・一
外國通過貨物	三八・〇

外國通過貿易が大きいのは、珠江の流域を経て行はる、雲南と香港の取引が大なるが爲めである。雲南より香港に向けて船積される錫鐵の價額は、二千四百萬フラン以上に上つてゐる。香港より雲南に送らる、商品は主に織絲と綿織物であるが、その價格は一千萬以上である。

次には、一般貿易統計は暫く措いて特殊貿易統計のみに就て研究して見よう。之によつて印度支那の物産と輸出品を知ることが出来る。特殊貿易に於ける印度支那の輸出總額は二億七百萬である。この總額の半ば以上は米の輸出であつて、一九一一年の輸出高は一億一千六百萬フランであつた。佛本國が約二千七百萬フラン買入れ、佛領植民地が百八十萬フラン、支那が八千九百萬フラン、日本が千三百萬フラン、比律賓が千七百萬フラン、蘭領東印度が四百五十萬フラン、英國と獨逸が各々百五十萬フラン以上を買入れ、其他は香港（四千百萬）と新嘉坡（六百萬）の保税倉庫に送られた。米作は極めて重要なものであつて、印度支那の貿易の隆盛如何を決定すべき要因をなし、輸出額に大なる影響を及ぼすものである。一九一一年—一九一二年の如き不作の年には、米の輸出は八十萬噸に減少した。收穫豐作の年には百萬噸を超え、一九〇七年から一九一〇年に至る間の如き、その例である。極東の諸國殊に支那が、交趾支那と東京から輸出する米の大部分を消費する。

極東には、印度支那の米を容れる確實にして而も殆んど無限といつてよい程の市場がある。米は、極東諸國には食料として極めて重要なものであるから、その生産が如何程發達しても市場に對する供給過多となる懼れは少しもない。佛本國に於て印度支那の米を消費する量が増加しつゝ、ある事は、面白く感ぜられる。今日に於ては、本國は年々平均廿萬噸の米を買入れる。米は動物の飼料として農業上益々一般的に用ひられる。之に關聯して、印度支那の米が佛國市場に於て保護せられる

事を見落してはならぬ。即ち今日外國米は課税せらるゝも、印度支那米は無税である。外國米の課税は粳百疋に付き三フラン、玄米六フラン、精米八フランである。

玉蜀黍も亦吾國の高率關税によつて利益を受ける印度支那の産物である。外國産の玉蜀黍には一八九二年以來百疋に付き三フランの税が課せられる事になつた。此の課税は事實上佛國農業の爲には少しも役立たなくて、却て糊の製造者の負擔を重くし、従つて輸出向の綿織物の製造家を苦しめるに至つた。然るに之が印度支那に於ける玉蜀黍の生産の發達を助けると云ふ思ひもうけぬ結果を來たした譯である。印度支那の玉蜀黍の輸出は、一九一一年には八千萬疋、價格一千萬フランに上り、而も之が全部佛本國に賣られたのである。

その他の輸出品の中價格百萬フランを超えるものを次に示せば、

一、牡牛(百二十萬) 全部比律賓に送らる。

二、水牛(百萬) 全部比律賓に送らる。

三、家畜種の皮(四百七十萬) 佛國に半分(二百十萬)、英國に四分の一(百四十萬)、その他は香港と新嘉坡の保税倉庫に送らる。

四、生絲(二百萬) 四分の三は香港と新嘉坡の保税倉庫に、その他は佛國と暹羅に送らる。

五、鮮魚(百萬) 支那に賣られる。

- 六、乾魚(一千一百萬) 全部香港と新嘉坡の保税倉庫に送られる。
- 七、魚油(百四十萬) 全部佛國に送られる。
- 八、小海老の乾物(百六十萬) 全部香港に送られる。
- 九、鼈甲(百七十萬) 香港に送られる。
- 十、コブラ(二百二十萬) 全部佛國に送られる。
- 十一、胡椒(三百八十萬) 大部分佛國に買はれる。
- 十二、肉桂の樹皮(二百二十萬) 香港に行く。
- 十三、茶(約百萬) 全部佛國に行く。
- 十四、ガタバーチヤ・護謨及び彈性護謨(二百二十萬) 大部分佛國に行く。
- 十五、綿(百七十萬) 大部分香港に行く。
- 十六、セメント(二百八十萬) 暹羅・香港及び支那に賣られる。
- 十七、石炭(五百二十萬) 殆んど全部香港と支那に賣られる。
- 十八、銀(二百六十萬) 同様に支那と香港に行く。
- 十九、亞鉛鑛(三百七十萬) 全部佛國と白耳義に買はれる。
- 二十、綿絲(二百四十萬) 支那に賣られる。

二十一、剝製獸皮類(二百三十萬) 全部香港に行く。

二十二、東京製の蓑筵(百七十萬) 全部香港に行く。

この表の示す如く米の如き黄色人種と同様に白色人種も一般に有用とするものは例外として、印度支那の輸出品の中、或物は専ら歐洲に送られ、その他の物は極東諸國に出る。即ち生産物の性質はその仕向地を決定するものである。商品の中には白人種にのみ求められ其市場が歐洲に限らるゝものと、極東に於てのみ消費さるゝ商品とがある。然かも極東に於てのみ消費さるゝ商品の方が多し。印度支那の近隣、支那・日本・比律賓・蘭領印度・暹羅等にある顧客は、佛本國の必要とせぬ物を買取るを以て非常に重要なものであり、之等の顧客に對しては鄭重な待遇をせねばならない。次に掲げる統計は、印度支那の輸出先各國購入額の比較重要を示すものである。

佛	佛國	五六・八
佛	佛領植民地	一・九
英	英國	三・七
獨	逸	一・八
白	耳義	一・六
其他の歐洲諸國		〇・三
亞	米利加	〇・一
比	律賓	二〇・四

支那	一三・五
日本	一三・三
蘭領印度	四・五
暹羅	一・八
英領印度及び其 他の極東諸國	〇・五
香港の保税倉庫	六八・三
新嘉坡の保税倉庫	一八・四

香港及び新嘉坡の保税倉庫に輸出さるゝ商品の一部が、後に歐洲に送られることは勿論である。英・獨兩國が印度支那の米を買入るゝのは、是等の倉庫からするものが多い。然しやはり極東諸國が印度支那の輸出品の大部分（約三分の二）を買入るゝ事は眞實である。

第三節 印度支那の購買と消費

輸入の方面から見れば、印度支那の一九一一年の一般貿易額は二億四千四百萬フランにして、特殊貿易額は一億九千四百萬フランである。その差異は、通過貿易（三千八百萬フラン）・倉庫貿易（一千萬フラン）・積換・再輸出・保税倉庫中の貨物等の爲に因るものである。

之等の輸入品の中佛國が四百萬を占め、主として煙草と飲料である（之は一般貿易にして特殊貿易ではない）。其他の歐洲諸國が三百萬であつて主として石炭と石油である。極東諸國のものは、四

千三百萬フランであつた。其大部分は雲南・香港の通過貿易であつて、此項目は既に記して置いた。

特殊貿易の中動物性産物が五百萬フランを占め、植物性産物は約五千萬フラン、礦産物は二千二百萬、而して製造品が一億一千七百萬フランである。輸入品の産出地は如何と云ふに、佛國のもの八千二百萬、佛國植民地のもの七百萬、その他の歐洲諸國が九百萬、亞米利加が三百五十萬フランである。是等諸國のものを全部合すれば一億フランの輸入となるが、特殊輸入貿易の半分にも達せぬ位であつて、其他の半分は極東諸國から輸入される。五千七百萬フランの商品が香港の保税倉庫から入つて来る。新嘉坡の倉庫から約千百萬、支那から千百萬、英領印度から七乃至八百萬、日本から二百萬、而して蘭領印度から二百萬フラン輸入される。暹羅と比律賓から輸入さるゝものは取るに足らぬ程のものである。

價格百萬フランを超える輸入品の中には次の如きものがある。ミルク（百萬）は四分の三が瑞西から、四分の一は佛國から来る。ライ麥（三百萬）は、三分の一が佛國から、三分の二が香港の保税倉庫から来る。支那素麵（百二十萬）は全部支那から、檳榔子實（二百六十萬）は全部新嘉坡の倉庫から、砂糖（三百五十萬）は半分が佛國から、半分が香港と新嘉坡の倉庫から、茶（三百三十萬）は主として香港の倉庫から、煙草（四百四十萬）は四分の三がアルヂェリアから、阿片（五百六十萬）は全部英領印度から、支那産の藥品（百九十萬）は香港の倉庫から、綿（二百七十萬）は同様に殆んど全部

香港から、支那産の新鮮なる野菜は同上倉庫、葡萄酒(三百二十萬)は専ら佛國から、ビール(百四十萬)は同様佛國から、白墨(百萬)は佛國から、石油(五百二十萬)は半分が合衆國から、半分が蘭領印度から、金(五百五十萬)及び銀(二百五十萬)は香港の倉庫から、鐵材(百萬)は佛國から、石鹼(百三十萬)は殆んど全部佛國から、支那と日本の磁器(三百十萬)は香港又は日本から、絲類(八乃至九百萬)は大部分(五百萬)香港の倉庫から輸入される。絲類の供給國を記せば佛國が約八百萬、佛領印度が約百萬、支那が約百萬である。米を輸出する場合に用ふる黄麻の袋の輸入高は、六百萬フランにして、その三分の二は新嘉坡と香港の倉庫から、その他は大部分英領印度から輸入される。綿織物の輸入額は二千三百八十萬であつて、その中佛國が一千九百四十萬、佛領植民地が二百七十萬、諸外國が僅かに百五十萬を占めてゐる。毛織物(百二十萬)は全部佛國から輸入される。支那絹布の輸入高は、支那より直接に來るもの或は香港の倉庫を通じて入るものを合して八百三十萬フランである。歐洲人使用の紙類(百萬)は佛國から來り、支那紙(二百三十萬)及び儀式用の紙類(百七十萬)は支那又は香港から輸入される。機械類及び化學製品(八百十萬)は主として佛國(五百四十萬)から輸入される。英國(百三十萬フラン)と獨逸製のものは更に少額である。藥(二百萬)は全部佛國から、支那産の爆竹(百五十萬)は香港から、自動車(百十萬)は佛國から供給せられる。裝身具(百二十萬)はどうかと云へば、半数は佛國から來り、他の半数は安南又は香港より輸入される。

之等の主要輸入品を分解して見れば、前述輸出に於けると同一の暗示が得られる。即ち生産地の如何は輸入品の性質に依つて定められる。印度支那に於て消費される歐洲産の物品は、殆んど全部といつてよい程大部分之を佛國が供給するが、印度支那は歐洲諸國が供給を爲し得ない物品は總て近隣の極東諸國から購入せざるを得ない。土人が消費する支那品を佛國品に代へんとすれば、先づ安南人の風俗習慣を根本的に改革せねばならぬ。かゝる進化は非常な年月を経て初めて出来るものであつて、亦餘りに急速に起るといふ事は望ましくない事である。衣服に於ては確かに幾分の變化が認められる。歐洲産の綿織物の勢力が増して來て、支那産の絹織物の形勢は不利になりつゝある。併しこの衣服の變化も漸やく始まつたばかりである。將來尙非常な長期に涉つて、安南人は過去何世紀間用ひ慣れて來た物品を好むであらう。

之等の主要輸入品を分解して見れば、前述輸出に於けると同一の暗示が得られる。即ち生産地の如何は輸入品の性質に依つて定められる。印度支那に於て消費される歐洲産の物品は、殆んど全部といつてよい程大部分之を佛國が供給するが、印度支那は歐洲諸國が供給を爲し得ない物品は總て近隣の極東諸國から購入せざるを得ない。土人が消費する支那品を佛國品に代へんとすれば、先づ安南人の風俗習慣を根本的に改革せねばならぬ。かゝる進化は非常な年月を経て初めて出来るものであつて、亦餘りに急速に起るといふ事は望ましくない事である。衣服に於ては確かに幾分の變化が認められる。歐洲産の綿織物の勢力が増して來て、支那産の絹織物の形勢は不利になりつゝある。併しこの衣服の變化も漸やく始まつたばかりである。將來尙非常な長期に涉つて、安南人は過去何世紀間用ひ慣れて來た物品を好むであらう。

第四節 批評及び結論

印度支那の關稅制度問題に就ての人々の批判は、外見上夫々異つて居る様に見えるが、事實上は一寸見た程に正反對なものでもなからう。一九〇六年マルセーユ植民地會議(ゲイズマン氏の報告参照)に於て關稅政策が極めて自由に批評された。一九〇八年印度支那の被選團體及び行政諸官廳は、植民省の召集に依つて關稅に關する彼等の意見を述べた。印度支那の稅關及び稅金に關する中

中央政府の意見は、一九〇八年のブンダル氏 (Bundal) の報告書、並びに一九一〇年のピカノン氏 (Picannon) の報告書中に述べられて居る。一九〇八年十月二十一日農商務省の商工事業の報告書がフエットラー氏 (Fetterer) に依つて提出された。河内・海防及び西貢の商業會議所並びに安南・カンボチャの農商業會議所も亦意見の決定を要求せられた。ゲルムーア氏 (Guernier) が河内の商業會議所に提出した報告書(一九〇九年九月二十日)並にメッタタル氏 (Metatal) が西貢の商業會議所に提出した報告書の中には關稅問題に關する深い研究が含まれてゐる。此外にも交趾支那の植民地評議會と印度支那の上級評議會が發表せる意見書がある。又最後にクロボコウスキー總督の報告書もある。是等の種々の人々及び團體の發表した意見は、一見全く相異してゐるやうに思はれる。一方には根氣よく關稅自治を要求する熱心な改革者が居る(ブンダル、フエットラー、ゲルムーア諸氏の報告書参照) かと思へば、他方には一八九二年に定められた主義を認め二、三の穩便にして部分的な改革を以て充分なりとする臆病な人々が居る。然し之は、意見の相違と云はんよりはむしろ、性質の相異といつた方が當つてゐる。前者は自分の思想を全部述べるだけの勇氣を持つてゐるに、後者は中央政府の機嫌を損ずる事を懼れ佛國議會の偏見と衝突するのを恐れて、到底承認されまいと思はれるやうな要求はむしろ提出しない方が賢明なりと考へて居る。そこで目的を達し得る見込ありと思はれる要求をなすに過ぎない。印度支那の上級評議會の一九〇八年の通常會議に於て採擇せ

れたる決議の文句は、よくこの心理を現はして居る。「關稅自治制は印度支那の經濟的發展の爲めには恐らく最も有利であらうと思はれるが、佛國の中央政府が到底之を認むる事はあるまいから、之は度外視するとして、現行制度に代はるべき最善の制度を制定する一般的基础は……」——印度支那の最高評議會の發表せる意見は此文句で始まつてゐる。これでは少し、か要求しないといふ事は、多くの要求を爲す勇氣がないからだといふ事を告白して居るやうなものではないか。

是等總ての報告及び決議から判斷すれば、印度支那は一八八七年に制定せられ一八九二年の議會に於て認可された關稅制度を以て満足して居らぬ事が明かである。不平の聲は或時は大きく唱へられ或時はひつそりと傳へらるゝものである。然し是等の文書を一讀すれば如何に批評的聰明さが缺けて居て、隱されたる暗示を釋くほどの能力が無いものでも、植民地の眞意を曲解することは出来ぬであらう。

然れども印度支那に本國關稅制度を適用した結果生じた影響は、小植民地の研究に於て觀察せるものとは全く同一ではなく、様々の相異がある。然かも此の相異が實に重要なものである。

第一に、印度支那の収入は、本國關稅制度を適用した爲めに累ひせられたと云ふ事は出来ない。輸入税による収入は猶増加しつつある。十九世紀末期に於ける収入は年額三百萬ピアスターあつた。一九〇一年より一九〇七年に至る間は毎年四百萬ピアスターを超過した。唯一九〇六年に輸入税によ

る年收が三百五十萬に減少した丈けである。一九〇八年以來五百五十萬を遙かに超すやうになつた。一九一〇年には、輸入税による年收は六百十三萬七千ピアスターに達したが、之が今迄の最高であつた。

印度支那の消費者は、生活費の騰貴の爲苦しまねばならなかつた。印度支那に本國の關稅を適用すれば、或程度までその目的たる印度支那に於ける佛國品消費の増加を妨げる傾向があると論せられてゐる。印度支那市場に於ける佛國品は關稅の爲高價となつて、收入に限りのある安南人の手には入り兼ねるのである。かくして關稅統一の結果安南人は歐洲人の用ふる物品を買ふ事が出来ない爲、吾々の趣味・習慣・生活様式を取入れる事が出来ない様になつた。かくして、印度支那と歐洲との間の貿易が妨げられるのである。

この點は重要ではあるが、茲にはあまり重く見てはならない。實際上、法外な關稅によつて生活費が増した爲に小植民地の者が苦しむ程度に比すれば、印度支那のは遙かに少いのである。對外貿易は印度支那にとつて、前述の諸植民地の場合程には重要ではない。印度支那には國內取引が非常に重要である。印度支那の産物及び製造品は多量に自國で消費され、その價格は本國關稅の適用の影響を受けない。又その貨幣の單位たるサペクの價格が非常に低い爲に、印度支那は常に生活必需品の安價な植民地の一つに算へられて居る。印度支那の消費者にとつては、關稅統一は精々ハンディキ

ヤツプに過ぎないもので、それが爲に困窮する様なことはない。

然し他方面に於て關稅統一は、他の植民地に於ては見られぬ不利益を印度支那に蒙らして居る。即ち關稅統一は、他の極東諸國に對する關係に於て印度支那のハンディキヤツプを爲すものである。佛國と通商條約を締結して居る東方諸國は、佛本國の市場に於て認められて居る特權を印度支那の市場に於ても享有せんことを主張することが出来る。印度支那は遠東諸國から重大な利益を獲得出来るにも拘はらず、何等の報酬的有利條件を受けて居らぬ。爲めに佛領印度支那には、其利益が無視されて居ると云ふ不平がある。印度支那は、自己が認容するものと交換に特權を得んが爲め近隣諸國と交渉する權能を得んことを望んで居る。之が爲め交渉の基礎として本國稅率と異なる關稅自治を要求せんことを望んで居る。印度支那に於ては、母國の當局に對する非難もしないし其交渉は當然外務省に於てなすべきことを能く知つて居る。然しながら印度支那は關稅獨立制を欲して居る。母國の利益の爲めに締結せる通商條約と共に、印度支那の利益となるべき他の通商條約を締結せんことを希望して居る。二千萬の住民を持ち地球上母國と反對の位置にある國としては當然な要求である。又此要求が、本國の生産者にとつて如何なる點が不利であるのか了解に苦しむ。外國と交渉するものは佛國政府であるから、母國に有利と思はるゝもの以外の特權は常に拒むことが出来る。之が印度支那の重大な不平である。佛國の保護貿易論者も、自由貿易論者と同様其主義とは關

係なく、印度支那の反對が正當であることを認めることが出来る。此改革は理論に於ては何人も認めることが出来るであらう。

も一つ述べなければならぬことは、最近の第二級植民地貨物に對する半額税廢止も、印度支那にとつては小植民地に於ける程重大な利益とならないといふ事である。第一に此の廢止は、例外として舊制度の適用を受けて居る胡椒にとつては少しも利する所がない。珈琲は如何と云ふに、その原料の生産が印度支那に於てはあまり發展の見込がないやうに思はれる。茶に就ては事情を異にし、今迄に成し遂げた發達を見ればその生産は、保護を加へて奨勵せずとも獨立して發達しうる事が明かである。印度支那も他の植民地と同じく半額課程の廢止の要求はして居るが、之は單に植民地同志の共同動作の精神と、その許可が容易に得らるゝとの信念が現はれたに過ぎない。之は印度支那にとつての利益としては些少たるに過ぎぬものである。この特權を得たからと云つて、印度支那は更に遙かに重要な事柄に關する他の要求を捨てる様なことはないであらう。

印度支那の總ての人民が協力して成し遂げやうとして居る改革は、輸出税の大部分及び通過税の全部の廢止にある。輸出税は、印度支那の一般豫算で見ると、一九〇八年に至る迄は毎年三、四百萬ピアスターに上つてゐる。此の財源による年收は二、三の輸出税廢止の結果二百萬以下に減じた。輸出税は、輸出の發達を阻止するものであつて、貿易上の見解から見て其收入位では償はれぬ

様な障礙を爲すものであると非難されてゐる。通過税は如何と云ふに、それによつて生ずる年收は極めて僅かである（年々二十萬ピアスターに達しない位である）。通過税があると印度支那の背後地に存する到達國に仕向けられた商品は、印度支那の港を避けて他に轉ずる爲、印度支那にとつては不利である。珠江の流域は南支那に赴く商品にとつて自然的に設けられた通路であるが、通過税がある爲、商品は此の通路を避けて通る。かくして東京は、重要な交通運動によつて得らるべき利益を失つてしまふ。老撾に於て佛國商業の受けた損害は、更に大なるものである。老撾と暹羅王國の國境なるものは、非常に廣く殆んど人の居ない様な状態であつて、有效なる關稅防壁を設けんとする事は事實上不可能である。その結果暹羅の商品及び暹羅を通過する外國商品は無税にて老撾に入る事が出来るのに、印度支那の港を經由して輸入されるものは、通過税のみならず輸入税の全額を拂はねばならぬ事となる。かくる狀況の爲老撾は、經濟的に暹羅に依存する状態に置かれる結果を來たしてゐる。かくる狀況から救はん爲に、政府は老撾を無税地帯に編入する法律を、一九一三年五月六日に提案した。かくして印度支那を通過して老撾に入る商品或は老撾から來る商品は、免税される事になつた。老撾産の物産は、印度支那の其他の地に無税にて入りうるやうになつた。唯老撾を經由して印度支那の他の部分に入る外國産の製造品のみ輸入税が課せられるのみである。印度支那を通過してその背後地に至る貨物に課せらるゝ關稅を改革せねばならぬと云ふ事は、一八九二

年の立法者が如何に重大なる考慮を見遣して居たかを示すものである。印度支那の如き大陸植民地は自ら消費力を持つてゐるばかりでなく、其の背後地にある國へ行く貨物の輸送通路になるのである。他の道よりも此道を通つて貰ひたいと思ふならば、出来るだけ便利なものにしなければならぬ。

最後に、印度支那に吾國の關稅を適用した事に依て本國の産業の得た利益を考へねばならぬ。直接に得た利益を否定してはならぬ。佛國織物が、完全に印度支那市場に於ける他の歐洲織物に取つて代つたのは、此の保護政策の爲めである。此の事柄に就ては、一八九二年の立法者の希望は、決して無になつてはならない。然し立法者が豫見しなかつた事は、保護貿易制度の爲に印度支那に於ける織物工業の確立が早められたと云ふ事であつた。勿論印度支那は、遂には何うしても工業國になつたであらう。石炭と勞力が手近に豊富にあり之が爲めに製造業が刺激されたのは自然であつた。この刺激にしても、もし内國關稅適用の結果生せる物價の騰貴が無かつたとすれば、之程強いものではなかつたらう。今日に於ては本國の保護貿易論者は、自ら仕掛けた陥穽にはまつたので困つてゐる。も少し目先が利いたならば、こんな結果にならなくて済んだであらう。

佛國議會の定めた制度の代りに、印度支那の富を更に急速に増加せしめ、従つてその消費量を増加

するやうな、更に自由なる關稅制度を工夫する事も出来たのである。西貢を香港・新嘉坡と競争する自由港とする事も出来たらう。當植民地は、自由貿易制度であつたとしたら明かに非常な利益を得たであらう。而して帝國主義の國家は、富は多くその植民地の富に負うてゐるのであるから、それが爲佛國が損失を招いたらうとは信ぜられない。

第三章 マダガスカル及び其屬領

第一節 マダガスカルの對外貿易

マダガスカル島は、面積五十九萬平方料にして、印度支那よりは小さい植民地であるが、尙佛本國よりは大きい。印度支那と違つて、人口が散在してゐる。土人は約三百萬人である。その外に佛人一萬、佛國以外の歐洲人二千、及び亞細亞人・阿弗利加人合して約二萬人居る。更に土人も非常に種々雜多である。島の中で最も人口稠密の地方たる中央高原には、半開人であるホバ族 (Hova) が居る。然しその他の土地殊に南部に於ける住民は野蠻である。

交通の途が全く缺けてゐる爲、本島の商業の發展は特に困難である。マダガスカルを關稅統一植民地となすと云ふ一八九七年四月十六日の法律の施行された當時には、本島の對外貿易額は輸出入合して約二千萬フランもあつたが、輸出(約四百萬)は微々たるものであつた。對外貿易の大部分は

輸入であつて、その一半は佛國と其植民地から、他の一半は英國と其植民地から來るものであつた。その他の國とマダガスカルとの貿易はほんの少額であつた。

マダガスカルに於ける佛國の經濟政策は、同植民地の對外貿易を發展せしめんとする英國貿易を排除せん事を目的とするものであつた。此の政策の精神は、最初は止むを得ないものであつた。英・佛兩國は、長い間マダガスカルに於て競争して來た。本島の併合に當り佛國は意を注いで、この大なる島が佛國の所有なる事を世に示さんとした。マダガスカルの關稅制度は、一八九八年に更に嚴酷なものとされ、よくその効果を擧げた。その時以來佛國商品はマダガスカル市場に於て完全に外國品を驅逐したが、然し此制度の下に於ける當植民地の對外貿易の發達は極めて遅々たるものであつた。實に此以上の事は期待出來なかつた。タナナリボと海岸との間の輸送は連水陸路を經由して行はれた。而して此によつて輸送が如何に遅々として又多くの費用を要したかを知る事が出来る。一九〇〇年に至つて、初めてタナナリボと本島の東海岸を連絡する鐵道建設の借款が認可された。此の鐵道の建設は遅々として進まず、完成したのは一九〇八年の末であつた。此の間マダガスカルの對外貿易は、一進一退で五千萬フラン内外を上下してゐた。而かも對外貿易の大部分は輸入であつた。當世紀の初期の貿易高は年々約四千萬であつた。一九〇〇年より一九〇二年に至る間の輸入額が膨張を來たしたのは、一には鐵道建設用の必要材料の船積の爲めと、二には當植民地が佛國品にとつて非

常に重要な市場となり得ると誤信して、佛國貿易が努力した爲めであつた。然し間もなく鐵道供給品の輸入の影響もその姿を没し、又不合理的な錯覺も消え極端なる失意となつた。一九〇三年より一九〇八年に至る間、輸入額は三千萬フランの内外を上下してゐた。之に反し輸出額は、段々増加して來て、一九〇五年には二千萬を超えた。然れども尙全體から見ればその發達は非常に遅いのである。

マダガスカルの對外貿易は鐵道完成以來、非常な進歩を始めた。輸出入合して、一九〇九年には六千七百萬、一九一〇年に七千八百萬、一九一一年に九千二百萬、一九一二年には一億九百萬の貿易があつた。鐵道の爲めにマダガスカルの對外貿易は四年間に倍加した。

更に顯著なる事は、輸出の發達である。一九一〇年以來輸出額は輸入額を越えてゐる。之は將來に對して安心の出來る徴候である。國の産出が増加すれば、消費も増加することが出来る。それ故吾々は、マダガスカルの將來に信頼を置き始めて居る。然し鐵道が近年の進歩の主な原因である事を忘れてはならない。

第二節 輸 出

一九一二年に於けるマダガスカルの輸出額は約六千萬に達した。細別すれば、次の如くなる。

佛 國

百萬フラン
四一・一一

佛 領 植 民 地

二・三

英國	四・〇
英領植民地	一・三
獨逸	九・六
其他諸國	一・三
合計	五九・六

かくの如く、マダガスカルの輸出品の三分の二は、佛本國に吸收される。之は一八九八年以來の狀態である。この割合は該年度に初めて現はれて以來引續き保たれてゐる。一八九八年以前の情況は之と全く異なつてゐた。諸外國向け輸出が佛國向け輸出を超過してゐた。

一九一二年の主なる輸出品を、重要なものより順次に述べれば次の如くである。生皮（一千七十万フラン）はその三分の二が佛國に送られた。金（五百九十萬）はその全部が佛國へ出た。彈性護謨（五百十萬）は半分以上佛國に送られ、その残りは主として獨逸に送られた。ヴァニル（三百九十万）は殆んど全部佛國に來た。ラフィヤ棕櫚（三百七十萬）は三分の二が佛國に、他の三分の一が獨逸に送られ、鹽藏肉類は主として佛國に、カツサヅア（二百九十萬）は皆佛國に、豆頭（二百八十萬）は英國に、タン樹皮（二百三十萬）は主として獨逸に、夫々送られた。之より小額の輸出品にして百萬フラン以上のものを挙げれば、蠟（百七十萬）・米（百六十萬）・豚脂（百三十萬）・麥藁帽（百二十萬）・及び牛（百萬）等である。

今この統計と一九〇二年の統計とを比較して見れば、十年間に現はれた進歩と當植民地の經濟的活動の範圍に起つた變化を知る事が出来る。牡牛及び金は當時、輸出品中第一に數へられてゐた。牡牛の輸出額は四百萬以上であつたが、この品目は著しく減少してゐる。金の輸出額は、當時約四百萬フランであつて、現在の三分の二である。次は棕櫚（百萬）で、十年間に輸出額が四倍になつてゐる。次に來る重要な項目は蠟と生皮であつた。其輸出額は夫々七十萬フランに上つてゐた。蠟の輸出は倍加したに過ぎないが、生皮の輸出は十年前に比して十五倍に増加してゐる。一九〇二年には、僅かに五十萬フランであつた彈性護謨の輸出額は、十倍に増加した。ヴァニル及び豆の輸出は一九〇二年には各々三十萬フランに過ぎなかつたのが同様に十倍に増加した。カツサヅアと米の輸出は、この數年間増加しつゝあるが當時は少しもなかつた。米は輸出はおろか、マダガスカルに於ては、需要を滿す程の生産がないので多量に輸入せねばならぬ状態であつた。

この比較によつて、過去十年間に於けるマダガスカルの輸出の發達は主として農業の發達に原因してゐる事が知られる。鑛業の發達は、之に次ぐものであつて、今尙製造工業はない。將來に於てもマダガスカルの工業は、發達する見込が無ささうに思はれる。

第三節 輸 入

一九一二年のマダガスカルの輸入額は、五千萬フランに達した。輸入品を原産地によりて分類す

れば次の通りである。

佛	佛國	四四・二
佛	佛領植民地	一・五
英	英國	〇・七
英	英領植民地	一・八
獨	獨逸	〇・八
瑞	瑞典、諾威	〇・一
亞	亞米利加	〇・二
其	其他	〇・五
計		四九・八

かくの如く、マダガスカルが國外より購入する商品の十分の九は、佛國より來るのである。本國との取引が大いに盛になつたのは一八九八年で、それ以來更に著しく優勢になつて來てゐる。英國の勢力はマダガスカル市場から完全に驅逐せられた。英國よりの輸入高は現今獨逸よりも劣つてゐる。獨逸とマダガスカルとの取引はあまり重要ではないがそれでも尙こゝ、數年間漸次増加して居る。輸入品の中では、綿織物が上位にある。之のみで輸入總額の半數を占め、殆んど全部佛國から輸入される。織物の輸入額は一九〇九以來倍加した。之は土人の數の大いに増加すると云ふ確かな然かも全く新らしい徴候である。

葡萄酒(約二百萬)とブランデー(約百萬)の輸入は變化なく、金屬製品(四百七十萬)・金屬(百七十萬)及び鑄造品(百八十萬)の輸入は、鐵道の完成以來減少して來た。

是以外の輸入品は、之に比べるとその重要性は遙かに小である。概して或種目のものはこの十年間に著しい發達をしておらぬ。小麥粉の輸入は八十萬フランであつて、一九〇二年に於けると同様大したものでない。之によつて十年間に歐洲人種の數があまり増加しておらぬ事がわかる。中には輸入の非常に減少した品もある。米の輸入の如きは、一九〇二年の統計によれば數百萬もあつたが、一九一二年の統計に現はれておる所によれば僅々二萬に過ぎない。然し之は地方農業發達の結果であるから喜ぶべき變化である。

マダガスカルに於ける統一關稅制度確立以來の輸入統計を、詳しく分類して見て一般に感ぜられる事は、その進歩が極めて遅い事である。

統計中から織物の項目を唯一つ除けば、マダガスカルの輸入貿易は、増加よりも寧ろ減少した傾向がある。之は全くの變態的結果である。マダガスカルは、積極的に公共の利益を圖り得る總ゆる便益を、最初から持てゐた新開國なれば、過去十五年間の輸入の發達は異常に目醒ましいものがある筈である。然るにその發達たるや全く僅かなものであつた。

第四節 批評及び結論

全體から見てマダガスカルは、超保護貿易制度の適用によつて急に發達を阻止された新植民地と云つたやうな感じを與へる。あれ程多くの佛國人が、資本を投下した當植民地の貿易が一億フラン位、否一億五千萬や二億位の筈がない。其の結果は、それに費された努力と全く均合つて居らない。土人と同じくマダガスカルに於ける歐洲人の惱まされてゐる生活費の高い事が、植民地住民の善良なる目的を阻害してゐる。それが爲めに、歐洲人が土人に植付けようと努力してゐた新たな慾望を彼等に満足させることが出来なかつた。關稅の爲、マダガスカルに於ける綿類の價格は四十五%も騰貴した。之では、貧乏な人達は商品を手に入れる事が出来ぬではないか。

統一關稅制度の爲めに、マダガスカルの對外貿易は全然佛國人の手に歸してゐる。然し此の利益に對し、植民地は佛國貿易に於て多大の犠牲を拂ふ事になつた。即ち外國貿易はその姿を消し、それと共に關稅による収入もなくなつた。一九一二年に當植民の得た輸入税は、僅かに十三萬フランに過ぎない。之では豫算の均衡を保つに必要な収入額の三十分の一にも足りない。而して、この關稅の總額から何十萬フランといふ職員の維持費及諸經費を差引けば、純收入なるものは微々たるものである事が知られる。そこで當植民地は、豫算要求額を滿す爲め過重な然かも事態に不適な他の税に依るの已むなきに至つて、關稅を補ふ爲に消費税を作らねばならぬに至つた。結局之は外國品と同様に佛國品にも賦課せらるゝものであるからマダガスカルに輸入された歐洲品の價格は益々騰

貴する。土人も植民地住民も、又植民地政府も皆犠牲となつた。

唯一の佛國の工業たる綿糸工業は、該制度適用の結果相當な利益を得た。此の利益を計算すれば十五年間に約一千萬フランになる。本國よりも大なる國の財産を危くしたものは、重要には違ひないが範圍の限られたる此種製造業をして此千萬フランの利益を得せしめる爲めであつた。この工業によつて得た利益と、植民地の蒙つた犠牲との差異は實に驚くべきものである。或る人が次の如き事を述べてゐる、「佛國織物工業の爲に一千萬フランの賠償金を拂つて、關稅に關する行動の自由を取戻した方が、マダガスカルにとつてはましだつたらう」。勿論之は眞面目に言つた事ではないのであつて、マダガスカル居住民の拂つた税によつて、限られたる織物工業者を補助するが如きことは事實上實行は出来ないことであるが、それにしても若し織物工業者にかゝる不勞所得を與へても關稅自治を購ふ事が出来たならば、マダガスカルに取つては得たらう。

第五節 マヨツテ及びコモロ

一九〇八年以來マダガスカル總督の權力は、此の群島にも及ぶ事にはなつたが、マダガスカルの對外貿易統計の中には、マヨツテとコモロの對外貿易は含まれてはゐない。コモロ群島は面積二千平方料強人口約十萬、大部分は土人である。此の群島は、一八九六年に關稅統一植民地中に加へられた。是等の島の對外貿易は、其の當時輸入額約五十萬輸出額は一百萬を少し超えてゐたが、近年は

更に多くなり平均輸入額は百萬、輸出額は二、三百萬となつてゐる。一九一一年には幸にもヴァニ
ルラの産出量が著しく増加し、又その價格が騰貴した爲に輸出額は五百萬に垂んとするに至つた。

一九一一年の輸出額を細別すれば次の通りである。

佛國への輸出	百萬フラン
諸植民地への輸出	四・六
諸外國への輸出	〇・一
合計	四・八

當植民地の輸出品は、殆んど全部ヴァニルラ（三百二十萬）と砂糖（六十萬）であつて、總て佛
本國市場に送られる。

輸入品は、殆んど米と織物であつて輸入額を分類すれば次の通りである。

佛國からの輸入	百萬フラン
諸植民地からの輸入	〇・五
諸外國からの輸入	〇・四
合計	一・三

米は佛領植民地から来る。織物は、主として佛國とボンジエリーから来る。英領植民地は、諸外
國から来るものを殆んど凡てコモロに供給する。是等の島は、佛國産の物品に對して微々たる市場を

供給し得るに過ぎず、此所に内國關稅を適用するに就てはあまり辯護の餘地がない。是等の島に統
一關稅制度が布かれたのは、單に主義と均整との爲めである。ヴァニルラの半額課稅廢止によつて
是等諸島の耕作者の得る利益は彼等が關稅制度に依つて蒙むる不便を償ふであらうが、土人が受け
てゐる負擔に對しては、少しも報償的利益を受け得るといふ事は想像出來ない。

第四章 佛領西部阿弗利加

第一節 佛領西部阿弗利加對外貿易の發達

佛領西部阿弗利加は廣大な領土にして、その面積は約三百九十一萬二千二百五十平方料、人口一
千萬乃至一千百萬とされて居る。此の領土を構成する種々の植民地は、一八九五年に同一總督の管
下に合せられたが、最初の數年間はその結合は漠然たるものであつて、愈々佛領西部阿弗利加の總
督府が實現されたのは一九〇二年十月の勅令が發せられてからの事である。

總督府設立以後の佛領西部阿弗利加の對外貿易の發展を詳述するには、佛領阿弗利加を構成する
各植民地を區別する必要はない。當植民地は經濟的見地から見れば一單位を成してゐるのであつ
て、輸出入の商品が何の港に於て船積船卸されるかといふ事は問題ではない。セネガル、上セネガ
ル・ニヂェル、ギアナ、アイボリー・コースト並びにダホームの貿易統計を別々に分類する事は是等

の植民地の眞の經濟的發展の迹を見る方法として恐らく十分なものではなからう。例へばスダンに
向けて送られた商品が或場合にはセネガルの統計の中に、或時には上セネガル・ニヂエルの統計の中
に入れられてゐる。一九一一年迄は、上セネガル・ニヂエルの計算危険による商品は、カイエの税
關を通過する物だけであつた。然るに一九一一年以來セント・ルイスの税關を通過してスダンに仕
向られる物までが當植民地の計算危険によつて輸送される事になつた。されば上セネガル・ニヂエ
ルの對外貿易は、外見上非常な増加をなした様に見える。即ち一九一〇年の輸入額が七百萬であつ
たのに一九一一年には俄然千七百萬に上つた。之に原因してセネガルの輸入額は八千二百萬から七
千四百萬に減少した。又鐵道がクールツサ迄延長されてより（一九一〇年）それ迄セネガルを經由
した多くの商品はコナクリーを經て輸送される事になつた。かくしてセネガルの統計から消えた丈
ギネアの統計に膨張を來たした。然しかゝる變化は、佛領西部阿弗利加の對外貿易の發達には何の
關係もない事である。是等の近隣の植民地全體は共通の背後地を控えてゐるのであつて、セント・
ルイスを經由するものとコナクリーを經由するものと孰れが多いかを研究してもあまり利益がない
事は、マルセーユとハーブルとを比較するの無益なものと同様である。

左に一八九五年以來の佛領西部阿弗利加の對外貿易統計を附記しよう。

年 度	輸 入 <small>百萬フラン</small>	輸 出 <small>百萬フラン</small>	總 計 <small>百萬フラン</small>
一八九五年	四六・八	三一・九	七八・七
一八九六年	二四・九	三一・七	八一・二
一八九七年	四四・二	三五・五	七九・八
一八九八年	五三・二	四五・三	九八・六
一八九九年	六九・一	四七・六	一一六・七
一九〇〇年	六九・〇	六〇・八	一二九・八
一九〇一年	八〇・八	五〇・六	一三一・四
一九〇二年	七三・五	五七・四	一三〇・九
一九〇三年	八九・九	七一・八	一六一・八
一九〇四年	九〇・九	六五・〇	一五五・九
一九〇五年	九六・八	五六・二	一五三・〇
一九〇六年	九二・四	七〇・九	一六三・四
一九〇七年	九七・〇	八〇・四	一七七・四
一九〇八年	一〇五・六	八四・五	一九三・一
一九〇九年	一一八・五	一〇九・八	二二八・四
一九一〇年	一五三・一	一二五・二	二七八・三
一九一一年	一五〇・八	一一七・一	二六七・九
一九一二年	一三四・七	一一八・五	二五三・二

その進歩の速かなる事は驚嘆に値する。一八九五年以來輸出入共に三倍以上に増加して居る。一九一一年と一九一二年には落花生の生産の減少と護謨業が危機に類した爲めに一時的の減少を來たしたが、一九一三年の結果を見れば今や一九一〇年度の隆盛を凌ぐ勢ひが見える。

貿易の發達は、佛本國に於けると同じく諸外國との貿易にも現はれて居るけれども諸他の佛領植民地との貿易は増加して居ない。諸植民地よりの輸入は、主として佛領印度より輸入されるキャラコであつて、之は約三百萬に上つてゐる。然し諸植民地向けの輸出は取るに足らない。

一八九五年には佛國商品の輸入は、二千萬にも達しなかつた。それが十年後の一九〇五年には四千萬を超へた。一九一〇年には殆んど七千萬に垂んとした。一九一一年と一九一二年には減少を來たしたが尙總額から云へば一八九五年の三倍になつてゐる。

外國品の輸入は、一八九五年には二千四百萬であつたが、十年後には五千萬を突破し、一九一一年には八千萬に達した。

佛國品の輸入の發達と外國品の輸入の發達が並行してゐる事は注目すべき事柄である。一方の發達は他方の發達を犠牲にして初めて得られたのではなく、その發達は同時に且つ同一の比例で兩者に及んだものであつた。

本國向けの輸出貿易は、本國よりの輸入貿易に比して常に劣つてゐた。一八九五年には千五百萬

に達せぬ位であつて、一八九八年より一九〇五年に至る間は二千萬乃至三千萬の間を往來して居た。一九〇六年より一九一〇年に至る間の進歩は急速なものであつた。一九一〇年には七千百萬を出たが一九一一年には五千八百萬に減少した。

諸外國向けの輸出は、一八九五年には千七百萬であつた。一九〇三年に至る八年間に二倍となつて三千四百萬に達した。その後數年間一進一退の有様であつたが、一九〇九年以來更に發展を續け一九〇九年には四千四百萬、一九一〇年には五千三百萬、一九一一年には五千八百萬となつた。全體から見て輸出に於ては、本國との取引は諸外國との取引より以上に急速な發達を遂げたやうである。一九〇一年と一九〇二年を除けば、一八九五年より一九〇五年に至る間諸外國への輸出は、佛本國への輸出を超して居る。之に反して、一九〇六年以後は佛本國向けの輸出の方が勝つてゐる。然るに茲に特に留意すべきは、諸外國向けの輸出が佛本國向けの輸出と同じく一九〇五年以來殆んど四倍になつてゐる事である。自由貿易制度は、輸出に於ても輸入に於けると同様佛國貿易にも外國貿易にも同時に有利なものであつた。

第二節 佛領西部阿弗利加の物産と輸出品

佛領西阿弗利加の輸出品は、領土が廣大にして氣候が異つて居る割合には、數量も種類も多くはない。落花生と護謨が其大部分を占めて居る。一九一二年の落花生の輸出は、十九萬三千六百噸、

價額四千二百萬フランであつた。此額は一九一〇年（五千萬フラン以上）に比較すれば著しく少額である。雨の無かつた爲と新しき害蟲に荒された爲に、落花生の生産量が非常に減少した。それにも拘らず落花生は、佛領西部阿弗利加の輸出額の三分の一以上を占めてゐる。落花生は殆んど全部セネガルに於て産出されて、その大部分は本國に輸出される。然し近頃歐洲大陸の他の諸國も相當に之を求め始めた。

護謨の輸出は取引上の危機に際會した爲非常に僅かである。その輸出は一九一〇年には三千六百萬に達してゐたが、一九一一年には二千九百萬に、一九一二年には二千五百萬に減少した。この減少の主たる原因は野生護謨と栽培護謨の間に、數年來劇烈な競争が行はれ、價格が下落した爲であつた。佛領西部阿弗利加の總督府では、時局の影響を緩和せんとして最善の努力を盡した。それ迄廢止を要求されてゐた輸出税を、實際上最小限度のものたらしむる様平均價格を低下せしめた。總督府は、當植民地の輸出する護謨の性質を改善する爲質量検査の容易に出来る様に薄い小割板にて護謨を包むべき事を命じた（一九一二年九月十五日の法令）。然しながら是迄護謨を採集して容易な儲口を得てゐた土人は、將來他の生産方面、殊に新奇な變つた農産業に餘儀なくその活動力を轉じさせらるゝ様になるであらうと思はれる。

少くとも、之は一九一三年十一月十日總督府の通常議會の開會に先立ち、ボンチー總督が其講

演中土人に與へた卓見ある忠言である。當植民地の輸出する護謨の大部分は、ギニアから出るものであつて、半ば以上は佛國に輸出され、その他は英・獨二國に送られる。

近來噸に輸出の減じた物にアラビヤ護謨があるが、以前はセネガルの商業には最も重要な要素であつた。價格が非常に下落した爲に、それに應じて輸出高も減少した。現在のアラビヤ護謨の輸出額は極めて僅かである（一九一一年には二百萬未滿、一九一二年にはそれ以下である）。一方に於て他の産出品の進歩には目醒ましいものがある。椰子實の輸出額は、一九一〇年に千二百萬であつたのが一九一一年には千五百萬、一九一二年には約千七百萬に達した。大部分ダホーミに於て産出され、獨逸又はニゲリアに輸出される。椰子油の輸出額は、一九一一年には一千二百萬、一九一二年には一千萬あつた。大部分佛本國に輸出されるが、ダホーミ産出の分は多くニゲリアに送られる。アイボリー・コーストにて産出される木材及び上セネガル産の牡牛の輸出額は、今日數百萬フランに及んでゐる。最後に、この外にも種々の有益なる耕作物が發達しつゝあつて、その中には相當な輸出額を出し始めてゐるものもある。王蜀黍・コ、ア・コブラ・コラの實・植物性バター・米・綿・胡麻等は、土人に種々の資源を與へる爲め其重要さは絶へず増して行く。阿弗利加西海岸に於ける漁業の發達に對する努力も特記する價值がある。此の漁業は、今尙幼稚の域にあるが、今日迄に得た結果は非常に有望なものである。

佛領西部阿弗利加は廣大な國であるから、他の多くの佛領植民地の悪弊となつてゐる様に、單一産物を専門にやる様な事は必ず避けなければならぬ。恐らく當植民地の輸出は、今世期の中に素晴らしい割合で増加し、その輸出品の種類も非常に多くなるだらう。市場としては是等の産物を待ちもつけてゐる全世界がある。當植民地は、決して、本國に賣る事を以て満足し、本國の確固たる市場を以て足れりとしてゐるやうな植民地ではない。他の歐洲諸國と貿易する事が當植民地を繁盛ならしめる必要要件であつて、之は見遁すべからざる事柄である。

第三節 佛領西部阿弗利加の購買と消費

輸入額の三分の一以上は織物であつて、一九一〇年には五千二百萬、一九一一年には四千一百萬であつた。是の輸入品の需要の範圍は非常に廣いものであつて底が知れぬ。佛領西部阿弗利加の總督府の治下にある廣大な地方には一千萬以上の住民が居り、歐洲商人が來ぬ内は殆んど全く織物類がないといふ有様であつた。彼等の特に求むる物は寒氣と險惡なる天候から彼等の身を保護する爲の綿織物であつた。然し是等の土人は、殆んど總て貧乏で低廉な綿織物しか買へない。彼等の要求は大なるものであつたが、その要求を満足せしむべき金がなかつた。かゝる理由で一九一二年の如く土人が落花生や護謨から多くの利益を得られない年には、綿花の輸入が特に減少したが、土人の購買力が稍々増加してくるや否や又元の如く回復した。

當植民地に輸入される綿類には數種あるが、砂漠に住むムーア人が傳統的に好んでゐる物は、紺色のキヤラコであつて、水のない爲必然洗濯不足になるのであるがその色加減の爲助かるのである。ボンジシエリーは常にキヤラコ製造を専門にやつて來た。又セネガルとスダンに輸入されるキヤラコの約半ばは佛領印度が供給する。佛領植民地の貿易統計に現はれる輸入品原産地中相當な額（約三百萬）を占めてゐるのは此の取引の爲めである。キヤラコは又ムーア人の需要を満す爲に和蘭に於ても製造され、輸入統計によれば百萬以上になつてゐる。佛國の製造家も亦近來この種綿織物の製造を始めて、今日に於ては佛本國から多量のキヤラコが入つて來る。英國が此の種の織物を製造しない事は注目すべき事である。一方に於て、當植民地に輸入される無地の綿製品・染色綿製品や捺染綿製品は、大部分英國が供給する。

一九一一年の統計によれば、セネガル及びギニアに輸入され此所より更にスダンに運搬される總ての織物は、原産地によつて分類すれば次の如くである。佛國から約一千萬、佛領植民地から二百五十萬、英國から一千六百萬、和蘭から百五十萬、獨逸から百萬である。その他の諸國から來るものは取るに足らぬ。英國の輸入品が優勢なるは、ランカシャイアの製造會社のみでも、綿類を貧しい土人が買へる位廉價に賣渡すことが出来る程多量に生産して居ると云ふ事實によつて見ても明らかである。佛國織物業者は現今綿類に課せられてゐる從價税の變更を長年の間熱心に求め正にその目

的を達せんとしつゝある。之は當植民地の市場に於て特別の保護を得んとする假裝的手段であつて、關稅の増加の爲めに綿價が騰貴して必ずや土人の購買力が減少するに至るであらう。従つて佛國生産者は英國の生産者の失つた丈のものを利得する事は決してないであらう。その一方、土人消費者が如何程の損失を蒙むるかといふ事は頗る明かである。

外國品に對して附加税が課せらるゝ事もなく、又土人もキャラコを購めないアイボリー・コースト及びダホミーに於ても英國貿易の優勢さは、尙ほ著しいものである。一九一一年の英國産織物の輸入額は、兩植民地を合して七百萬である。佛國産織物の輸入（約百萬）は獨逸からの輸入よりも稍々少ない。

この他の輸入品の中述べなければならぬものは次の如きものである。砂糖と葡萄酒は全部佛國から來る。コラマメはシエラ・リオンから來る。石炭は英國から、鐵道建設の材料は佛國から、煙草とアルコールは大部分佛國から供給を受ける。佛國貿易は、自由競争制度の下に於ては必ず競争に破れるものと考へるのは誤つて居るだらう。

上に述べた織物を除けば、一九一一年のダホミーの輸入額の中、佛國は四百萬、英國は百萬、獨逸は二百五十萬となる。同じく織物を除いて同年のアイボリー・コーストの輸入額の中、佛國が五百萬、英國が四百萬、獨逸が二百五十萬を占めてゐる。是等の統計によつて見れば、絶對的平等制度な

るものが佛國産業にとつて必ずしも致命的なものでない事が窺はれる。久しきに亙つて佛國貿易が確立せられたセネガルに於ける一九一一年の輸入額（織物を含まず）は、佛國品は三百萬であつたが英國品は八百萬、獨逸品は三百萬であつた。ギニアに於ては佛國品が七百萬に垂んとしてゐるに反して英・獨品は各々百五十萬にも達せぬ程である。上セネガル・ニヂェルに於ては佛國品が約六百萬であるが、英國品は五十萬であり、獨逸品は極めて僅かである。

佛國貿易が、諸外國との競争に於て人工的に保護せられざる限り、必づ佛領植民地から驅逐せらるゝと云ふが如き觀念は捨てなければならぬ。英・獨兩國が此地に於て貿易を行ふのは、自國の植民地が阿弗利加にある爲め之を通じて行ふのである。商品は一度阿弗利加内部に入れば、外國領から佛國領へ、佛國領から外國へと移動し嚴重な支配を受けることがない。實際に於て、阿弗利加は廣大なる市場であつて、全歐洲生産者が巨利を博し得る處である。

第四節 結 論

佛領西部阿弗利加と統一關稅制度の下に屬する植民地との比較は、自ら研究者の注意を促す處であつて、佛領西部阿弗利加が廣大なる試験的の場所として擧げられても、是は自己の主義を適用するに最も好都合な場所を巧みに選んだ自由貿易論者の陰謀に因るものではなくて、寧ろ成行きによるものである。西部阿弗利加に於ける葡萄牙・英國及び獨逸の各植民地は、佛領植民地の中に包

まれてゐるが、國境は非常に廣い範圍に亙つて居り、永い間區劃もされて居らず、從て國境を保護する事は殆んど不可能である。商品が一植民地から他の植民地へと自然的方法で遷つて行くのみか人民も亦非常に簡易に移動して行く。土民は最も安樂に生活を爲しうる地方へ移住して行く。斯くの如く黑人種が極端に動き易い爲に、歐洲商人は顧客を維持する爲競ふて廉價販賣をせざるを得なくなつた。佛國をして是等の地方に自由貿易政策を行はしめたるは、國際的の協定も亦幾分の影響は及ぼしてゐるが、それが締結されなかつたとしても、自然の成行きのみで尙充分であつたらう。此の政策の結果は今現れて居る。當植民地の對外貿易は、他の植民地に比して遙かに急速に發達して來た。土人の繁榮が進境を示して來て彼等の購買力も増加した。商品が高價で到底手に入れる事が出来なかつたとすれば彼等は意氣粗喪して終つたであらうが、安價な商品に目を惹かれて彼等は自らそれを得るに必要な努力をなして、彼等の生産を發達せしめた。スダンの土人は、確かに安南人よりは勤勉でなく、彼等の國は印度支那程に豊饒でない。それにも拘らず一八九五年（當植民地の總督府が設定せられた年）より一九一一年に至る間に印度支那の輸出が一億から二億五千萬に増加したの對し、當植民地の輸出は三千二百萬から一億一千七百萬に増加した。之に依つて見れば前者に於ては百五十%の増加なるに、後者は三百五十%の増加である。次に本國貿易が如何程の利益を得たかを研究して見やう。印度支那への佛國品の輸出額は、一八九五年の二千百萬から一九

一一年の八千五百萬に増加してゐる。即ち三倍の増加である。佛領西部阿弗利加への佛國品の輸出額は、一八九五年の二千萬未滿から一九一一年には六千七百萬に増加してゐる。即ち三倍以上の増加である。故に當植民地に於ける自由貿易制度の下に於ける佛國貿易は、印度支那に於ける保護貿易制度の下に於けるよりも、遙かに急速な發達を遂げてゐる。

而して統一關稅植民地が過度の課稅に苦しみ且つ財政的要求に應ずるに非常な困難を來たしたるのに反して當植民地の財政上の状態は著々よくなりつゝあつた。其の關稅收入の爲め、年と共に當植民地の一般豫算は常に膨脹して行つた。關稅收入は以後總督府の利益として徵集せらるべしといふ事が決定せられた（一九〇四年十月十八日の大統領令第七條）其の年、即ち一九〇四年に於ける關稅收入總額は、一千二百七十四萬五千六百十三フランであつた。一九一一年に於ける總額は、二千三百九十九萬六千六百フランに達した。かくの如く當植民地の關稅收入は七年間に殆んど二倍となつた。

印度支那及びマダガスカルに於ける如く當植民地に於ても大土木工事の遂行によつてされた影響を考慮せねばならぬことは事實である。六千五百萬の借款を認可せる一九〇三年の法律と一億の借款を認可せる一九〇七年の法律とは輸入に刺激を與へた。一九一三年の末佛國議會に於て認められた一億六千七百萬の新借款によつて諸事業は倍舊の勢ひを以て遂行せられるであらう。然し之に關

しては原因結果の關係を明かにする事は容易でない。當植民地が莫大な借款に對して擔保を提供する事の出來たのは非常に富んでゐたからであつて、此の富も自由貿易の結果であつた。即ち、自由貿易の間接の利益が現はれたものであつて之は直接の結果と同様喜ばしき事である。

第五章 赤道阿弗利加に於ける佛領植民地

第一節 赤道阿弗利加に於ける佛領植民地の關稅問題

如何なる關稅制度が當植民地にとつて合理的であるかを知るには、阿弗利加の地圖を一瞥すれば充分である。一九一一年十月四日の獨・佛協約以來、佛領赤道阿弗利加の人口は六百萬と八百萬の間に在りその土地は地理上三つの部分に區別せられる。第一の地區は、北及び北東に獨領カメルンと境をなし、南東はコンゴ河によつて白耳義領と境し、南部は地上の一境界線を以て白耳義領コンゴ及び葡萄牙領カビンダ地方と接し、西部は大西洋に面してゐる。面積は約五十萬平方料である。獨逸領との境界線は少くとも千二百料以上に互り、白耳義領との境は約七、八百料に互る。而して葡萄牙領との境界は、二百料以上に互つてゐる。第二の地區は、面積五萬平方料弱で獨領カメルンと白耳義領コンゴとの間に挟まれてゐる。之はサンガ河(Sangha)の河口からロベイ河(Lobay)の河口にかけて擴がつてゐる帶狀の土地である。白耳義領との境界は六百料以上に互り獨

逸領との境界は約八百料に互つてゐる。第三の地區は、廣大にして面積は佛本國の二倍以上に相當し、西はカメルンに境し、南は白耳義領コンゴに、東は埃及領スダンに境し、東方と北方の境界は明確ならずしてサハラ沙漠に續いて居る。獨逸領との境界は、長さ一千料以上に互り、白耳義領との境界は約千五百料もあらう。東北の境界は、確定してゐるものごせば、その長さは少くも西南の境界の長さを合せるものと等しいであらう。之等の數字は單なる概算數であつて、國境の屈曲を算入して居ないが、之を以て見ても國境が非常に廣く、嚴格な監守を行ふ事が如何に不可能であるか分かる。獨・白・佛各國に於ても、その植民地の境に稅關吏を配置する事は不可能である。殊に、ガボン(Kabon)の海上の境界に於ける監視をなすに足る程の職員も持ち合はさない佛國にとつては、佛領赤道阿弗利加の全國境に監視を配置する事は出來ないことである。

かくの如き地なれば、容易に不正行爲が行はれる事は想像するに難くない。人民も商品も獨領から佛領へ、佛領から白領へと易々として通過出來る。稅關の徵集する税に差異がある場合、極く僅かであつてもそれが爲に商人がその地を通過する様になる場合もある。ガボンに於てさへもかゝる通策の代表的實例に遭遇するのである。協定關稅地域の北方境界はセツト・カマ港(Sette-Cama)の所で盡きてゐるが、其處には稅關が二個所あつて、北方の稅關は統一關稅制度の下にあるガボンの中にあり、今一つの南方の稅關は協定關稅區域に入れるガボンの中にある。協定關稅地域に向けら

れた佛國品は、北方の税關に到達し無税で通過する。斯くして原産地の如何に拘らず入國の際課せられる税金を免れ協定關稅地域に入るのである。之と反對に外國品は、南方の税關を通過して後、北方の税關に向ひ國定關稅を拂はずしてガボンの統一關稅地域に入るのがある。同様の遁策が植民地相互の間に於ても行はれる。土人は輸入を禁止せられてゐる物或は税率の高過ぎる物を得る爲には、何百斤をも厭はずして出掛ける。實際佛領赤道阿弗利加に於ては、カメルン・西班牙領ギネア或は葡萄牙領カビンダを通過して入つて來る多くの武器・彈藥や其の他の物品が見うけられる。

かくの如くに通商路を轉せしめるものは、獨り關稅のみではない。内部の課税も同様の結果を生む事になる。然かるに一九一〇年十月四日の佛領赤道阿弗利加の總督令により數種類の物品、殊に鹽・綿織物並びにマッチに對する消費税を定め、一九一一年七月三日より實施する事になつた。此の地方の商人は、此の總督令を以て總ての物品の價格、殊に此の新課税を蒙らない物品の價格をも騰貴せしめる手段であると考えた。茲に於て今迄魚類・カツサヴァ澱粉等を賣り且つ必要品を求め爲にブラザヴィーユ迄、河を下つて來た土人もレオボルドヴィーユの白國領に赴いて彼等の取引をするやうになつた。かくして佛國人によつて中部コンゴにつぎ込まれた金は、大部分白國領コンゴに移り、現在キンシャサ銀行の金庫中には、三百萬クラウンの佛國貨幣が存在してゐる。かくの如く當植民地から何萬フランかを得る爲に（一九一二年の收税を見るに鹽が五萬一千フラン、

綿類一萬フラン、マッチ一萬六千フランであつた）、土人は佛國市場から逐ひ退けられ、ブラザヴィエの取引は非常な利益を失ふに至つた。

是等の地方に白・獨の植民地と同一の關稅制度と財政制度を確立する事は、脱税を防ぎ通商路の變更を避くべき唯一の方法である。是等通商路の變更たるや、それ自身無益なるものであつて土人が歐洲品を求めるときに餘儀なくせらるゝ困難を増加するに過ぎないものである。之が爲に佛・獨・白國の間に協約が必要とされ、更にその協約は西班牙・葡萄牙の協力を乞ふ必要があつた。コンゴ一の關稅協定地域に適用された關稅制度は、此の目的に向ふ第一歩でつて、更に徹底すべき必要がある。是等の地方の植民を企て、居る文明國民が、互に協調するの利益なる事は明かである。之が完成さるべき主たる目的である。かくる協約のない以上、佛國官憲や諸外國が如何なる財政的方法を是等の地方に講じようとも、單に不正行爲や密輸入を助成するに過ぎない。

第二節 佛領赤道阿弗利加の對外貿易

佛領赤道阿弗利加の關稅統計を用ひるに當つては甚大な注意を拂ふべきであつて、苟しくも輸出入品の價格を示す統計から結論を引き出すが如きは非常な不注意である。第一に吾々は、一八九二年以前には統計がなかつた事實を考へなければならぬ。従つてそれ以前の統計と比較する事によつて、ガボンに本國關稅を適用した結果やコンゴの協定關稅地域に於けるリスボン議定書の影響等

を確知する事は不可能である。比較の根據が全くないのである。

第二に、近隣の植民地を通じて行はるゝ密輸出入貿易の重大なる事を忘れてはならぬ。ガボンに於ても不正行爲が猛烈に行はれる。税關吏の数が不足の上、彼等の健康が慣れない氣候と不完全な宿舍の爲め常に損はれてゐる爲めに、彼等は充分な監督を行ふ事が出来ない。當植民地に於ては少くとも庶務官吏八人實務官吏三十人、それに土人官吏二十人を必要とするのである。然るに一九一三年には皆で三人の庶務官、十九人の實務官及八人の土人官吏であつた。時には商品の交付と税關の検査との間に數日の間隔がある事もあつて、この間に如何なる不正行爲も行はれ得るのである。

輸出入品に附せられる價格が實際と一致しない事がよくある。之に關して二、三の顯著な例がある。一九〇七年八月一日以前には、關稅協定地域から輸出される護謨の價格は一疋に付き四フランであつたものが、一日以後になると一疋に付き六フランに上げられた。現今では護謨は、關稅協定地域の輸出品の中最も重要な地位を占めてゐる。かくの如く輸出價格は突然殆んど五十%の膨張を來たしたけれども、斯くの如く外見上は増加しても、事實とは一致してゐない。又ガボンから輸出されるオクローメ材の價格は、永い間一噸に付き百フランであつた。之は實際價格の三倍乃至四倍である。現在の總督は之を半分に引下げた。故に之は明かに單なる見せかけの輸出高を統計上減少したのである。輸入品に關しては、海岸に於ける物價が内地に於けるよりも安いと云ふことを考へ

なければならぬ。是等の理由よりして、官廳統計に現はれてゐる輸出入品の價格を基礎として比較をなすのは非常に輕率な事である。實際佛領赤道阿弗利加に於ては、問題が自然他と異つて居る。佛國貿易と外國貿易との競争は、特許會社と一般商人との競争に比較すれば、それ程重大な問題ではない。之は今論争中の實際問題である。一八九九年に至るまでは、佛領コンゴは等閑に附されてゐた。探檢者は單に當植民地を遠くの果てまで、擴げやうと考へてゐたに過ぎない。後になつてこの領土を詳細に踏査し内地を開發する機會が充分あると考へられてゐた。一八九九年政府は、開拓事業を特許會社に託し、佛領コンゴの領土は殆んど全部之等會社に分屬せられた。その時以來、この權力の準放棄を惜しんでゐる様である。一九一一年の初めに是等の會社の權利は制限されて一般商人の活動の爲に廣大なる土地が開放せられた。此佛領赤道阿弗利加の經濟的發展を研究する爲には、先づ第一に當植民地貿易に於ける特許會社の取引と其他の一般商人の取引とを區別する必要がある。之に關聯して今日の狀況を記して見れば、ガボンに於ては特許會社の取引は對外貿易の三分の一に達しないが、中部コンゴに於てはその半分以上を占めて居る。

更に佛國一般取引業者と一般外人取引業者との區別を試み度いと思ふのであるが、こゝに於て佛國又は外國自由貿易の發達が關稅制度によつて受けた影響の程度を知らんとすれば、二、三考慮せねばならぬ事がある。然し之は正確に知ることが出來ぬ事柄である。佛人自由貿易は、特許會社が

存在しないと假定すれば重要なものであらうが、實際はコンゴに於て取引をなさんとする佛國人は大抵是等特許會社に入るから左程重要なものではない。又佛國當局者も特許會社に認可せられた獨占權の爲めに或場合外交上の物議が起らんことを避ける爲め、佛國貿易の場合ならば必要のない様な注意を、外國自由貿易に向けてゐる。従つて特許會社が存在する以上、佛領赤道阿弗利加に於ては研究問題の論據は、絶対に頼みにならない。

上に述べた如き考慮の下に、茲に佛領赤道阿弗利加の統計から得られる最も重要な資料を記して見よう。

ガボンの對外貿易は、著しい進歩をしたやうには思はれない。一九一一年の輸出額は七百八十萬フランである。この中佛國（二百四十萬）が三分の一を占め、諸外國（五百四十萬）が三分の二を占めてゐる。

それ以前との比較をするには、輸出價額に依らずして輸出高を考へねばならぬ。茲に産物中最も興味あるものゝ統計を記して見やう。

輸 出 噸 數	輸 出 噸 數			
	一九〇七年	一九〇八年	一九〇九年	一九一〇年
護 謨	四八六	二八六	二八九	三一四
象 牙	二五	二一	一五	七
				六
				六

コ	コ	ア	七五	九八	一〇三	九二	一〇八	七三
珈	啡	三〇	二〇	四七	四八	二一	一七	
木材(黒檀ヲ除ク).....五七、九九二 六七、三一二 四〇、一一三 五八、一六一 一〇一、七四四 九五、四一八									

この統計によつて分る如く、六箇年間の輸出は一進一退の有様で、唯木材の輸出が近時發達したのみである。象牙・珈琲及びココアは大部分佛國へ送られる。護謨は、三分の二が佛國に送られ、其は諸外國、主として英國に送られる。木材は、殆んど全部外國に輸出される。一九一一年獨逸の購入したオクローメ材の額は六萬八千三百七十噸に近く、價額にすれば三百萬フラン以上である。

一九一一年の輸入額は、六百萬フラン強であつた。この中佛國が半分以上を占め、諸外國の分は之より稍々少ない。織物は最も重要な輸入品であつて、ガボンの輸入品の三分の一を占めて居る。此の織物の三分の二は英國から來り、三分の一は佛國から來る。之は著しく人の眼を惹く事實である。統一關稅制度があるに拘らず、又特許會社が存在してゐるに拘らず、英國がガボンの必要とする織物の大部分を供給してゐるのである。佛國は唯飲料と礦産物に於て著しい優勢を示して居るに過ぎない。

最近六箇年間の税關の收入統計によつても、亦如何にガボンの貿易の發達が遅々たるものであるかを窺ふ事が出来る。

	輸入税	輸出税	消費税	登録税
一九〇七年	六二一、九五六	三一四、六四八	二九八、八七五	三八、六八三
一九〇八年	四五五、二八四	一八九、二五二	二三六、六七八	三三、二八四
一九〇九年	三八一、八四〇	一六七、八〇七	一七七、八〇九	二六、一九九
一九一〇年	四九七、四二二	二〇三、〇六二	二三五、八九九	三二、六九七
一九一一年	五九〇、九三七	一九〇、七二六	四八七、五三一	四五、九六六
一九一二年	五八五、六六三	三四六、九七四	九〇四、〇九四	四二、九一七

ガボンには四個所の税關がある。収入の大半はケーブ・ロベツの税關が徴集する。リブルブルヅイユとロアンゴの税關に於ける収入は之より遙かに少ない。セツト・カマの税關の収入は微々たるものである（この理由は前述の通りである）。

中部コンゴとウーバンデー・チャリ・チャツドの貿易は、總てブラザヴィユを経由して行はれる。ブラザヴィユは、一九一〇年迄は當植民地の唯一の税關所在地であつて今日に於ても最も重要なものである。此の植民地では一般貿易と特殊貿易とは區別されて居るがガボンに於ては之は出來ない事である。一九一一年に於ける中部コンゴ特殊貿易の輸入額は、概約八百五十萬フランであつて、佛國と諸外國とは各々半ばを占めてゐる。特殊貿易の輸出額は、千八百萬フランであつて、佛國が三分の一を占め諸外國が三分の二である。

輸出總額の中の最も主な部分は、護謨及び象牙の輸出であるが、近年少しも發達して居ない。

	象牙	護謨
一九〇七年……一三一	一、三五七	
一九〇八年……一三九	一、一五五	
一九〇九年……一六二	一、四四七	
一九一〇年……一三〇	一、三四四	
一九一一年……一四〇	一、四一六	
一九一二年……一三二	一、四一六	

之に反して銅鑛の輸出は、最近著しい進歩を遂げてゐる。銅鑛の輸出は一九一〇年に始まり當時は僅かに八噸であつた。それが一九一一年には千九百噸になり、一九一二年には千九百六十八噸になつた。輸入に關しては、輸入品に附された價額に就て見るよりも税關の收入統計を見る方が發達の迹が歴然と現はれてゐる。是等關稅收入を見るに、一九〇七年には七十萬六千フラン、一九〇八年には四十一萬六千フラン、一九〇九年四十四萬九千フラン、一九一〇年には六十三萬三千フラン、一九一一年には七十八萬七千フラン、一九一二年には九十四萬一千フランであつた。一九〇八、九兩年の減少以後は、極最近進境を示して來た。輸入品中主たる物は織物である。一九一一年の織物の輸入額は、約二百萬フランであつた。この中佛・英・白の各國は夫々五十萬乃至、六十萬フランを

占めてゐる。之に次ぐものは獨逸の二十萬フランであつて、之は白國領コンゴの額よりも少し多い。その他の輸入品、殊に飲料・鑛物及武器に就ては、佛國が著しく大である。

總體から見て佛領赤道佛阿利加の對外貿易が佛領西部阿弗利加の對外貿易と同一程度の發達を示す事は到底及ばぬことである。さればと云ふて一方が他の一方と同等の發達をなし得ない様な先天的の理由があつた譯ではない。然らば何故に佛領赤道阿弗利加の貿易は、迅速に發達しなかつたのであらうか。その罪は、一つはガボンに施行された統一關稅制度にあるものではあるが、是は單なる局部的にして且つ特殊な理由である。佛領赤道阿弗利加の對外貿易が進歩せぬ理由には、二つの根本的原因がある。即ち (一) 特許會社の獨占が一般自由貿易の發達に及ぼす妨害と (二) 當植民地が長い間顧みられなかつた事である。今日迄佛領赤道阿弗利加には一杆の鐵道も建設されてゐない。此の事が萬事を語つてゐる。一九〇九年になつて初めて必須的第一工事に着手する爲め僅かに二千一百萬フランの借款が認許せらるゝに至つたのである。現今更に一億七千五百萬フランと云ふ大なる借款を成立せしめんと努力してゐる。此の借款に依つて大事業の實行にかゝれば必ず當植民地の經濟的活動に新發展を齎すであらう。然し是等の事業が實行せられぬ内は、佛領赤道阿弗利加の貿易が急速な發達を遂げやうとは思はれない。

第三節 統一關稅制度に對する批判

ガボンの統一關稅制度は、明かに一八九二年の立法者側の誤であつた。實際の所、セネガル及びその他の阿弗利加西海岸植民地を統一關稅植民地に入れるに就て反對した理由は、少くとも同じ程度でガボンにも當てはまる。ガボンに送られる外國品は、内國關稅の支拂を避けんが爲に、カメルン・西班牙領ギネアやコンゴの協定關稅地域を経て入つてくる。斯くの如く交通が無くなることはガボンの經濟活動にとつて何よりも有害である。その爲輸入税による歳入は減じ、不正行爲が行はれ、又土人は必要な歐洲品を遠方に出掛けて求めなければならぬ爲快しとしない。ガボン在住の土人は特に貧乏である。當植民地の住民は、全く原始的であつて、彼等に歐洲品を買はせるには、非常に廉價に提供する事が必要である。佛本國の住民の爲に定められた關稅を適用し、是等物品の消費を罰して彼等の購買を奨励するが如きは奇妙な方法である。

ガボンに於ける歐洲品の價格は、統一關稅の爲め二倍になる。第一に、當植民地に入る場合に課せらるゝ高率關稅に依つて商品の正味價格が高くなる。次に取引高を減する爲各商品の價格に加へらるべき一般經費に充當する餘裕額が増加する。此の第二の問題は實際上非常に重大である。今ここに商店があつて、その取引が大なるときには商品の價格を十%増加すれば一般經費を求め得られる場合、その取引が三分の一に減じて最早人員及諸設備の増加の必要な状態になれば、賣價に三十%の値上を行はねばならなくなる。斯の如く統一關稅は、取引數を減じて佛國商人の地位を更に

困難ならしめるのである。

然れども、ガボンに於ける統一關稅政策を速かに廢止せねばならぬと云ふ根本的理由は、之が阿弗利加の當地方に於ける關稅率一定問題に取つて極めて重大な障礙をなすものであるからである。當地方に植民地を有する總ての歐洲國民が同一の關稅一定制度を採用することに或了解を持つに至る事が最も望ましい事である。然し佛國が他の強國とこの問題に就て能く商議せんが爲には、先づ準備としてガボンを統一關稅植民地の中から除外せねばならぬ。

一九一二年の末に提出された法案には、この目的に副ふ規程が含まれて居た。此の改革が一刻も早く完成される事が望ましい。ガボンに關稅獨立制度が布かれさへすれば、佛國は必要ならば他の列強に對して當植民地に於て讓歩もなす事が出来るであらう。

第六章 アルヂェリア

第一節 アルヂェリアの對外貿易の發達

アルヂェリアの對外貿易が大なる發達を遂げたる事は、此の地の經濟史を研究する者が直ちに感じ得る事實である。二、三の數字を擧げて示せば當植民地獲得以來の發達の大なる事が解る。ルイ・フィリップ (Louis Philippe) 時代の初年には、アルヂェリアの對外貿易は輸出入合して一千萬フラ

ンに達しもしなかつた。一八四五、六年に特別な事情の爲めに一億の貿易額があつたが、一八五三年には確實に之を突破するに至つた。段々と増加して一八五九年には二億代を見た。一八七一年以來アルヂェリアの對外貿易は、三億以上になつた。一八九〇年には五億に達し、二十年後の一九一〇年には五億を超へた。その發達はそれ以後にも更に著しくなつて來てゐる。一般貿易統計より常に少ない所の特殊貿易の統計を以て見ても、アルヂェリアの輸出入合して一九一一年には十億八千一百萬フラン、一九一二年には十二億一千七百萬フランに達してゐる。

斯くの如くアルヂェリアの對外貿易は、前世紀の中頃に比して十倍の發達を來たしてゐる。佛國政府が北阿弗利加に植民する事を決定した年(一八三四年)から見れば、百倍の増加を來たしてゐる。

最初は此の發達は法外なものに見えるが、新開國が文明の程度の高い國々から來た人の指導の下に於て如何に速かに發達し得るものであるかと云ふ事を知つてゐる人々には、別段奇異な事實ではない。之は佛國が地中海以南の領土に種々な大なる犠牲を拂つてゐる證據である。

茲に於て吾々が留意せねばならぬ事實は、此のアルヂェリアの對外貿易は如何なる法律制度が適用されても發達したであらうといふ問題である。本國政府の採つた種々の關稅制度が此の發達を早めるにも遅めるにも幾分の影響を及ぼしたことは事實であつて、中にもその制度は、發達の方角を

變更する力を持つてゐた。勿論そこが狙ひ所であつたのである。然し吾々はアルジェリアの貿易の發達を促した原因を制度以外に求めなければならぬ。

(一) アルジェリアの對外貿易の發達の第一原因は、征服と平定の進歩にあるのである。アルジェリアの全領土は、今日の如く常に歐洲人の植民事業に開放せられてゐたのではない。初めは、佛國はアルヂール (Algiers)、ボニス (Bone)、並びにオラン (Oran) の三都市及びその近接地を所有してゐたに過ぎない。その當時、アルジェリアの對外貿易と稱せられてゐたものは、殆んど是等三都市の守備軍隊の必需品を得る爲め已むなく佛國から持込む物品に限られてゐた。當時アルジェリアが産出して輸出せる物は何であつたらうか。何も無かつたことは明かである。

佛人は少しづつ勢力を擴げて來たが、その事業に多くの年月を要した。アブデル・カーデル (Abdel-Kader) への争闘は一八四七年迄終結せず、カビリー族 (Kabylie) は一八五七年迄征服されなかつた。かくてその地が不安な中は、植民地住民は新しい敵の危険に曝され、重大事業を創設する爲に奥地深く入り込んだり、大資本を投下するやうな事をしようとしなかつた。多くの時間を要する企業は不可能であつた。かくの如くにして佛國の植民事業の活動地帯は、非常に狭く限られてゐた。第二帝政時代にも植民者は、當時文明の開けてゐた細長い土地の向ふには進まうとはしなかつた (一八七〇年の文明な領土は一二、七九三平方軒で佛國の二縣に略等しい)。新政策が一般に行は

れたのは、漸く第三共和國の初め以來の事である。現今に於ては到る所一般に安全が確保されて居つて、南アルジェリアの廣大な領土 (三十萬四千五百七十七平方軒) は云ふに及ばず、二十萬一千二百五十一平方軒ある北アルジェリアに於ても植民地住民が企業すべき餘地が充分にある。かくの如く植民に適するアルジェリアの面積が漸進的に増加したので其當然の結果として貿易も之に伴つて發達して來たのである。

(二) アルアルジェリアの貿易の發達の第二の原因は、一般の人口の増加であつて特に歐洲人の増加によるものである。第二帝政時代の初期には、アルジェリアに於ける人口は二百五十萬であつた。一九〇六年には五百萬を超え、一九一一年五月五日の國勢調査によれば、人口五百五十六萬三千八百二十八人となつてゐる (その中、北部アルジェリアの人口、五百六萬九千五百二十二)。人口が二倍に増加すれば、必然其の消費及生産も更に増加する。

然し生産・消費の兩見地から見れば、人口の數よりは寧ろその性質の方が大切である。されば、歐洲人の増加が特に重要な譯である。輸出品を生産して、外部からの輸入品を消費するのは特に歐洲人である。一八七二年には、アルジェリアには二十五萬の歐洲人が居つたのみである。一九一一年の國勢調査の時には、七十九萬五千五百二十二人居つた。此の歐洲人と他の文明國との取引關係は、歐洲人の増加するにつれて必然的に發展して來たのである。

(三) 第三の原因は、公共事業の發達、殊に交通機關の發達にある。征服當時には、新開國たりしアルヂェリアには交通機關が全然なかつた。砂漠と海との間にある一種の島である所の小阿弗利加 (Africa Minor) の地理的位置の關係上、アルヂェリアの對外貿易は、殆んど總てが海を通じて行はれたのであつた。港が不良な爲め船貨の受け渡しを爲すことも出來ず、道路も鐵道もなかつた爲め奥地の産物を港に出すことも出來なかつた。然し總てこの状態は變化した。今尙發達の餘地はあつたが、ともかく、重要な機關は建設されてゐる。現在アルヂェリアには通商取引に開放されてゐる鐵道が三千二百七十七軒あり、戰略道路・地方道路を除いても國道が四千六百十軒もある。港灣の改良はアルヂェールやオランの如き大港のみならず、二流の港にも行はれた。かくの如く貿易上の便益が出來た爲め必然的に貿易の發達を促すに至つたのである。

(四) 第四の原因は、前述の諸原因の結果とも云ふべきものであるが、農業及び鑛業の發達である。穀類の栽培が非常に擴まり、葡萄及び野菜の栽培は、始めは全然無かつたのであるが、今日では輸出品中重要な地位を占めてゐる。歐洲にて使用さるゝ鑛石及び磷酸鑛物の採掘も亦此の貿易の發達に資する所大なるものがあつた。アルヂェリアの生産量が増加するにつれて、購買量も増加してゐる。是等の産業の發達の結果、歐洲諸國から多量の機械・道具類を輸入しなければならなくなつた。更に産出物の賣上高が著々増加して來て、住民は程度の高い生活をなしうるに十分な財源を得るに至つた。

上に述ぶる如きものが、アルヂェリアの對外貿易の發達の主要なる然かも見落す事の出來ない原因である。此の貿易發達の研究に最も有力なる資料としては、國立税關調査會の發行せる佛國一般貿易統計なるものがある。

一八三九年に至り、初めて種々の輸出入項目に對する資料を取引國別に記載する統計表を發表し始めた。一八三九年の卷の中には (三十九頁) アルヂェールは佛領植民地中に入れてなく不思議にもエヂプトとバーバリー (Barbary) 地方との間に置かれてゐる。生皮・羊毛・牛骨及び牛角並びに脂類等が、當時アルヂェリアから佛國に輸入された主要な物であつた。是等の物は總て動物性生産物であつて、佛國に入るアルヂェリア産物の四分の三を占めてゐた。穀類は統計によると之より下位にあつて (三千ヘクトリツトル)、臘と水蛭の間にある。水蛭は價額順によるアルヂェリアからの輸入品の分類に於て第七位を占めてゐる。アルヂェリアは本國に九十七萬の水蛭を輸出した。アルヂェリアに送られる佛國の輸出品は、主として織物・葡萄酒・砂糖並びにブランデー、即ち衣服か或は歐洲人に供給する物品である。アルヂェリアに送られる佛國品は、百八十萬五千フランある。然し之等の數字は公定價額によるものであつて、實際の價額とは大分異なる爲め役に立たぬ。然れどもアルヂェリアが佛國から輸入を受ける國の分類中に於て、既に第九位に達してゐるといふ事を記す

のは興味ある事である（佛國の輸入品の原産地の分類にては三十三位である）。

一八五一年（アルヂェリアの關稅制度が變更された年を特に比較に出す事にする）には、貿易状態は既に著しく進歩してゐた。アルヂェリアから佛國への輸入額は、一千六百二十八萬フランであつた（實際價額）。新産物たるオリーブ油がその第一位を占め、七百萬フラン以上の額である。穀類も多くなつて來た（十二萬八百七十七ヘクトリットル）。煙草と鑽石が統計の中で高位を占めてゐる。佛國輸入の原産國の分類に於ても、アルヂェリアは第十二位に上つた。アルヂェリアに向けられる佛國の輸出類は、六千八十八萬フランに達し、アルヂェリアは佛國からの輸入國の分類中第四位を占めてゐる。然しアルヂェリアに輸出される物品の性質には著しい變化がない。之等と同一又は殆んど之に近い物が常に主たるものである。

一八六七年。此年は一八五一年の統計に比すれば數字は上つてゐる（佛國の輸出品にしてアルヂェリアに入れるもの、六千七百五十九萬フランである）。然しながら、アルヂェリアと佛國との貿易の發達は、諸外國との貿易の發達の如くに急速でなかつた爲め、アルヂェリアは統計表中の位置は上つてゐない（アルヂェリアは佛國から輸入品を受ける國の中では第七位にさへ落ちてゐる）。然しながら輸出入品の種類が非常に變化して居るのに氣が付く。機械類及び金屬製品（三百三十八萬八千フラン）が、佛國の輸出品中の重要な地位を占めるに至つた事は、特記すべき事實である。

一八八四年。此年のアルヂェリアより佛國への輸入額は、一億二百一十一萬四千フランに上つた。佛國よりアルヂェリアへの輸出額は、一億五千六百七十一萬三千フランになつた。アルヂェリアよりの輸入品の中には二つの新しい産物が現はれ重要な地位を占めてゐる。即ち葡萄酒と食卓用果物が之である。穀類の輸入は百萬キンタルを超えてゐる。之は明かに、第三共和政時代にアルヂェリアの農産業が發達せることを示めす證據である。

一九一二年。アルヂェリアから佛國への輸入額は四億二千七百二十六萬三千フランになつた。アルヂェリアは輸入品の原産地の分類に於て英・獨・米・白及び露の各國に次ぐ第六位を占めてゐる。佛國はアルヂェリアから次の如きものを輸入してゐる。即ち七百六十五萬四千二百六十五ヘクトリットルの葡萄酒（價額二億四千五百九十九萬四千フラン）・二百四十萬キンタルの穀類（價額六千三百萬フラン以上）・二千五百萬フランの牛・食卓用果物（千三百萬フラン）・オリーブ油（七百萬フラン）・鑛物（七百萬フラン）・皮類（六百萬フラン）・羊毛（六百萬フラン）・馬鈴薯（六百萬フラン）等である。佛國からアルヂェリアへの輸出額は、五億六千八百四十八萬八千フランに上り、輸入國中英・白・獨の次に位し第四位を占めてゐる。一九一六年と一八三九年とのアルヂェリアに輸出された物品の統計を比較する事は興味がある。アルヂェリアは極めて僅かの葡萄酒・ブランデー及び煙草を本國から買ひ、又是等の品を賣つてゐる。殊に佛國から製造品を買入れる。即ち綿織物（六千

九百萬フラン）・用具類及金屬製品（二千七百萬フラン）・自動車及び自轉車（二千六百萬フラン）・家具類及び木細工（約二千六百萬フラン）・機械及び機械部分品（約二千百萬フラン）・リンネル製品・衣類及び既製品類（一千七百萬フラン）・紙（一千七百萬フラン）・剝製皮革（一千三百萬フラン）・化學製品（一千二百萬フラン）等である。食料品は唯一つであつて、アルヂェリアに産しない砂糖である（二千萬フラン）。

之等の事によつて、アルヂェリアの關稅政策に關する規定を制定せる種々な時期に於て佛國の立法者が如何なる事に直面しなければならなかつたかを知る事が出来る。勿論佛國議會は、立法上現在の要求を慮ると同時に將來の可能性にも考慮を加へたには相違ない。然かも尙ほ是等の各時代に問題となつて居た主なる關係を知つて置く事が肝要である。

アルヂェリアと諸外國との貿易の發達を示すのも亦有益な事である。然し茲に記す比較には、それ程正確な根據が得られない。一八三一年から一八五〇年に至るアルヂェリアの外國貿易の發達を研究せんとするには、陸軍省の發表に係かる「佛領アルヂェリア植民地統計」に據らなければならぬ。一八五一年以後は、アルヂェリアと諸外國並びに佛領植民地との間の通商航海に關する統計は、本國政府の統計に倣ひ、アルヂェリア税關が提供せる書類から材料を取つて特に公表される事になつたが、アルヂェリアに於ては當局者の評價價格なるものが一八七三年に至る迄行はれた。一八

七四以來、アルヂェリアと諸外國並びに諸植民地間の貿易統計は、毎年佛國一般貿易統計の末尾に附せられる事になつた。同年以來價額を當局者が定むるが如き舊式な事は廢止して佛國に輸入される同種の物品に當嵌る實際價格を使用する事になつた。然しアルファ草・棕櫚纖維並びに鑛物の如きその價額が地方官吏によつて附せらるゝ相場を基礎として決定せられる物品は例外である。

是等の諸問題を研究せんとする者に對し、其資料を混同するが爲に起る誤謬に就て警告する事は不必要である。然しながら、特に著しいものを擧げて見よう。一八九四年以前には、佛國とアルヂェリアとの間の貿易統計は佛本國とアルヂェリアとの兩税關廳から同時に發表されてゐた。この二つの統計は決して一致しなかつたが、この問題はアルヂェリアに於て作られる統計を廢止する事によつて解決された。それ以後アルヂェリアの税關は、諸外國及び佛領植民地との對外貿易に關する統計しか發表しなかつた。然るに一八九八年以來起つて來た地方分權の觀念によつて鼓吹されて出來た一九〇一年八月七日の法令により、アルヂェリア税關は總督の支配下に屬する事になつた。其爲めアルヂェリア税關廳は、以後毎年諸外國との統計と同様本國との貿易統計も入れて完全なる對外貿易表を作る必要を見るに至つた。然るにアルヂェリア税關の統計と本國税關のそれとは、どうしても一致しない。この相異は、或る商品が十二月の末一國を出で、一月の初めに他國に入る爲統計に入れらるゝ年度が異なつてくるといふ事情からのみ起るものではない。この相異は主として次の

事實から起るのである。即ち一九〇二年四月十八日のアルヂェリア總督令によつて税關の中に評價委員會が設定され、その委員會はアルヂェリアから輸出される商品及び近隣國（チュニス、モロッコ）から輸入される商品に對して、大藏大臣に屬する本國の税關評價委員會の定むるものと異なる評價率を採用する事が出来るといふ事實である。（母國又はモロッコ及チュニス以外の外國より輸入するものに對してはアルヂェリアの率も本國税關評價委員會の採用する評價率と同一である）。かくの如き相異の起つた實例として次に一事實を記して見よう。即ち一九一一年アルヂェリアから佛國に輸出せる普通葡萄酒の價格は、アルヂェリアに於ては一ヘクトリットルに付き二十六フランなるに、佛國に於ては三十フランとされてゐた。或る年にはこの相異が非常に大いなるものであつた（アルヂェリアに於ては十フラン、佛國に於ては十五フランであつた）。（アルヂェリア税關の統計數字は一般に佛本國より小である。アルヂェリア税關に依ると一九一二年の本國への輸出は四億四十萬一千フランであるのに、佛本國税關に依れば、アルヂェリアの輸入が四億三千二百四十九萬七千フランとなつてゐる）。されば本國に於て集められた資料とアルヂェリアに於て集められた資料とを決して混同しないやうに注意する事が肝要である。次にアルヂェリア税關評價委員會が出来た爲め、一九〇二年以前のアルヂェリア統計とそれ以後に作られた統計とを比較しても信を置くことが出来ぬといふ事を附言して置かねばならぬ。

統計の不正確なるも一つの原因としては、アルヂェリアに於ける輸出入品、殊に無税で輸出される物品に關する税關申告書が粗漏なものであると云ふ事である。勿論この弊害は、アルヂェリアにのみ限つた事ではないが、アルヂェリア税關廳がその統計の冒頭に輸出入者に對してもつと注意して申告書を作るやうに求めて居る事から見れば、吾々が特にアルヂェリアに於てかくの如き弊害の大なる事を認めるのも理由のない事ではない。

第二節 アルヂェリアの生産と輸出

アルヂェリアの生産物を輸入する國々の地理上の位置が第一に重要な事柄である。最初にアルヂェリアと陸境に依つて大規模に商取引の行はれてゐる隣國（モロッコ及びチュニス）に對する輸出に關して記して見よう。アルヂェリアの對チュニス貿易と對モロッコ貿易は、アルヂェリアの各縣（Departments）の間に行はれてゐるものと非常によく似てゐる。之は所謂地理學者が小阿弗利加（Africa Minor）の對内貿易と稱し得るものゝ一部であつて、此の言は決して不穩當に非ざるものである。一九一二年の輸出總額（五億四千七百十萬フラン）の中から此二隣國（モロッコ二千二百五十二萬七千フラン、チュニス二千三萬一千フラン）に對するアルヂェリアの輸出額即ち四千二百五十五萬八千フランを差引いて見ると茲に五億四百五十四萬二千フランの剩餘が生ずる。

茲に生じた剩餘を以て見るにアルヂェリアと佛領植民地との貿易は、取るに足らないものである

事が明かである。アルヂェリアから諸植民地の輸出品、特に印度支那に送られる煙草（價額五百萬フラン）を除けば、殆んど貿易は無いといつてよい位である。議論を簡明にする爲に輸出總額の中からアルヂェリアの對諸植民地の貿易額（五百六十萬二千フラン）を除いて見よう、すると四億九千九百萬フランの輸出額が残る。之は對佛國と對諸外國の貿易額であつて之を分類すれば次の通りである。

佛國	四〇〇・五	百萬フラン	八〇・一
北部 歐羅巴	六八・〇		一三・六
地中海沿岸諸國	二六・〇		五・二
亞米利加及び極東諸國	二・五		〇・五

アルヂェリアの顧客となる國は如何と見るに、一大得意先として佛國がある、即ち佛國丈でアルヂェリアの輸出の五分の四以上を吸収してゐる。北歐工業國（英・獨・白・和）は、北部阿弗利加から原料品及び自國の土地で出来ない生産物を好んで輸入する。佛國に比すれば大なる相異があるが、是等の國が佛國に次ぐものである（英國二千六百九十萬フラン、白國一千五百六十萬フラン、獨逸一千二百七十萬フラン、和蘭七百九十萬フラン、バルチック海經由の露國輸入額三百二十萬フラン、瑞典八十萬フラン、丁抹五十萬フラン）。アルヂェリアと地中海諸國との貿易は、相互に近接して居るにも拘らず割合に小である。是は之等の國々が本來農業國であつて、北部阿弗利加と同一

の産物を出してゐるからで、アルヂェリアと競争の地位に立つ事はあつても得意先とはならない。伊國（九百萬フラン）は輸入國表に於ては和蘭の上方に位して居る。西班牙は、アルヂェリアに近接し、アルヂェリアの人口中西班牙人が多いにも拘はらず、表中では伊太利より下位に在る。オースタリー・ハンガリー（五百三十萬フラン）や露西亞（黒海三十萬フラン）の如き大帝國もアルヂェリアの顧客としては左程重要なものではない。是等以外の世界の諸國は如何と云ふに、合衆國（二百十萬フラン）を除けばアルヂェリアの物産にとつては微々たる市場を供するに過ぎない。

上述の分類は主として實際の情況を示してゐるものである。もしも生産者とその顧客を顧慮する程度が其購買の大小によつて定められる事が眞實なりとすれば、アルヂェリアの生産者の眞情を推測する事は容易である。

最後に之等の異なる顧客の買入る、物を見るごしやう。之によつて吾々は、アルヂェリアの貿易が如何なる變化をなすやに就き一層健全なる判断を下す事が出来る。

葡萄酒は、アルヂェリアの主要な輸出品である、即ち本國に送られる商品の價額の半分以上を占めてゐる（一九一二年の四億二千七百萬の中二億四千六百萬）。佛國はアルヂェリアの輸出する葡萄酒の殆んど全部を買入れる。英國・白國・和蘭及び獨逸が輸入する葡萄酒は、各々數十萬フランに過ぎない。その他の國は、事實上アルヂェリア葡萄酒の市場とはならない。

この状態は容易に説明される。葡萄酒は、その消費が比較的狭い範囲に限られてゐる。我佛國は葡萄酒の世界最大生産國であると同時に又最大消費國である。アルヂェリアの葡萄酒生産者は、佛國を除いてはかくの如き廣大なる得意先を見出す事は出来ない。従つて、アルヂェリアの葡萄酒が佛國の葡萄酒と同一の地位を認められる事はアルヂェリアにとつて非常な利益である。佛國葡萄酒の爲に設けらるゝ保護關稅に依て困らぬのみか、之によつて利益を得て居る。又アルヂェリア葡萄酒は、消費者に賣らるゝ前に、屢々佛國葡萄酒と混合せられ、その爲兩者共に改良せられるといふ事を附言して置かねばならぬ。されば佛國から諸外國に賣出さるゝ葡萄酒の中には或程度のアルヂェリア葡萄酒が入れてある。此混合せらるゝ割合は何の位であるかは知るに困難だが、兎に角相當多量である。されば他の歐洲市場に入るに先立ちて佛國市場を通過する事は、アルヂェリア葡萄酒にとつては利益である。外國人がアルヂェリアから直接にその葡萄酒を仕入れない理由も茲にある。決して、外人がアルヂェリアの葡萄酒が如何に重要であるかを知らない譯ではない。英國・白國・和蘭・獨國は、工業に使用する葡萄酒の絞り糟をアルヂェリアから直接に購ふが、葡萄酒そのものは佛國に來たつて買入れる方が是等諸國の商人にとつて好都合である。

穀類は、アルヂェリアの輸出品中之に次ぐ重要なものである。此の産物に關しても、亦佛國はアルヂェリアにとつて歐洲に於ける殆んど唯一の顧客である。一九一二年にアルヂェリアから佛國に

輸出された穀類の價額は、六千三百萬フランであつた。佛國に輸出されない輸出穀類は、近隣國即ちチュニス及びモロッコに送られる。(アルヂェリアより諸外國への穀類輸出額は千七百九十萬フラン、此の中チュニスが八百二十萬フラン、モロッコが九十萬フランであつた)この情況は容易に説明がつく。アルヂェリアの輸出者にとつて、佛國に於けるが如き好都合の條件が他所に於ては見出す事が出来ない。即ちアルヂェリアの穀類は、佛國に無稅で輸入されるので、價格が高い關稅によつて人工的につりあげられると云ふ利益がある。之に次ぐ輸出品は動物、主として山羊である。之も亦穀類の場合と同様であつて其理由も同様である。佛國へ輸出される動物の價格は二千五百萬フランに上つてゐる。佛國に輸出されぬ分は大概チュニスとモロッコに輸出される。之に次ぐ重要な輸出品たる食卓用果物及び早作りの野菜類は、殆んど全部佛國に輸出される。オリブ油に就ても同一の事が言ひ得る。佛國に入らない分は、チュニスに送られる(佛國七百萬フラン、チュニス三百萬フラン)。

最後に、アルヂェリアの輸出品の五分の四を占めてゐる食料品は、殆んど例外なしに佛國に輸出される。佛國に輸出されないものは北部阿弗利加に留まつて、此地或は近隣國に於て消費される。これには唯一の例外がある。即ち伊太利の漁夫がアルヂェリア海岸で漁獲して伊太利に送る魚類である。アルヂェリアから伊太利の購入する魚類の額は、一九一二年に百三十二萬八千フランに上り、アルヂェリアから伊太利に輸出された主要品をなして居る。

次に工業用原料品に就て記して見よう。之は前述のものは全然事情を異にして居る。諸外國は佛國と同様にアルジェリアから大なる購入をなし或場合には佛國以上である。生皮の輸出額は一千萬フランに上つてゐる。その中、三分の二は佛國に、三分の一は諸外國へ輸出される。北歐諸國は、アルジェリアから佛國の三倍にも達するコルクを購入する（二百五十萬に對する七百五十萬）。棕櫚纖維は大部分（六百萬）が伊・埃・獨各國に送られる。アルファ草は大部分英國に行き、英國は八百萬フランの額を購入してゐる。燐酸礦物は大部分諸外國に送られる。獨逸が三百五十萬、西班牙が三百萬購入してゐるに對して、佛國は僅かに一百萬に過ぎない。諸外國への鐵鑛の輸出額は、約千五百萬フランに上つてゐる。英國が九千五百萬、和蘭が四百萬以上買入れてゐる。諸外國への亞鉛鑛の輸出額は千八百八十萬フランである。白國が九百萬を占めてゐる。合衆國がアルジェリアから購入する原料品もある（粗製コルク・粗製酒石・棕櫚纖維・生皮・指物用の材木等）。

製造品は、アルジェリアの輸出總額の中、僅かな一小部分を占めてゐるに過ぎない。モロッコ及びチュニスがアルジェリアから織物と衣類を購入しないを假定すれば、唯一つの産物即ちオリニ（Orie）の重要工業の基礎をなす煙草のみが茲に輸出品として記すに値するものであらう。此工業では原料としてアルジェリア産の煙草を用ふるのみならず、諸外國（特に合衆國）から輸入される葉煙草をも用ひる。煙草の輸出額は約一千二百萬フランに上る。この中四分の一弱が佛國に輸出

され、其の他は佛領植民地・英國・白國及び和蘭に輸出される。然しながら吾々は、この煙草に關する工業的趨勢も、財政上の專賣が嚴格に行はれ數ヶ國に於て課税せられ、ば、阻止されると云ふ事を記憶せねばならぬ。

第三節 アルジェリアの購買と消費

佛本國とアルジェリアの貿易は輸出よりもその輸入貿易に於ける方が大である。一九一二年のアルジェリアの輸入總額なる六億七千九十九萬五千フランからチュニスよりの輸入額（七百二十七萬七千フラン）とモロッコよりの輸入額（九百三十七萬七千フラン）を除けば、六億五千四百三十三萬一千フランとなる。之を分類すれば次の通りである。

佛國	五・六八・四	八七・〇%
北歐諸國	三・一・五	四・八
地中海沿岸諸國	二・三・七	三・六
米國及び極東諸國	二・一・三	四・四

斯くの如くアルジェリアは、その需要の約十分の九と云ふ實に大なる輸入を佛國に仰ぐ。地中海沿岸地方及び北歐に對しては輸出の方が輸入より多い。之に反してその他の國に於ては、輸入が輸出を超えてゐる。この事は是等の國々が地中海沿岸に於て産出されない物貨を供給するといふ事實によつて全く自然に説明される。英國（千六百七十萬）に次ぐ重要なアルジェリアへの輸出國は

ブラジル(千四百五十萬、主たるものは珈琲の千三百萬)・西班牙(千二十萬)並びに合衆國(一千萬)である。獨逸(五百九十萬)は之から見ると遙かに小であるが、オースタリー・ハンガリー(四百萬)・伊太利(二百六十萬)及び和蘭(二百三十萬)よりは少し上位にある。アルヂェリアが、地中海諸國から多くを購入しないのは、その産物が自國のものに類似して居るからで、自明の事柄である。然し北歐諸國からの購買高が、如何に僅かであるかといふ事は注目し値する。之は明かに關稅統一の結果である。吾々がアルヂェリアの輸入品の種類を驗べて見れば、その輸入品が主として製造品であつて是等は佛國から輸入されてゐる事がわかる。而して前記の通り製造品は、佛國から輸出される物品の分類中首位に在る。一九一二年アルヂェリアに向けられた佛國の製造品の輸出額が、四億フランを超えてゐたのに對して、諸外國よりの製造品の輸入額は僅かに二千五百萬フランに上つたのみである。佛國からアルヂェリアへの輸入品の中、製造品が四分の三以上殆んど五分の四を占めてゐた。

吾々が諸外國からアルヂェリアに來る輸入品を調べて見る時には、佛國の場合とは異り製造品が上位を占めてゐないことが分かる。外國からの輸入品を分類すれば次の通りである。

食料品	……………三七、三六七
製造原料品	……………三九、八四五
製造品	……………三五、二八三

諸外國からの輸入品表の上位に在るものは、珈琲(千四百八十萬)・石炭(千九百九十萬)

(石炭は、特殊貿易)

額の方が一般貿易(三千七百七十萬フラン)のより遙かに少い。アルヂェリアは年々約五十萬噸の石炭を消費する。而も特殊貿易に表はるものは是等五十萬噸の價格であるが、此外にアルヂェリアは百萬噸以上を輸入する。之は保税倉庫に入られて、再び輸出されるのである。此の莫大なる量は、石炭の供給を受_けにアルヂェリアの港に入る船が消費するのである。木材(千四十萬)・機械及機械器具(千四十萬)等である。

次に來るものは動物(八百四十萬)・穀類(五百十萬)並びに駄獸(四百九十萬)である。動物・

穀類及駄獸は、殆んど全部モロッコかチュニスから輸入される。(モロッコが家畜四百五十萬フラン・穀類九十萬フラン、チュニスが家畜七十萬フラン)

珈琲は殆んど全部ブラジルから來る。石炭は主として英國(一千萬)から來り、一部が獨逸(百五十萬)から來る。木材はオースタリー(三百萬)・瑞典・露西亞並びに合衆國から來る。機械及機械器具は、主として英國(三百七十萬)及び合衆國(二百六十萬)の供給する所である。然るに佛國は、自ら木材と木炭を輸入せざるを得ない状態に在るからして、是等のものをアルヂェリアに供給する事は、到底不可能なる事を忘れてはならぬ。珈琲も同様に供給出來ない。諸外國よりアルヂェリアの求める機械及び機械器具は如何と云ふに、之は英米の製造業者の特産物たる農業用機械が主たるものである。

尙此外にも諸外國の輸入品の中には、本國が供給する事の出來ない特産物がある。合衆國から來る石油(百六十萬)、瑞西及び和蘭より來る乾酪、支那から來る茶等が之であつて、アルヂェリアの輸入統計の中で相當重要な地位を占めてゐる。合衆國・獨逸及びオースタリーから輸入される葉煙

草は如何と云ふに、之は前に記せる如くアルヂェリアの盛大なる工業の原料をなすもので、此工業が發達しても本國にとつて少しも障礙にはならない。

アルヂェリアの貿易に關する統計書にある數字を仔細に吟味してもあまり骨折甲斐がない。唯アルヂェリアは本國が供給し得る物を購入してゐるといふ結論に達するのみで、此以上何も得る事は出来ない。

第四節 關稅統一と其の利益

アルヂェリアの對外貿易を仔細に分解して見ると、當然次の結論に到達する。關稅統一は普通の植民地には非常な害を及ぼしたが、アルヂェリアには反對に大なる利益となつた。統一の爲めにアルヂェリアの貿易の五分の四は絶對的無稅制度の下に行はれる事になつたと云ふことである。世界中の何所にもその國の輸出品を市場に送り出すに四分の三も關稅を拂はずに濟む國は他にない。佛國は、アルヂェリアにとつてアルヂェリアの主たる農産物——葡萄酒・穀類・動物・果實及早作りの野菜類——を吸収するに足る確固たる市場である。アルヂェリアにとつて、之は重大な利益である。之は特に農産業の發達にとつて好都合な事である。一方、佛國から來る物品は輸入の十分の九を占め之等の佛國品は、總て無稅でアルヂェリアに入り、而して阿弗利加の港に入る時に徴せらるゝ税金の爲價格を上げられる事なしに消費者に賣却せられる。之はアルヂェリアの消費者にと

つては可成の利益である。

此一般的な相互的な無稅制度も二、三の制限を受けて居ることは事實であるが、間接内國稅がある以上已むを得ざるものである。例へば一九一二年にアルヂェリア稅關が本國より購入せる砂糖に課稅せる額は、四百二十二萬六千フランであつた。一方に於て、アルヂェリアから購入せる物品に對して佛國の課せる關稅は三十一萬七千フランであつた（煙草には三十萬フラン）。然し一般原則に對する是等の例外は、二ヶ國の間に存する財政制度の相異の爲避くる事の出来ないもので、之が爲關稅統一の原則の有利なる効果を減ずるとしても、その程度は僅かである。

佛國とアルヂェリアとの間に交換せらるゝ物品が無稅であること云ふ事實から生ずる金錢上の利益のみを考へてはならない。此相互免稅の爲め、手續が簡單になり、便益が生ずると云ふことも忘れてはならない。免稅の結果、貿易上の障害も少くなり時間の勞費も少くなる。斯くして輸入者は、免稅に非ざる場合の如く、關稅上の分類が無數にある爲迷路に迷はねばならぬ様なこともなくなり、又故意に非ざる迄も結果は常に不愉快な虚偽申告を防止するに必要な關稅手續を、嚴格に履行せねばならぬやうなこともなくなる。

次の事實によつて、此の便利と云ふことの問題が貿易上如何に價值あるものかを、知る事が出来る。外國の物品を購入せんとするアルヂェリアの輸入者は、屢々物品の原産國から直接に購入しな

いで、その物品が關稅を支拂つて佛國のものとなつた後佛國市場に於て買入れたがるのである。故に全く豫期しない結果が起る。即ち是等の物品の爲支拂はれる關稅は、アルヂェリアの豫算の利得とならないで、本國の豫算の財源となるのである。かくしてアルヂェリアは年々約一百万フランの收入を失つてゐる。アルヂェリアの稅關應は、輸入者の行ふこの不便な習慣を打破らんとして、關稅博物館なるものをアルヂェリアに設け、種々の輸入品の見本に稅率を附して稅關の分類に従つて陳列した。此の方法によつて、諸外國と直接に取引せんとする商人に容易に知識を與へんとするのである。然し佛國を經由して輸入する習慣が、稅關應をしてかくの如き行動を採らしむる迄に至つたといふ事實は、取引業者が如何に間接輸入によつて生ずる便利に重きを置いてゐるか云ふことを最もよく證據立てるものである。アルヂェリアの取引業者は少し位金錢を多く拂つてもよいから手續の煩雜さがなるべく少い事を望んでゐる。

かくして佛國及びアルヂェリアの生産者と消費者は、完全なる關稅聯合によつて得る事の出来る殆んど總ての利益を統一關稅によつて得てゐる。佛國人の目には、アルヂェリアの統一關稅は獨逸人が關稅同盟確立の結果なせるが如き進歩であると思つてゐる。佛人は統一關稅によつて、更に範圍の廣い内國市場を與へられるものであつて、物貨はその市場の中を自由自在に移動する。同時に、この統一は國民の感情が非常に尊ぶ政治的意義を持つてゐる。佛國とアルヂェリアとの間に關

稅障礙が存しない事は、同一の郵便スタンプの使用すること同様に、北部阿弗利加の地を踏む佛人に自國を離れてゐるといふ感じを與へない。茲に論じて居ることは外面的な表象であつて、常に單純なる原理から成り立つてゐるが一般輿論に大影響を持つて居る。統一關稅は、佛國とアルヂェリアとの間に存する有力なる政治的結合であるやうに思はれる。佛國の輿論は、地中海の南北にある佛領を同一國の二部分として考へてゐるから、地中海が兩者間の聯合の保證たるの役を止めて、障礙となるが如き事は斷じて許さぬであらう。

アルヂェリアの住民が消費者として非常な高率關稅の適用の結果、佛國市場に現はれる高値を甘んじて受けなければならぬ事は事實であるが、彼等は佛國の消費者以上に苦しめられる事はない。佛國人は自國に於て高い物價に慣れて居る爲めアルヂェリアの物價が高くとも少しも驚かない。その上地中海の南方諸國に於ては珈琲や煙草の値段が安い爲め、此地の生活費が安いと云ふ感じを受ける。それから佛國はアルヂェリアに最も近い工業國であつて、他の條件が同じであるならば、アルヂェリアの製造品購入者は、佛國市場と取引するを好むであらう。アルヂェリアの貿易業者は、アンテイユ群島やニウ・カレドニアの場合の様に、その近隣國から迅速に且つ廉價に物資を購入し得るに拘はらず、歐洲から輸入する事を餘儀なくされ、高價なものを已むなく買はせられてゐるとは、全然趣きを異にしてゐる。アルヂェリアの統一關稅制度は決して通商の自然的發達を妨げる

ものでなく却つて促進させるものである。かゝる状態の下にあるので、普通の植民地に於ては兎角激烈なる罪の鳴らし合ひを起す關稅制度も、アルヂェリアに於てはあまり議論を生じないといふ事は當然の事である。

問題の他の一面も考へて見ねばならぬ。アルヂェリアの生産者は、佛本國の關稅が佛國の生産者に與ふる保護によつて大なる利益を得てゐる。彼等は吾が内國市場と自由に交通出来る爲め、その葡萄酒・穀類及牛を高價に賣つてゐる。彼等は、外國に持つて行つても之程に利益ある價格では賣れないといふ事をよく知つて居るから、外國に輸出しようとはしない。之は生産者にとつては最も堅實なる代償である。アルヂェリアは、吾國の關稅によつて、損失よりも大なる利益を得てゐる。この事は決して關稅が過度でないといふ事や佛國が更に自由なる貿易政策を採る事が好ましくないといふ事を意味して居るのではなく、是は全く別問題である。或は又吾が關稅制度の有利なる事を否定する人もあるかも知れないが、その制度は如何なるものにもせよアルヂェリアの關稅制度が本國の關稅制度と同一であることが有利なる事は、何人も否定し得ない所である。

統一關稅なるものは、普通の植民地にとつては空想であつたが、アルヂェリアにとつては現實の然かも有形的な利益である。本國と統一關稅植民地との間の貿易に於て、植民地に輸入さるゝ佛國貨物に對しては無稅輸入の法則が例外なく適用されて居るが、佛國に輸入さるゝ植民地貨物に對し

ては、E表の例外の爲めに最近迄此法則が適用されなかつた。現今に於ても是等諸植民地の主要産物たる砂糖は佛國に輸入さるゝ場合課稅されてゐる。然かるにアルヂェリア・佛國間の關係に於てはかゝる例外はないのである。貨物が無稅にて一方の領土から他方の領土に送られるといふ法則が例外なく適用される。吾人は佛國・アルヂェリア間の貿易がよく平均のどれを強く感ずるのである。普通の年に於て見ると、アルヂェリアが佛國に賣込む貨物の量は佛國より仕入れるものに略々等しい。アルヂェリアと本國との貿易の割合は、實際上輸出入共に同額である。かくの如く全然同額であるので、何れの側からも罪のなすり合ひは起らないのである。

更に關稅統一制度を廢止するにせよ、之に代へるに如何なる制度を以てするか。勿論關稅自治制度である。他に之に代つて實行しうるものがないからである。關稅自治制度の利益を記せば次の如くである。(一)アルヂェリアは外國品に課する關稅を低下する事が出来る。その結果外國品を更に廉價に購入する事が出来る。(二)佛國品に對してアルヂェリアの一般收入を増加すべき課稅をなすことが出来る。現今に於けるアルヂェリアの關稅は年々約一千萬フランである(一九一一年は九百五十七萬四千七百八十二フラン、一九一二年は一千八百八十六萬二千六百十五フラン)。特殊輸入貿易額が五億以上に達してゐる國としては之は餘りに少ない。關稅自治制度になれば、アルヂェリアは現在内國稅によつて増さねばならぬ歳入を、佛國品に課する關稅によつて得る事が出来る。關稅自治制

度が特にアルジェリアにとつて望ましいと思はれるのは、此の理由によるものである。

然し茲にアルジェリアが之によつて損失を受ける事も容易に了解される。佛國品の價格の騰貴は、外國品の價格の下落に釣合ふ所の騒ぎではない。消費者として見れば、アルジェリアは利得以上の損失を受けることになる。生産者としては、又ひどい損害を蒙るのである。本國は、アルジェリア品の佛國に輸入さるゝ場合に、報復關稅を課するに至る。殊に現在烈しい嫉妬心を抱いてゐるが、その要求の聞き容れられぬ事を知つて居るが故に沈黙を守つてゐる所の佛國の南部葡萄栽培者は、アルジェリアの葡萄との競争を免れる爲、早速保護關稅の設定を要求するに至るだらう。次に穀類・牛・オリーブ油等に就ても、本國の市場はアルジェリアの之等生産者に仰がなくなるだらうが、之に代つて他の如何なる市場が現はれるであらうか。本國とアルジェリアの間の關稅戰爭は、内亂の如く厭ふべきものとなるだらう。かゝる感念は、佛國人には耐へられぬものである。又、愛國的感情は別としても、現在ない所に障礙を設ける事は、世界の一般自由貿易と云ふ大義に貢獻するものでもなからう。

第七章 チュニス保護領とモロッコ保護領

第一節 チュニスの對外貿易

チュニスの對外貿易統計は、チュニス税關廳が編纂するものであつて、毎年「チュニス貿易統計書」と名づくものを作る。その統計の摘要が「チュニスの状態に關する大統領への年報」の次に掲載される所のチュニス一般統計の中に發表される。

チュニスの對外貿易は大なる發展を始めて來た。保護政治の初年には、輸出入合して五千萬にも達しなかつたが、一八九九年には一億を超え、一九〇七年には二億を超え、一九一二年には三億を突破した。一九一二年の輸入額は、一億五千六百二十九萬四千フランに達した。この總額中の輸入品原産國の中、百萬フラン以上のものを擧ぐれば次の通りである。

佛國	百萬フラン	八〇・二
アルジェリア		一七・八
英國		一四・五
伊太利		八・九
合衆國		六・六
露西亞		四・九
獨逸		三・四
白耳義		三・二
オースタリー		二・一
アルゼンチン共和國		一・九

瑞	西	一・六		
土	耳	古	一・六	
ア	ラ	シ	ル	一・五
西	班	牙	一・一	
瑞	典	一・一		

チュニスの輸入の中、六十%強は佛國とアルヂェリアが占めてゐる。英國は約十%、伊太利は約六%を占めてゐる。その他の國々を合してもチュニスの輸入の四分の一にも達しない。此の割合が既に十九世紀の末のものである事は、注目すべき事實であつて、輸入額は増加してゐるが、各國の割合は昔と殆んど變らない。

一九一二年のチュニスの輸出額は、一億五千四百六十五萬五千フランであつた。此の總額中、百萬フラン以上のものは次の通りである。

佛	國	六七・七			
伊	太	利	二五・二		
英	國	一三・七			
白	耳	義	九・〇		
アル	ヂ	ェ	リ	ア	七・七
ト	リ	ホ	リ	七・二	

百萬フラン

和	蘭	五・二				
獨	逸	三・八				
埃	及	三・四				
西	班	牙	二・四			
マ	ル	タ	二・三			
オ	ー	ス	タ	リ	ア	一・六
葡	葡	牙	一・五			

佛國(四十三%)の分は輸入の場合よりも遙かに少ない。アルヂェリア(五%)に就ても同様である。一方、伊太利は十六%であつて、英國約九%の分は輸入の場合と殆んど同一である。その他の諸國を合して二十五%になる。此各國比例を二十年以前と比較して見れば、佛國とアルヂェリアは減じ、諸外國は増加してゐる。一八九四年のチュニスの輸出の四分の三は、佛國或はアルヂェリアに送られてゐた。一九一二年に佛國とアルヂェリアがチュニスから吸収した分は約半分である。此の變化はチュニスに於ける鑛業の發達の結果である。諸外國がチュニスより求める燐酸鑛及び鐵鑛の量は、次第に増しつゝある。

輸入品の中では、綿製品(約千八百萬)が最も重要な物である。此綿製品取引に於ては、英國(六百五十萬)の方が佛國より稍々上であつて、佛國も之と同じ位である。伊太利は三百萬にも達

しない。白國は七、八十萬フランの所で、獨逸は三十萬フランである。西班牙・西端・和蘭及び英領印度は更に少ないが相當の額ではある。

綿製品以外に、主要輸入品中、記すべき物としては次の如きものがある。小麦（一千萬）は、主としてアルジェリア・合衆國及び露西亞より來る。大麦（三百萬）は主としてアルジェリア及び露西亞より供給される。玉蜀黍（二百萬）は殆んど總てアルゼンチンより來る。小麦粉は、三分の二が佛國より來り、三分の一がアルジェリアより來る。砂糖（六百萬）は専ら佛國から供給される。珈琲（百五十萬）はブラジルから來る。葉煙草（百六十萬）は半分が合衆國より來る。松材（二百萬）は、大部分オースタリから來る。石炭（六萬）は大部分英國から來る。石油（百萬）は主として露西亞から、鐵材及び鐵製品（五百萬）は殆んど全部が佛國より、石鹼（百五十萬）も佛國より、黃麻袋（二百萬）も同様佛國から、農具（百五十萬）は主として佛や米國から輸入される。自動車（百八十萬）は殆んど全部佛國から來る。最後に郵便による荷物は大概佛國から來るもので、その価格は八百萬以上である。之に依つて見れば、英國が以前優勢であつた綿製品を除けば、チュニスには佛國が供給せざる物か又は佛國自らも輸入せざるを得ない物品以外には、諸外國からは殆んど何も買はないのである。

輸出品中、第一位を占める物は、磷酸鹽物（四千七百七十萬）で、殆んど輸出の三分の一を占め

てゐる。一九一二年の磷酸鹽物の輸出は、千九百萬キントルを超過した。此の中、佛國の分は千八百萬フラン、伊太利が一千萬フラン、英國が五百五十萬フランで、其他は獨逸（三百三十萬）・白耳義（二百七十萬）・和蘭（二百三十萬）・葡萄牙（百四十萬）・西班牙（百萬）・丁抹（百萬）・オースタリ（百萬）等であつた。

金屬類は輸出品中第二位を占め、價格二千萬フラン以上である。鐵鑛（六百四十萬）は殆んど全部英國及び和蘭に輸出され、鉛（七百九十萬）は主として白耳義・伊太利及び西班牙に送られ、亞鉛（五百二十萬）は半分が白耳義に、半分が佛國とアルジェリアに輸出される。

之に次いで重要な輸出品は次の通りである。家畜（五百萬フラン）は大部分がトリポリとマルタに送られる。山羊（二百五十萬）は、半分が佛國とアルジェリアに、半分がトリポリに、鱈（百二十萬）は殆んど全部伊太利に、海綿（二百二十萬）は大部分佛國に、小麦（四百萬）は殆んど全部佛國に、玉蜀黍（四百八十萬）は、四分の三が佛國に、四分の一がトリポリに、燕麥（五百三十萬）は大部分佛國に、オリブ油（二千萬）は四分の三が佛國に、四分の一が伊太利に、コルク（百六十萬）は四分の三が佛國やアルジェリアに、アルファ草（四百二十萬）は、殆んど全部英國に、葡萄酒（五百五十萬）は、殆んど全部佛國に送られ、羅紗頭巾（百萬）は埃及に買はれる。

斯の如く輸出品を驗べて見れば、チュニスの農産物が殆んど全部佛國又はその近隣國（アルジェリ

ア、トリポリ)に買はれてゐる事が知れる。一方に於ては粗製原料品の大部分が諸外國に捌かれてゐる。之は、佛國人には哀しむべき状態かも知れないが、佛國農業が更に多くの磷酸鹽を使用せざる限り、又佛國工業が更に鑛物やアルファ草を要求せざる限り、チュニスの非でない事は明かである。

關稅による収入は、チュニスの對外貿易と共に増して來た。輸入税による年收は、近年通常四、五百萬フランの所にあつた。一九一二年に穀類の輸入が特に増加した爲、急に七百八十四萬七千七百八十四フランに上つた。佛國やアルジェリアから輸入された物品に課せられた關稅は百四十八萬二千六百三十四フランで、外國輸入品より得た關稅が六百三十六萬五千四百四十九フランであつた。その前年度に於ては、前者は百二十三萬八千七百四十三フラン、後者は四百八十七萬三千九百五十二フランであつた。輸出稅收入は、年々非常な變化があつて、一九一一年には僅かに三十萬三百五十六フランであつたが、一九一二年には百十二萬四千四百五十三フランに増加した。一九一一年は特に少ない年であつて、一九一二年は一九〇七年及び一九〇八年と共に、最も多い年の中に入れられる。

第二節 チュニス對外貿易の批判的考察

三十年間のチュニスの對外貿易の著しい發展は、一寸見た所保護國の享受する關稅自治制度の喜ばしき結果であるやうに見へるが、實際は主として鑛業の偉大なる進歩の結果の賜であり又土木

工事の發達の賜である。一般佛國植民地にとつては利益ある此の制度が、チュニスにとつては利益より以上の不便を與へはせぬかどうかに就て考へて見よう。

チュニスの關稅自治制度は、其の免れ難き結果としてアルジェリアの國境に完全なる稅關線を作くる事になる。保護政治が布かれて三十年になる今日、人民がアルジェリアからチュニスに行くに稅關吏に遭遇したり、稅關吏に留められなければならぬといふ事は、到底耐へられぬ愚な事である。チュニス保護國が、アルジェリアと同一の本國行政廳に屬して居らぬから云ふて、この貿易上の妨害が正常なものとは云ひ得ない。繰返して述べて置く必要のある事は、チュニスとアルジェリアとの貿易は總て國內通商の性質を帯びてゐる事である。然してコンスタンチン縣 (Constantine) の貨物が容易にアルジェール縣 (Algiers) に入り得ると同様に、チュニスにも容易に入り得るやうになさるべきである。地中海から鹹湖 (Chotts) に至る長さ四百軒に亘るこの國內稅關障壁は、アルジェリアとチュニスの間に人工的にして不自然なる經濟競争を招致するものである。

又此チュニスの關稅自治制度は、佛國との貿易に非常な妨害をなして居る。チュニスに於ける佛國移住民の手に成れる物品は、佛國に輸入される場合に、最惠國待遇といふ理論上の利益を享けるのみであつて、之は實際上總ての歐洲國にとつて共通な利益である。一八九〇年の法律によつて佛國に無稅で輸入される事になつた數種の物品も、此恩典の爲め非常に多くの形式と制限を受けなけ

ればならない。此の形式・制限は貿易には妨害となり、絶えざる脅威をなすものである。一方チュニスに到着する佛國品も、税關に留められ、一部分は實際無税輸入の恩典を受けるが、その他の物は輸入税を課せられるのは全く事實であつて、その額は年々百萬フランを超える。悲しむべき此の税金も煩はしき面倒に比すれば其程大きいものではない。チュニスの輸入品の半ばが佛國から來る事とチュニスの輸出品の五分の二が佛國へ送られる事を忘れてはならない。合計五千萬フランにも達する此の貿易が絶對的自由制度の下に行ふ事が出來たらば、どんなに利益となるだらう。

かゝる状態なれば、アルジェリアとチュニスの間完全に完全なる關稅聯合を作つたならば一大進歩ではないかと考へるのも尤もな事である。關稅の見地から見れば、アルジェリアとチュニスは共通關稅地域に圍まれてゐる一體の領土となり、國境で徵集した關稅收入は人口に按分して二國間に分ければよい。かゝる改革をすれば其の結果は、次のやうなものになるだらう。即ち、地中海からサハラ沙漠に至る迄の稅關吏隊を置く必要もなくなる。關稅統一制度がチュニスに布れば、チュニスもアルジェリアに於るものと同一の利益を受けることが出来る。佛國市場は、チュニス品に對しても開放せられる。アルジェリアの有力なる資源の一たる早作りの野菜の栽培は、チュニスに於ても相當に發達する。チュニスの移住民は、最早佛國南部の葡萄栽培者の陰謀に脅かされない。彼等の移住民に對する攻撃は、外面的な根據を失つてしまふ。忽ち輝かしい確固たる將來が彼等の前

途に開ける。チュニス・佛國間の貿易は、最早煩雜な形式の爲に妨害される事はない。地中海の一沿岸から他の沿岸への商品の輸送に伴ふ作業は、更に簡單なものになり、一層迅速になる。

是等の利益を得るには、之等の利益に對する犠牲を伴ふことは免かれない。例之、チュニスは輸出品に對する課税を廢止せねばならず、輸入税による年收も著しく減するだらう。チュニスの消費者は、吾國の關稅の適用より起る物價騰貴の結果に耐へなければならぬだらう。今日英國綿製品に支拂ふ以上に、佛國綿製品に支拂をなさねばならなくなる。然し、是等の不便は上に述べた諸利益によつて充分償はれるのである。目を高所に置いて觀察するに、政治上の状態からのみ生れたる此の人工的な經濟競争の状態を廢する事は、より大なる道義上の利益であらう。更に進んではチュニスの佛國移住民を佛國生産者として取扱ひ、又チュニスとの貿易は外國との貿易と同一視すべきでないといふ觀念を本國の人民に與へるといふ事は、更に一層道義上の利益となるであらう。チュニスに於ける佛國の勢力が優つてゐることから考へれば、チュニス・佛國・アルジェリア三國間に生ずる更に親善なる關係によつて政治上の利便が増加する事は明かである。より高き道徳的な政治上の聯合と云ふ事から考へても、通商上の利益といふ立脚地から見て極めて望ましい所の經濟上の聯合を認める事が出来る。

現在かゝる改革に反對すべき外交上の理由は少しもない。何となれば佛國は一九一二年の終りを

以て、一八九七年九月十八日に結べる英國との協定の第二款を廢棄しうる權利を持つてゐるからである。此改革に對して妨害を加へんとする者は唯チュニスの獨立主義者である。彼等は、かゝる改革はチュニスの自治權獲得にとつて妨害となりはせぬかを恐るゝのである。チュニスの恐れてゐるのはアルジェリアとの關稅聯合よりは、寧ろ經濟上の統一が動機となつて政治的にも統一されはせぬかといふ事であつて、チュニスが拒絶するのも無理のない事である。も一つの妨害は嫉妬心を抱いて居る佛國の農業者の加ふるもので、彼等はチュニスの佛國植民地住民を競爭者と目し之を除き度いと思つてゐる。然し崇高なる愛國主義は是等の偏狹なる趨勢に打勝つに決まつてゐる。チュニスの獨立主義及び佛國農業者の利己主義を宥め、アルジェリアとチュニスの間にも所望の條約を締結する爲めには、改革に着手して以て決行すべき共通の最高機關が必要である。此の機關としては北部阿弗利加省 (Ministry of Northern Africa) なるものを作れば結構である。之が創設は、世間一般の注意を惹くだらう。その特殊の使命とする所は、地方的利益・個人的利益を超越して一般的利益の増進を確保するにある。

第三節 モロッコの對外貿易

モロッコ帝國に於ける佛國の保護政治は一九一二年三月三十日の條約によつて出來たのである。佛國が餘儀なく採用してゐる門戶開放政策が、モロッコの對外貿易の發展に如何なる影響を及ぼす

かといふ問題は、將來になつて見なければならぬ。現在は、保護政治の最初の年の結果を得るに過ぎず、比較研究は後日に之を譲らなければならない。

佛國の一般貿易統計表 (一九一二年) によれば、佛國からモロッコへの輸出額は一般貿易に於て六千四百八十二萬三千フラン、特殊貿易に於て五千二百四十一萬フランであつた。この數字は前年度の數字 (三千五百萬と二千八百萬) に比較すれば遙かに増加してゐる。佛國の輸出額が斯くの如く突然に増加したのは、保護政治確立の當然の結果である。

佛國からモロッコに輸出された主なる物品は次の通りである。砂糖 (千七百三十萬)・絹織物 (六百十萬)・絹 (九百二十萬)・綿織物 (百五十萬)・機械類及金屬製品 (百二十萬)・葡萄酒 (百六十萬)・衣類及び既製品 (百五十萬) 等である。是等の數字は特殊貿易に於ける部に屬するものである。一般貿易の中では、穀類 (三百萬) と茶 (二百萬) が主たる輸出品である。佛國の保稅倉庫を通過する是等の物品は、モロッコに於ける佛國貿易に大いに力を與へるものである。此の貿易によつて生ずる取引は、佛國の生産者を富裕ならしめずとも、少くとも佛國の商人を富ましめる力を持つてゐる。

同統計によれば、モロッコから佛國への輸出額は、(一九一二年) 一般貿易に於て二千四百十九萬九千フラン、特殊貿易に於て千九百六十一萬三千フランであつた。主な輸出品は次の通りである (特殊貿易)。皮革及び生皮 (五百萬)・乾物 (四百二十萬)・藥用植物 (二百七十萬)・羊毛 (二百七十萬)。

含油質の穀産及び果實(百五十萬)等である。穀類は、特殊貿易に於ては取引額が九十萬フランに達しない位であるが、一般貿易に於いては、三百四十萬フランの價額が現はれてゐる。

佛國の一般貿易統計表には、アルジェリアとモロッコの貿易に就ても記してある。一九一二年のモロッコからアルジェリアへの輸出額は、一千三十四萬二千九百七十五フラン(一般貿易)と九百三十七萬六千九百九十四フラン(特殊貿易)であつた。生動物は四百五十萬フラン以上であつて貿易の約半分を占めて居た。穀類・衣類・既製品・皮類・羊毛が之に次ぐ輸出品である。

一九一二年のアルジェリアからモロッコへの輸入額は、三千二百六十四萬九千四百三十三フラン(一般貿易)と、二千二百五十二萬七千三百四十二フラン(特殊貿易)であつた。一般貿易に於て百萬フラン以上の物品は次の如きものである。煙草(四百十萬)・砂糖(三百七十萬)・綿織物(二百五十萬)・駄獸(二百萬)・葡萄酒(百七十萬)・衣類並に既製品(百六十萬)・皮革製品(百四十萬)・茶(百四十萬)・穀類(百三十萬)及び珈琲(百二十萬)等である。砂糖・茶及び珈琲の價額は、特殊貿易に於て極めて僅少なるは當然である。煙草でさへも辛うじて二百七十萬フランである。然しながら一方に於て、上記の中の他の物品は殆んど全部アルジェリアが供給するもので、一般貿易に於ても特殊貿易に於ても殆んど同一の額を示してゐる。

モロッコの税關廳の統計によれば、モロッコの一般貿易額は一九一一年の一億七千七百萬フラン

に對して、一九一二年には輸出入總額二億二千七百萬フランに達した。輸入額は輸出額を超過して一億三千四百萬フランに達した。主たる輸入品は次の通りである。綿類(三千六百二十萬)・砂糖(二千九百五十萬)・茶(六百八十萬)・葡萄酒及びアルコール(四百八十萬)・絹製品(四百萬)・蠟燭(三百五十萬)及び建築材料(三百四十萬)等である。綿製品は、殆んど全部英國から來る(三千三百萬フラン)。佛國がその次に位するが遙かに少い。佛國よりの綿製品輸入額は二百萬フランに達してゐない。獨逸(三十萬)・西班牙(二十萬)が佛國の次に位する。モロッコに輸入される砂糖は大部分(約三分の二)が佛國から來る。然し獨逸(四百萬)・オーストリー(二百萬)・白耳義(百萬)並びに和蘭(百萬)も、モロッコへの此の輸出を發達せしめんとして大いに努力をしてゐる。茶は主として英國から、葡萄酒・アルコール・絹布は佛國から、服地は獨逸から來る。蠟燭は以前は大抵佛國から買つてゐたが、今日では大部分英國から輸入する。建築材料は主に英・佛から供給される。輸入品の生産國の國別に依る割合を示せば次の通りである。

佛	國	四四%	
英	國	三二	
獨	逸	八	
西	班	牙	二
奧	國	一	

一九一二年の輸出額は六千六百萬フランに上つた。主なる輸出品は穀類（二千七百萬）・動物類及皮類（千二百五十萬）・主として乾物より成る野菜（千三百五十萬）・羊毛（二百五十萬）及び牛（二百萬）等である。各仕向國の輸入割合を示せば次の通りである。

佛	國	三二%	
獨	逸	二二	
英	國	二〇	
西	班	牙	一〇

獨逸と西班牙がモロッコに賣り込む額よりも此國から購買する額が大きいといふ事は注目すべき事である。英・佛兩國は之と反對に販賣額は購買額より遙かに大である。

貿易總額から諸港の順位を定むれば次の通りである。カサブランカ（三十一％）・サツファイ（十四％）・タンヂール（十三％）・マザガン（十六％）・ララシエ（八％）・モガドール（九％）・ラババ（六％）・テトウアン（二％）である。カサブランカとタンジールに於ては佛國が第一位を占め、サツフイーに於ては獨逸が、其他の五港に於ては英國が第一位を占めて居る。

是等統計の記す所の一九一二年は、出發點と見るべきであつて、近き將來にモロッコの對外貿易が著しく發達すべき事は疑のない所である。尤も各輸出入國間の割合は變化するであらうか、又其變化は如何なるものであらうかは不明である。然し貿易は國旗に従ふといふ事が眞實なりとすれば、

此門戶開放制度は佛國貿易の發展優勢を阻止するものでもなからう。

第八章 結 論

一八九二年、立法者の制定せる二種の植民地を抱括的に研究するに當り先づ第一に必ず氣付くことがある。非統一關稅植民地には何れも不平はない。關稅統一植民地の類に變更されん事を要求するものは勿論唯の一つもない。彼等は關稅を統一關稅に改められることを非常に懼れ、従つて彼等は唯本國立法者が成るべく此改革に力を入れぬ様にと望んで居る。

反對に關稅統一植民地には其の現狀に満足せるものは一つもない。（茲には北部阿弗利加を語るものではなく、北部阿弗利加の狀態たるや全く之等植民地のそれと異なるものである。而して之に關してはその所に於て述べたものを参照すれば充分である。）尤も其植民地に依つて、不平が大なるものと小なるものがあり、其の苦情も種々異り、其の非難も雜多であるかも知れない。一植民地は更に過激にして關稅獨立制度を要求するかと思へば、他の植民地は外交的であつて、統一制度の負擔に對する補償を要求するに止めると言つた様に種々相異はあるかも知れない。然し是等の植民地が皆一様に満足して居らぬといふ事は否定出來ない。

之は已むを得ざる結果ではなからうか。關稅統一制度の避けられぬ缺點は紳縮自在の性質を缺く

事である。五十歳の人に合はして作つた衣服は、年齢も異り、體格も異なる別の人に其儘々合ふ譯がない。一八九二年の立法者が求めたものは、恰も之と同様に不合理にして馬鹿らしいものであつた。彼等は、各植民地は本國に似て居らぬばかりか、各植民地相間互に於ても根本から相異してゐると云ふ事を知らないのである。アルタウド氏(Mr. Arnaud)は、次の如く云ふて居る。

「佛蘭西には關稅があつて、然かも關稅目錄といふ名の下に、商品の分類が八萬種以上に上つて居る。實驗室があり専門家が居り、關稅評價の一定手續きがあり、保稅倉庫がある。植民地には之に似たものが全然ない。保稅倉庫は二、三の植民地にはあるが、他の植民地にはない。植民地に輸入されるものは吾國の稅表に載つて居るものより數に於ても種類に於ても遙かに少ない。然かるに強國が近接して居たり植民地に住む人種の需要が異つて居る爲め、吾國の稅關表にはない様な物品を輸入し、課稅にも何等の不便がなく課稅した方が利益ある場合にも課稅をせぬ様な事になる。此によつても本國の爲めに作られた關稅に設けられたる例外のみにては、植民地の要求に副ふ事は出來ないと云ふ事が知られる。……植民地關稅制度と云ふ名を冠しても、本國の爲にのみ作られた稅金を植民地迄延長することは不當である」と。

佛國と諸外國とが締結した貿易上の協定を植民地に適用した爲めに難問題が起つたと云ふことは、單に本國の關稅制度を植民地に延長するといふ幼稚にして亂暴な組織が如何に害惡であるか云ふことを證據立て、居る。保護貿易論者なるを論せず、如何なる關稅を採用する場合にも、植民地の關稅の獨立と云ふことに對しては、相當の注意を拂はなければならぬ。佛國の如く、世界各地に散在せる廣大なる植民地の所有特權を有する國に於ては、議會は本國の爲にすると同様の注意を以て、各植民地に適當なる關稅制度を一々研究論議すべきである。議會が之を行ふ事を厭ふ時は、關稅率を定める權能或は少くとも之を提案する權能を、地方官廳と地方議會に任せねばならぬ。

一八九二年の立法者の遂行せる所のものに名付けられた關稅統一制度といふ言葉は、人を瞞著する好辭に過ぎない。十八世紀の末、議會が初めて統一を宣言した時には、植民地との貿易は「一國と其國の一部分との貿易」であると考へられて居た。統一の目的は、憲法制定議會が佛國の各地方を區分する國內關稅障壁を廢止せる如く、佛國とその植民地との間の關稅上の障壁を除くにあつた。憲法制定議會は、友愛といふ寛大なる觀念に鼓舞されてゐた。之に反して一八九二年の立法者は、利己的の目的によつて鼓舞されたものであつて、佛國の製造業者の利益が、有力な原因であつたのである。「汝等かくの如くなすべし但し汝等自己の爲にあらず」といふ言葉は、植民國としての佛國に適用するのは將來止めやうといふ事が企てられた。もし植民地が本國との取引以上に諸外國と貿易を行ふとすれば、吾々の植民政策は非難を受けるだらうといふ事さへ論せられた。一八九二年の立

法者は、自ら分折して見ない統計に欺かれて、諸外國と植民地との貿易を減少せしめ佛國と植民地との貿易を増大せんとしたのである。此目的を達する爲には、關稅統一と云ふ言葉は都合のよい手段であり、人をして恍惚たらしめる標榜語であるやうに思はれた。そこで立法者は之を利用したのである。彼等は高い所に目をつけたり先を見る事を好まなかつた。かくの如き統一制度と古來の植民政策との間には、保護と禁止の相異がある丈である。所謂關稅統一制度植民地なるものは、事實上所謂從屬植民地である。

一般保護政策特有の不便は、本國に於てよりも植民地に於て一層烈しく感せられる。本國に於ける保護關稅の通常の効果は、住民をして外國品よりも内國品を多く消費せしめて、近くの市場を以て遠方の市場に代へる事である。之は米國の經濟學者カレー(Carey)が保護政策を支持するに當つて、用ひた有力な議論であつて、之によつて生産者と消費者をして實際上時間と費用を要する無益な輸送を避ける事を得せしむるのである。然し佛國の場合は、本國の保護關稅を佛領植民地に適用する事は、アンティュー群島の市場に於ける米國品を佛國品に、又ニウ・カレドニア等の市場に於ける濠洲品を佛國品に代へることになる。その結果手近の市場に代へるに遠方の市場を以てする事になる。かくてカレーの議論は、この場合には保護政策に對して反對になる。

此の政策が植民地に於て醸す心理状態は、想像するに難くない。植民地住民は近隣の地に於て容

易に且つ廉價に買へるのに、餘儀なく遠方から物品を購入し高價を拂はねばならない。彼等は至急に必要とする物品を得るのに多くの時日を費す不便を忍ばねばならぬ。この爲め本國に對する反感が生ずる。反感は誤解を生じ、遂には昔の植民政策が産んだ怨恨の情を復活させる。本國に對する愛着心と彼等の利益とが相反すると云ふ觀念を、人々に抱かせる事は常に危険である。之は火をもてあそぶやうなものである。競争國は稍々ともすればこの不満を利用して、之を自己の爲めに有利に轉換すべき機會を狙つてゐる（佛國植民地の商業政策につき獨逸經濟學者の著書は、之に關して殊に暗示するものがある。ロベルト・エルメルス博士著、佛國植民地商業政策（一九一〇年）参照）

保護貿易論者も、植民地とその住民の利益が此組織の爲めに犠牲に供せられると云ふ事を否定する事は殆んど出来ない。唯彼等は、之に勝る本國の利益の爲には必然此の犠牲が必要であると主張するのである。保護論者の云ふ所は、自由貿易制度の下に於ては植民地に於て内國産業が外國と競争する事は不可能であると云ふ様なものである。恰も政治上の權勢と云ふものは、内國産業の爲にそれ程大なる利益をなすものでなく、恐らく本國關稅の適用によつて生ずる利益以上に出でないものであると云ふて居る様なものではないか。實際、外國競争の危険は、總額中に含まれてゐる種々の要素を分解もして見ずに植民地に輸入される外國商品の總額を基として論究して満足せる皮相論者に依て、非常に誇張されて來た。佛國に於て産出されない物品や佛國自身がその物品を産出するに

特殊便益を有する地方から購入せねばならぬ物品を、佛國植民地に供給し得ないのは明かである。今安南人の消費する支那産の物品を例にとつて見よう。極東の近隣國たる印度支那が、斯る購入をなしたとて本國の貿易にとつて、少しも害にはならない。極東諸國は、佛國がなすことの出来ない事を印度支那になすのであつて、斯の如き貿易の自然状態を妨げんとしても、本國の産業には少しも利益にならない。佛領植民地に入る外國の輸入品は、前説の如く、大部分が英國の石炭と合衆國の石油である。

本國は、自國用の石炭と石油を輸入せざるを得ないのであるから、植民地が同じ事をしても之を責める事は出来ない。正當なる比較統計を作る爲には、佛國品の輸入と歐洲諸外國品の輸入の中佛國も供給し得るものとを比較する事が必要である。之を比較し見れば、保護貿易論者の警告なるものが如何に誇張されたものであるか分かる。

更に彼等は、植民地に對する本國品の輸入と外國品の輸入と正確に區別すべき場合之を區別して居ない。實際の事情は更に一層複雑なものである。歐洲諸外國の商品は佛國の保税倉庫を通過して植民地に達する事がある。例へば一九一一年には、佛國から佛領植民地に再輸出された外國品の價額は、九百萬フラン以上であつた。外國品を佛領植民地に賣つて利益を得る佛國商人があり、又外國品を輸送して利益を得る佛國船舶所有者が居る。植民地に輸入される外國品の中には、その植民地

の近隣地方で産出する物品で、歐洲へ船で送られる爲に植民地の港へ輸送され、此處から送られるものもある。一方に於て、佛國産たるは外國産たるを問はず、佛領植民地の港に陸揚げされる歐洲品が必ずしも全部是等の植民地に留まるものではない。時には積み換へて近隣の諸外國に輸送されるものがある。吾々は再輸出及び通過貿易の存在を忘れてはならぬ。佛領植民地は、各々集散の中心點をなすもので、佛國の貿易上の勢力の擴張といふ立場から見ればそれが如何なる重要さのものであるか正確にきめる事が出来ない。例へば印度支那が佛領植民地でなくて獨逸の支配下にあるとすれば、支那の佛國品の消費は更に少く、獨逸品の消費は更に大であらう。かゝる見地よりすれば、何人も、一植民地とその近隣の外國との貿易を妨害するに至るやうな政策は、總て本國にとつて重大なる失策である事を認める事が出来る。

全體から見て、佛國植民地に本國の關稅を適用する事に大なる利害關係を有する工業は唯一つである。即ち綿製造業である。この工業は、關稅統一制度によつてマダガスカルと印度支那の市場を征服することが出来た。然しこの産業が如何に重要なものであるかは知らないが、單に此工業の利益を圖るが爲に、諸植民地の利益と植民地住民の利益のみならず、大貿易港の利益・國家の利益・その他有ゆる一般的利益を犠牲に供するといふ事は果して正當な事であらうか。

更に又此の近視眼的政策は、果して綿工業に豫想の利益をもたらすものであるか否かに就て研究

して見よう。貧困な土人は、マンチエスター製の粗悪な綿製品を買ふ事が出来なくなつても、佛國製品は高く到底買ふ事が出来ない。その結果貿易が他に轉せられるのみではなく、全く阻止されてしまう。土人の生活費が更に小であるならば、最初は英國の綿製品を買つても、繁榮して來れば、高價なる佛國製品をも購入するやうになるであらう。吾人が、文化に導き次第に吾人の欲望を注入せんとする所の之等未開の民族は、將來幾多の階程を越えなければならぬ。

植民地が本國に對して重要であるか否かと云ふことは、其植民地の住民の數と富の大小とに因るものである。商人にとつて重要な事は、一定の範圍の顧客に對する獨占的供給者となる事ではなくて、數多の顧客を得る事である。一人の顧客を得るよりも二人の顧客を得る方が更に大切な事である。年に僅かに一千フランしか消費せぬ顧客を獨占するよりも、毎年十萬フランの消費ある顧客に對して、その消費量の四分の一を供給する方が更に得策である。前者に於ては、販賣額は僅々一千フランであるのに對し、後者にあつては二萬五千フランである。

植民地は大概人口の稀薄な貧困な土地である。その重要であるか否かは現在購入してゐる商品の量によつて決せられるのではなくて、今後購入しうべき能力によつて決せられるのである。豫想以上なるべき將來の可能性を考察しなければならぬ。植民地の人口が増加して富裕になると云ふ事は、本國の利益になる事である。然るに植民地に於ける生活費が高價であると、人口の發達と富の

増加が妨害される。之によつて努力する勇氣を失ひ、其の結果として生ずる貧乏は又貧乏を生むのである。植民地の住民は、生活が一層苦しくなり課税の負擔に堪へられなくなる。植民地は、歳入を得るのが困難である爲め、貿易上多くの利便を生ずるやうな公共事業を延期しなければならぬ。かくして自然的には恵まれてゐる國々も、あはれ貧血状態となつてぐらついて居るのに、社會的現象が相關聯して居ると云ふ事を知らぬ人々は、之が理解出来ない。中にも、本國の販路の發展は植民地の繁榮に負ふ所が多いのである。之を要するに不幸な植民地を有する事は、本國にとつても利益でないから、植民地を支配する政策は、植民地の利益を眼目としたものでなければならぬ。昔嘶しの傳へる嫉妬の神の像は、自分の手を以て自分の身體を引き裂いた。各國民の間に存する植民地の獨占が、諸植民地を損ひ、諸外國の不信用を惹起し、軋轢の種子を全世界に播き散し、更に又、本國自身の將來に於ける利益をも危くしたのである。斯くの如きは、黄金の卵を生む鷄鳥を殺す様な政策である。

佛領植民地の關稅政策 (終)

終